

第4期

通常総代会資料

令和3年度事業報告：令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和4年度事業計画：令和4年4月1日～令和5年3月31日



土佐の高知の
あぐりの地から



J A 綱 領

— わたしたち J A のめざすもの —

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。**
- 1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。**
- 1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。**
- 1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。**
- 1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追おう。**

J A 高知県経営理念

<経営理念>

高知県の豊かな自然の恵みを生かして、組合員・地域の皆様と共により良い「未来」をつくれます。

<経営方針>

- ・ 地域農業を振興し、農業者の所得増大を実現します。**
- ・ 人と人とのつながりを大切にし、心豊かな地域社会を創造します。**
- ・ 新たな改革に挑戦し続け、さらなる協同の成果を実現します。**

目 次

・ごあいさつ	1
・総代会次第	2
■ 総代会提出議案	3
・総代会への理事の提出書	5
■ 第1号議案 第4期（令和3年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに損失処理案の承認について	6
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	7
（1）当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果	7
（2）当該事業年度における事業の経過	26
（3）当該事業年度における重要事項	34
（4）財務・事業成績の推移	34
（5）単体自己資本比率	34
（6）対処すべき重要な課題	34
（7）その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	34
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	37
（1）総代会の開催状況	37
（2）組合員の状況	38
（3）役員の状況	39
（4）会計監査人の状況	41
（5）職員の状況	41
（6）組織の構成	42
（7）施設の設置状況	45
（8）子会社等の状況	54
（9）その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項	56
3. その他組合の状況に関する重要な事項	56
4. 事業報告の附属明細書	57
（1）役員に対する報酬等の明細	57
（2）役員等の兼職等の明細	57
（3）役員との間の取引の明細	58
○ 第4期貸借対照表（報告事項）	60
○ 第4期損益計算書（報告事項）	62
○ 第4期注記表（報告事項）	64
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	64
2. 会計方針の変更に関する注記	66
3. 表示方法の変更に関する注記	66
4. 会計上の見積りに関する注記	66
5. 貸借対照表に関する注記	67
6. 損益計算書に関する注記	68
7. 金融商品に関する注記	71
8. 有価証券に関する注記	73
9. 退職給付に関する注記	74
10. 税効果会計に関する注記	76
11. 収益認識に関する注記	76
12. その他の注記	76

○ 第4期附属明細書（報告事項）	78
1. 貸借対照表等の附属明細書	78
(1) 組合員資本の明細	78
(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細	81
(3) 外部出資の明細	82
(4) 引当金等の明細	83
(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細	84
(6) 事業管理費の明細	86
○ 第4期損失処理案	87
○ 独立監査人の監査報告書（報告事項）	88
○ 監査報告書（報告事項）	90
○ 第4期部門別損益計算書（報告事項）	91
○ 第4期事業別の明細	92
■ 第2号議案 第5期（令和4年度）事業計画の設定について	96
■ 第3号議案 理事報酬について	110
■ 第4号議案 監事報酬について	111
■ 第5号議案 定款の一部変更について	112
■ 報告事項（1）第4期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について	6
■ 報告事項（2）不祥事件報告について	115
■ 報告事項（3）「JAバンク基本方針」の変更について	117
■ 『JA高知県自己改革の取組』	140

組合員のみなさまへ



高知県農業協同組合

代表理事組合長 秦泉寺 雅一

ご あ い さ つ

組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は当組合の事業運営に格段のご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

はじめに、高知地区の購買事業における不正行為、仁淀川地区の共済事業および信用事業における不正行為、土長地区における食品製造の不正行為等の不祥事の発生につきましては、組合員の皆様をはじめとする多くの方々にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当組合は相次ぐ不祥事の発生を受け、令和3年10月にJAバンク基本方針のレベル格付に指定され、令和4年2月には高知県から業務改善命令を受けました。特別調査委員会から提言のあったガバナンス、コンプライアンス意識の問題を真摯に受け止め、統合後最大となる700人規模の人事異動を実施いたしました。今後も旧の組織ごとに存在する独自ルールの払拭に向けた対応を進め、組織の変革と役職員の意識改革に取り組んでまいります。

また、経営基盤の強化に向けては、新たな3か年計画を策定し各種施策に取り組んでまいりました。役員体制を77人から53人に変更したほか、拠点のスリム化や業務のシステム化を図り事業の見直しを進めてまいりました。加えて、将来に損失を繰り延べることのないよう減損会計を厳格に適用し、29億85百万円を減損損失として計上しております。

令和3年度の収支状況は長期化するマイナス金利や新型コロナウイルスの影響などによって全般的に事業収益が伸び悩む結果となり、16億9百万円の事業損失となりました。また、先述の減損損失の計上などにより、38億41百万円の当期損失金を計上するに至り、組合員の皆様に事業の成果をお示しできなかったことを重ねてお詫び申し上げます。

当組合の喫緊の課題は、『回復』であると強く認識しております。一刻も早い信頼回復と経営改善を実現させていくよう、再発防止策の徹底と3か年計画の着実な実践に取り組んでまいります。

引き続き当組合へのご支援とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、組合員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、あいさつといたします。

第 4 期 通 常 総 代 会 次 第

日 時 令和4年6月28日（火）午後1時

場 所 高知県立春野総合運動公園体育館大アリーナ
(高知市春野町芳原2485)

- | | |
|------------|---------|
| 1. 開 会 | 6. 議長選任 |
| 2. J A綱領唱和 | 7. 書記任命 |
| 3. 組合長あいさつ | 8. 議 事 |
| 4. 来賓紹介 | 9. 閉 会 |
| 5. 総代会成立宣言 | |

第 4 期通常総代会提出議案

- 報告事項** (1) 第 4 期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について
(2) 不祥事件報告について
(3) 「JAバンク基本方針」の変更について
- 第 1 号議案** 第 4 期（令和 3 年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに損失処理案の承認について
- 第 2 号議案** 第 5 期（令和 4 年度）事業計画の設定について
- 第 3 号議案** 理事報酬について
- 第 4 号議案** 監事報酬について
- 第 5 号議案** 定款の一部変更について

総代会参考書類

(※ 当該資料は農業協同組合法施行規則第 161 条第 1 項に基づき交付する総会参考書類に該当するものです。)

第 1 号議案 第 4 期（令和 3 年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに損失処理案の承認について

第 4 期（令和 3 年度）の「事業報告」および「損失処理案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。第 4 期（令和 3 年度）の事業報告および損失処理案は、本冊子「第 4 期通常総代会資料（6 ページ～87 ページ）」に記載のとおりです。

第 2 号議案 第 5 期（令和 4 年度）事業計画の設定について

第 5 期（令和 4 年度）の「事業計画」の設定について、ご承認をお願いするものです。第 5 期（令和 4 年度）事業計画は、「第 4 期通常総代会資料（96 ページ～109 ページ）」に記載のとおりです。

第 3 号議案 理事報酬について

昨年度の支給実績および事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和 4 年度の理事の報酬については、総額 20,700 万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬額、支給方法などについては、理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、理事は 48 名です。

第 4 号議案 監事報酬について

昨年度の支給実績および事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和 4 年度の監事の報酬については、総額 2,000 万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては、監事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、監事は 5 名（うち員外監事 2 名）です。

第 5 号議案 定款の一部変更について

以下に示す主な事項に関し、定款を一部変更することについて、ご承認をお願いするものです。

- (1) 出資および経費分担の過怠金の利率を利息制限法に定める遅延損害金の利率の元本 100 万円以上の場合と同率にするため、所要の変更をするものです。
- (2) 農協法施行規則の改正によりリスク管理債権の用語・定義変更が行われたことをふまえ、所要の変更をするものです。
- (3) 令和元年会社法整備法による農協法改正により、JA と役員等との間の補償契約および役員賠償責任保険契約の内容の決定をする際には、理事会の決議によらなければならないこととされました。また、補償契約に基づく補償をした理事および当該補償を受けた理事は、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととされました。

以上のことをふまえ、所要の変更をするものです。

- (4) 令和 5 年 3 月 1 日より、JA から信連の預け入れの枠組み（預金施設）の見直しが予定されていることをふまえ、預け金に運用する総額（信連への預入義務額）を「余裕金基準」（余裕金総額の 2/3 以上）から「貯金基準」（総貯金の 1/2 以上）に変更するため、所要の変更をするものです。

総代会への理事の提出書

第4期通常総代会を開催するにあたり、第1号議案から第5号議案までの議案を総代会に提出します。

令和4年6月28日

高知県農業協同組合

代表理事組合長	秦泉寺 雅一	理事	久岡 隆
代表理事副組合長	前田 倫夫	〃	林 幸一
代表理事専務	島田 信行	〃	川井 由紀
〃	畠山 博文	〃	野町 亜理
〃	青木 厚林	〃	中村 富貴
〃	大原 光鶴	〃	宮地 幸
常務	川竹 壽栄	〃	尾崎 文彦
〃	安岡 憲保	〃	松田 哲幸
〃	森田 祐輔	〃	齊藤 仁信
〃	葛根 学	〃	小松 昌平
〃	金堂 元彦	〃	坂本 好史
〃	垣内 育男	〃	森下 智裕
〃	小松 藤雄	〃	前田 晴夫
〃	今村 篤志	〃	廣岡 勉
〃	馬場 義人	〃	川井 高廣
〃	谷脇 憲二	〃	右城 雄一
〃	上澤 哲猪	〃	澤本 誠
〃	竹吉 功	〃	片山 一也
〃	長尾 理夫	〃	土居 雄作
〃	吉福 洋	〃	山本 倫弘
		〃	水田 実
		〃	濱田 善久
		〃	谷脇 健司
		〃	山本 道雄
		〃	明神 正和
		〃	下村 昌幸
		〃	浦田 久永
		〃	岡村 武彦

第1号議案

第4期（令和3年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに損失処理案の承認について

報告事項（1）

第4期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について

第4期（令和3年度）事業報告

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

○ 第4期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和3年度は、長期化するマイナス金利や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、事業全般に影響を生じる1年となりました。

販売事業では、コロナ禍による業務用需要の低迷によって、販売品販売・取扱高が伸び悩み、販売事業総利益は26億73百万円(前年度対比△92百万円)となりました。購買事業では、原料価格の高騰などを受けて生産資材を中心に供給高は増加しましたが貸倒引当金の繰入により、購買事業総利益は31億20百万円(同△2億81百万円)となりました。共済事業では、満期到来による契約件数の減少などにより共済付加収入が減少し、共済事業総利益は38億35百万円(同△1億44百万円)となりました。信用事業では、マイナス金利などの影響により預金利息や受取特別配当金などの資金運用収益が悪化したことに加え、当組合の子会社に対する貸倒引当金の繰入により信用事業費用が増加し、信用事業総利益は31億36百万円(同△18億19百万円)となりました。

こうした中、当組合の財務状況については、固定資産の減損損失を計上したことなどにより、自己資本比率は14.93%(同△1.22ポイント)となりました。

また、誠に遺憾ながら、当組合のホームページに掲載のとおり、①高知地区の購買事業における不正行為(平成29年1月～令和3年8月)、②仁淀川地区の共済事業および信用事業における不正行為(平成21年5月～令和3年8月)、③土長地区における食品製造の不正行為(平成26年～令和3年2月)等の不祥事が発覚しました。これらを受け、JAバンク基本方針による不祥事点検基準の「レベル1」に格付されるとともに、高知県からは「業務改善命令」を受けました。組合員の皆様には大変ご迷惑とご心配をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

当組合では、一連の不祥事の原因究明およびガバナンス・内部統制上の問題を「総ざらい」し、体制の再構築を図るべく、外部専門家で構成する特別調査委員会、類似の案件を悉皆的に調査する「悉皆調査プロジェクト会議」(以下「PJ会議」という。)をそれぞれ設置いたしました。

特別調査委員会およびPJ会議からの調査結果・提言を受け、再発防止に向けたガバナンス体制の強化、リスク管理体制の整備、内部統制の強化等を含む再発防止策を策定し、役職員が一丸となって実践しております。

なお、当組合が実践を進めております再発防止策につきましては、「(6) 対処すべき重要な課題」において記載しております。

各事業別事業報告

1. 農業所得増大対策

(1) 補助事業等を活用した所得増大・農業生産の拡大の実施

①農業振興計画の策定

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実践に向け、品目ごとの営農指導・販売への取組内容を明確化し実践したほか、主要6品目の農業振興計画の策定に向け県域品目部会と検討しました。

②担い手サポート事業の実施

J Aグループ高知の県域担い手サポート連絡協議会における県域企画応援事業を活用し、環境制御関連機器や省力化機器の導入推進、新品目新技術開発等への支援を行い、55,752千円の活用実績となりました。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者への事業申請支援

国の一時支援金・月次支援金、高収益次期作支援交付金、事業復活支援金、および県の営業時間短縮要請対応臨時給付金等、各種補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農業者に対する補助金申請等のサポートを行いました。

④「施設園芸セーフティーネット構築事業」加入手続きへの支援

加温シーズンを前に重油が高騰しはじめ、国の「施設園芸セーフティーネット構築事業」の追加募集が緊急に始まったことから、施設園芸農家に対して加入の手続等を支援し、432戸が追加加入しました（事業加入戸数：2,137戸）。

(2) 計画的な集出荷場の再編に向けた取組および集出荷場運営コストの削減

①集出荷場再編計画の実践と集出荷場の効率化に向けた取組

集出荷場の再編は、幡多地区・高西地区の「ニラ集出荷場」を計画に基づき整備を進め国へ補助金申請を行ったほか、1つの集出荷場で品目集約を行いました。

また、効率化対策については、外部コンサルタントと連携した取組を継続し、集出荷場担当者に対する改善研修や業務の改善・効率化に取組み、複数の集出荷場において、作業の効率化や資材コストの削減などの改善効果が生まれました。

②園芸用出荷資材のコスト削減に向けた取組

試行的に一般競争入札（共通資材14種類・品目資材10種類）を行い、入札前の資材費に対し、約9%の削減効果が期待できる結果となりました。

(3) 労働力不足対策

①農繁期等の労働者確保

各地区の無料職業紹介所や農業用の求人サイト「あぐりマッチこうち」の活用や新聞広告、求人誌等で積極的な農作業の求人登録を進め、延べ322人のマッチングを行うことができました。

②外国人材の活用

集出荷場での外国人材の活用では、昨年度の安芸地区に続き、高知地区2人、高西地区1人を雇用し、荷造り作業の安定化に取組みました。

2. 営農指導事業

(1) 反収および品質向上対策

①試験研究・現地検討会の開催

反収および品質の向上に向け、行政機関と連携してナス・キュウリ・ピーマンなど主要 12 品目を中心に試験研究・現地検討会などを開催しました。

②土壌診断事業

年間 6,381 件を実施し、適正施肥を推進しました。

③環境制御装置等の普及

国や県の補助事業や県域担い手サポート連絡協議会の助成事業などを活用して、環境制御装置等の普及に取り組み、主要品目での普及率は 59%となりました。

(2) 県との連携による情報を活用した農業の推進

県と連携し、ハウス内環境測定機器や出荷データなどの農業関連情報を活用した新たな営農支援サービスの確立に取り組みました。

(3) 農業経営管理支援の強化

①記帳代行サービス等

全地区で記帳代行サービスを実施し、経営分析による農業者の経営支援に取り組みました（青色申告会員数 1,546 会員、経営分析 308 件）。

②野菜価格安定事業

対象 10 品目について価格差補給金の交付手続を行い、販売価格の下落を緩和し農業者の所得確保を支援しました（交付額 496 百万円）。

(4) 安全・安心な農畜産物の確保対策

生産履歴・飼養履歴記帳対応、残留農薬検査の実施を推進するとともに、エコシステム栽培の取組を継続し、安全・安心な生産出荷体制の確立に取り組みました。

(5) 担い手の確保対策

①園芸用ハウス整備

国や県の補助事業を活用し、60 件、9.9ha の園芸用ハウスを整備しました。

②新規就農者の受入確保対策

行政や生産部会と連携し、産地提案書による新規就農者の受入確保対策に取り組みました（新規就農者数：6 地区 54 人、親元就農含む）。

③青壮年部組織の活動

世代や品目を超えた、若手農業者の育成支援に取り組みました。

(6) 営農指導体制の強化

①営農指導員の技術研鑽

主要品目を中心に県域の現地研修会等を延べ 31 回開催し、営農指導員の技術研鑽を図り、産地の課題解決に向けた人材育成に取り組みました。

② I o Pクラウドの活用

県の進める、I o Pクラウド（※）を活用した効率的な営農指導の取組について研究を進めました。

※I o Pクラウドとは、気象データ他、ハウス内環境データ、出荷データ等、農業者の同意を得て収集・蓄積された農業用データの共有基盤。

3. 販売事業

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

県域の一元出荷販売と県共計の仕組みを最大限生かし、卸売会社との予約的相対取引の拡大、県外事務所を中心とした量販店等への営業商談（延べ 248 回）に取組み、販売強化を図りました。

また、県と連携して海外向けを含めPR動画（4品目）を制作し、SNSやQRコードを活用して販売促進に取組みました。

機能性表示食品である「高知なす」は、個包装品の出荷を拡大し、認知度向上と販売促進に努めました。

②再生産価格の安定的確保と新たな販売方式の導入

県域品目部会や品目販売会議を中心に、コロナ禍と生産経費の高騰に対し、県域のまとまりによる共販体制の強化、再生産価格を安定的に確保するための販売に取組みました。

また、「株とさのさと」等と連携した県外直販所への供給や販売サイト「とさごろ」を通じた販路拡大と認知向上、実需者への直接販売や卸売会社との買付取引の拡大に取組みました。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

ニラの袋包装に使用するフィルムを薄い規格に変更し、省資源・環境負荷の軽減と出荷経費の削減につなげました。

④精算業務の効率化対策

園芸販売システムの見直しを進め、事務統一に向けて品名マスタの統一に取組みました。

(2) 米穀集荷販売

①生産対策

全国的に主食用米の在庫量が高水準となっていることを踏まえ、飼料用米等への転作を一層推進しました（飼料用米：契約面積 910 ㌥・目標比 87%、集荷量 3,640 トン・前年比 122%）。

②集荷量の確保・拡大

販売先との事前契約を基本に生産者と出荷確約契約を早期に締結し、集荷量の確保・拡大に取組みました（主食用米集荷量 9,713 トン、計画比 116%・前年比 110%）。

(3) 精米・玄米販売

①取扱量の確保・拡大

法人准組合員の精米事業を集約し、事業の効率化を図りました。

また、各地区の精米所に対し、HACCP（危害分析重要管理点）に準じた衛生管理を徹底するため、「搗精所品質管理マニュアル」を改訂し周知を行いました。

②精米販売の強化

コロナ禍で業務用米の需要が低迷するなか、既存取引先の量販店を中心に精米ブランド「パールライス」の営業を推進し、取扱拡大に取組みました（精米量 3,476 トン、前年比 112%）。

また、販促資材の作成・配布、テレビ・ラジオ広告による県産米の消費拡大キャンペーンを実施し、精米ブランドのPRと消費拡大を推進しました。

（４）畜産販売

①ブランド力の強化と販路開拓

繁殖雌牛保有促進（導入 76 頭、自家保留 93 頭）や増頭対策等の補助事業を活用し、「土佐和牛」「土佐あかうし」等、付加価値のある家畜の生産力と販売力の強化を推進し、「四万十ポーク」の商標登録を支援しました。

また、「土佐あかうし」は、ブランド強化を図るため「赤身肉（TRB）格付制度」を令和 4 年 4 月からの運用に向け、見直しを行いました。

②生乳の計画生産と乳質の高位平準化

酪農生産基盤を維持し計画的な生乳の生産・販売に努めるとともに、生産管理チェックシート記帳管理を進め、乳質の高位平準化を図りました。

③新食肉センターの建設

令和 5 年度からの稼働に向け、関係機関と連携して運営シミュレーションを再検証するとともに、高知県食肉処理施設整備推進事業による第 1 期工事（緊急棟等の建設）を進め、工期内に完了しました。

また、第 2 期工事（本体棟の建設）に着手（入札・業者選定）し、工期内の全施設建設・整備に向けて取組を進めました。

（５）農産販売

①土佐茶の生産振興

県と連携し土佐茶セットを商品化（6 アイテム）するなど、販売拡大に取組むとともに、輸出向けの栽培、加工・販売を検討しました。

②ゆず加工販売の強化

既存取引先、新規取引先への営業を強化して販売量を拡大し、ゆず果汁の在庫の適正化を図りました。

（６）食品表示・衛生管理

①行政命令・指導等への対応

米、清涼飲料、小分け加工品等の「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」「食品表示法」「食品衛生法」違反に対し、業務改善計画および再発防止策を策定・実施し、改善報告書を所管省庁・県に提出しました。

②関係法令の周知

役職員を対象に食品に関する各種法令等の研修を行い（延べ 5 回・2,089 人受講）、基礎知識の習得に努めました。

また、食品加工を行う店舗等を対象にラベル表示などを総点検し（全 48 か所、延べ 59 日・4,773 商品）、適正化するとともに、適正状態の維持と法令遵守の業務構築に取組みました。

【販売高実績】（内部取引控除後）

＜受託販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米穀	1,565,787	畜産物	4,246,000
野菜	45,338,971	林産物	444,711
果実	2,656,735	特産物等	1,389,872
花き	3,408,683	合計	59,050,761

（注）受託販売高については、直販手数料に係る販売高が一部含まれていません。

＜買取販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米穀	534,703	畜産物	918,203
野菜	3,067,297	特産物等	309,156
		合計	4,829,360

＜加工販売高＞

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
加工米（精米・玄米）	1,965,207	その他	212,132
ゆず果汁	1,035,048	合計	3,212,388

4. 購買事業

(1) 出向く体制の強化

各営農経済センターと購買事業本部による巡回活動を通じ、予約率の向上に取り組んだほか、農業分野に新規参入する法人に対して資材に係る情報提供などを行い、新たな関係性の構築に努めました。

また、実務担当者らを対象にした研修会を通じ、営農経済渉外担当者の資質向上を図りました。

(2) 生産資材コストの削減

生産資材の安定的な確保と供給に向けて予約購買の拡大を図り、予約率は肥料では56.8%（令和2年度53.6%）、農薬では42.1%（同40.4%）にそれぞれ向上しました。

また、銘柄集約・予約注文書の統一を図り4作物（ネギ・オクラ・ユズ・水稲）を追加しました。露地作物を中心に被覆資材のとりまとめを強化し、共同購入による仕入れ機能の強化と安価な資材供給に努めました。

(3) 農業機械

全農との一体運営による訪問活動に加え、新たに農機の適正利用等の提案活動にも取り組み、年間7,909件（計画対比：131.8%）の訪問活動を行いました。

また、中古農機展示会の開催や中古農機の情報発信を行い、多様化する組合員ニーズへの対応強化にも取り組みました。

令和3年度も高知県、高知県農業機械協会と連携し大型特殊免許（農耕車限定）の技能講習会を開催しました。令和3年度末時点での合格者は424名となっています。

(4) 燃料

生産関連では、営農用A重油の仕入先との価格交渉を強化するとともに、安定供給に努めました。農業者の生産資材コスト低減に向け、加温期間を対象に営農用A重油・営農用灯油の価格精算を行いました。

また、コスト削減に向けて、供給先の燃料少量タンクに残油監視システムを導入した結果、人件費等配送コストの削減に繋げることができました。

生活関連では、(株)JAエナジーこうちと連携し、セルフSS11店舗を対象にLINEを活用したキャンペーン等を実施し、燃料油の取扱拡大に取り組みました。

(5) 生活店舗

組織事業では、県内全域でチラシによる電気製品の推進、「はるやま」の特別販売会に積極的に取り組みました。

また、女性部と連携を図りながら共同購入愛用品目検討会を開催し、取扱拡大に努めました。

店舗事業では、食の安心・安全を確保するため、各Aコープ店舗において関係法令の遵守に努め、組合員・利用者から評価される店舗づくりを目指し取組

みました。

(6) 合理的な配送体制の検討

購買事業の合理的な配送体制を検討するため物流実態調査を行いました。

(7) 経営基盤強化に向けた取組

購買事業の収支改善に向けて、車輛センターやAコープ店舗の在り方を見直しました。

令和4年4月に南国車輛センターを香美車輛センターに統合するほか、5月からは芸西車輛センターを外部事業主に事業移管します。

また、Aコープ店舗（生活店舗を含む）については、収支改善に向けて令和3年度末で5店舗を廃止し、令和4年4月から1店舗を外部委託します。

【購買品供給高実績】（内部取引控除後）

（単位：千円）

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	2,979,936	燃料	3,339,683
農薬	2,572,230	食品	3,319,730
飼料	715,510	生活用品	518,022
農業機械	874,085	家庭用燃料	109,548
生産資材	2,780,791	その他	
自動車	239,127	合計	17,448,662

※内部取引以外にも収益認識基準における会計変更に伴う代理人取引、農機の全農との分量取消等により 10,539,476 千円を控除しています。

5. 信用事業

(1) 融資業務の強化

農業融資については、営農・経済部門と連携して訪問活動を実施し、農業者ニーズに沿った相談受付や提案、資金提供を行いました。

また、住宅関連会社へのアプローチを強めるとともに支所等の窓口機能の強化を図った結果、住宅ローンの伸長につながりました。

(2) 事務管理体制の構築

貯金の業務については、半年ごとに全店舗を対象にした臨店指導を行い、事務ミスの軽減と事務の堅確性向上に取組みました。

また、融資業務については、事務・管理方法の確認ならびに検証体制を構築し、事務管理体制の強化を図りました。

(3) 非対面取引・メイン化の強化

独自の貯金キャンペーンや住宅ローン軽減項目を実施したほか、付帯取引（J Aカード、J Aネットバンク、年金受給口座等）を拡大し、顧客のメイン化と非対面取引の強化を行いました。

【貯金・貸出金残高実績】 (単位：千円)

貯金	722,673,985
貸出金	91,828,191

6. 共済事業

組合員・利用者・地域の皆様に「必要な人に必要な保障」の提供を行うべく、感謝の気持ちを込めた3Q訪問活動を軸に未保障・低保障者（世帯）への保障拡充活動等を積極的に展開しました。

「ひとの保障」については仕組改訂のあった「医療共済」や、「がん・特定重度疾病共済」「介護系共済」「年金共済」等の生存保障を、「いへの保障」では近年多発する台風・豪雨災害等への備えとして「建物更生共済」の保障提案活動に取り組みました。

長期共済保有高は、満期契約の到来、保障ニーズの変化や多様化、県内人口の減少等のため、2兆328億6,843万円（前年同期比97.0%）となりました。

【長期共済新契約高実績】

（単位：千円）

生命万一・建更	保障金額	122,959,814
医療	治療共済金額	846,502
がん・特定重度	がん診断共済金額・特定重度疾病金額	1,650,300
介護系	介護共済金額・生活障害金額	3,838,160
年金	年金原資※	3,003,519

※年金開始時における積立金

7. 組織・経営基盤

(1) 経営基盤の強化

第3期通常総代会で決議された「JA高知県3か年計画」の「施設再編計画」に基づき、金融店舗を72店舗から60店舗に、経済店舗を98店舗から80店舗に、ATMを124基から113基にそれぞれ再編を行いました。

また、業務の効率化に向けて米穀の取扱いに関するシステムなど34件のシステム化を図ったほか、委託会社との業務提携により電力や機械警備、複合機などで2億円以上のコスト削減につなげました。

(2) JA経営の健全性の確保

①拠点別・部門別収支管理と経営分析手法の構築

拠点別損益を減損会計上のグルーピングごとに算定し、適正な減損リスクの把握に努めました。

また、部門別損益については、労働生産性などの経営分析により組合の経営リスクの洗い出しを行いました。

②コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス・プログラム等に基づき各種制度を整備・運用しました。

具体的には、過年度に発覚した不祥事件を踏まえてコンプライアンス関係規程等を整備するとともに、コンプライアンス研修や連続職場離脱・人事ローテーション等の実施により、コンプライアンス意識の向上と取組強化を図りました。

また、JAバンク基本方針に基づく不祥事点検基準「レベル1」への格付等を機に、不祥事再発防止策の見直し・強化や会計監査人監査に対応するための内部統制の再構築を行うとともに、これらの進捗管理を担う部署として、令和4年1月より統括本部にリスク管理部リスク管理課を新設しました。

(3) 組合員の加入促進・メンバーシップの強化

①「JA高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性部・青年部での対話集会を開催しました。また、准組合員向けの広報誌モニター制度を実施し、准組合員の声を広報活動に反映しました。

②組合員組織の活性化

コロナ禍による中止や延期もありましたが、フレッシュミズ組織の認知拡大に向けた県域イベントの実施など、組織の活性化に向け取り組みました。

③JA運営への組合員の意思反映

組合員の意見、意思を協同活動や事業運営に生かしていけるよう、支所運営委員会・地区運営委員会・本所運営委員会を定期的で開催しました。

(4) くらしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①くらしの活動の取組

コロナ禍による中止、延期もありましたが、食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動、防災活動など、開催可能な範囲で取り組みました。

また、「家の光三誌」の普及は、目標に対し『家の光』74.5%（目標部数2,899

部)、『地上』96.0% (同 205 部)、『ちゃぐりん』84.2% (同 853 部) となりました。

② 広報活動の実践

広報誌「こうぐり」やSNS等を通じて組織内外に向けた情報発信を行い、組合員・地域住民に対する「食」「農」「協同」への理解醸成に努めました。

また、『日本農業新聞』の普及は、77.9% (目標部数 3,324 部) となりました。

(5) 人材育成・職場づくり

「人材育成基本方針」に基づく「活力ある職場づくり」に取り組みました。

また、職員の基本的能力、専門的能力の向上に向け、各種研修会の実施、派遣を行いました。

自己改革工程表（農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化）実践状況報告書（令和4年

1. 営農指導

戦略	戦術	具体的な施策
生産量の拡大・品質の向上対策	反収・品質の向上	先端機器の導入
	つながり強化	出向く機会の増大
	経営管理支援	青色申告会の拡大
		個別経営指導の実施
	安全安心の強化	エコシステム栽培へのガイドライン準拠GAPの登録推進
営農指導の体制強化	営農指導員の増員	
労働力の確保	無料職業紹介所の運営強化	求人・求職者の募集対応強化
	外国人材の活用	関連業者の調査、情報収集

2. 園芸販売

戦略	戦術	具体的な施策
品目部会員の所得向上	販売力の強化	顧客と販売単価の確保・向上をはかる計画的な事前値決め販売の実施
		取引先・実需者との営業商談の実施
		実需者との商談による規格外品等の買取販売の実施
	宣伝・販促活動の実施	生産者およびマネキン派遣による試食宣伝の実施
		量販店でのJAグループ高知フェアの実施
		輸出の定着・拡大に向けた営業・商談の実施
出荷品の安全・品質の確保、信頼の向上	適切な作業管理と異物混入等の防止をはかるガイドライン準拠・集出荷場版GAPの実施	
労力・出荷コストの低減	出荷包装規格の見直し検討	
	出荷荷口の大型化	
販売代金の精算・決済期間の短縮	計精算システムの整備	照合・確認業務等の見直しによる新システムの構築
出荷コストの低減	集出荷場等施設配置の見直し	集出荷場再編計画の策定
	集出荷場の運営方式の見直し	集出荷場の運営方式の改善コンサル対応

3. 米穀販売

戦略	戦術	具体的な施策
県域共同計算実施による集荷販売	主食用米と非主食米のバランスの取れた生産の推進	県内外の需要に合った生産と集荷販売 県と連携した新品種、新規需要米の生産拡大 県外卸向けの産地指定米や特裁米の集荷販売
	酒米の生産・供給の実施	酒造組合、県など関連組織との連携による酒米需給のマッチングの取組
	県産米の地産地消および県外への推進を実施し、消費拡大を図る。	米穀卸および量販店への積極的な推進を行い、県内外への販売を実施する。

3月31日時点)

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
環境制御装置等の導入	主要品目70%	59%	84.2%
訪問件数	56,500件	54,164件	95.8%
会員数	1,720人	1,546人	89.8%
実施件数	320件	308件	96.2%
エコシステム栽培のGAP登録	3,910件	4,689件	119.9%
人役	223人役	164人役	73.5%
求職者数	370件	315件	85.1%
集出荷場での導入	5地区	3地区4集出荷場	60.0%

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
値決め販売量の割合	22%以上	26.4%	120.0%
県外6事務所を主体とした個別商談回数	170回	248回	145.8%
実需者との交流商談会による新規取引件数	7件以上	コロナ禍で商談会には未参加、新規取引5件	71.4%
取扱高	21.5億円	22.2億円	103.2%
試食宣伝の実施回数と派遣人数	600回、800人	1回、32人	コロナ禍により実施できずSNS等でのPRに変更
フェアの実施店数	2,700店以上	5,300店	196.2%
新規取引件数	4件以上	0件	コロナ禍を受け中止
出荷場版GAPの実施状況の巡回点検回数	地区本部・本所	地区40回・本所7回	100%
	各2回以上		
実施件数	2件以上	2件(ニラ・高知なす)	100%
貸切トラック・JRコンテナ台数	1,100台	982台	89.2%
新システムの構築と移行	システム構築(継続)	システム構築(継続)	50.0%
再編計画に基づく、施設等の整備、広域出荷体制の実践	実践継続	ニラ集出荷場集約整備計画1か所の実施 1品目(キュウリ)の集約完了	
集出荷作業の見直し実践集出荷場数	7か所	8か所	114.2%

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
主食米(酒米除く)の集荷販売数量	11,500 t	9,713 t	84.4%
(その内、新品種・多収性品種・産地指定米の販売数量)	3,200 t	3,612 t	112.8%
非主食米の集荷販売数量	6,000 t	4,050 t	68.0%
酒米の集荷販売計画数量	600 t	372 t	62.0%
精米搗精数量	3,200 t	3,476 t	108.6%

4. 畜産販売

戦略	戦術	具体的な施策
畜産・酪農生産者の所得向上 担い手農業者の所得向上	販売力強化による高知県ブランドの確立・強化 酪農生産基盤の維持 提案力強化	地域団体商標の有効活用による土佐あかうしの更なるブランド力の強化と有利販売 行政や生産者、四国生乳販連との連携強化による酪農生産基盤の維持と計画的な生乳生産
新食肉センターの整備による食肉事業の総合的な取組強化	川上から川下まで一気通貫の取組による収支改善	新たに民間から取込む事業（セリ・部分肉加工・内臓販売など）、新規に取組む事業（廃用牛の集荷・JA直売所への供給）で安定的な経営

5. 農産販売

戦略	戦術	具体的な施策
高付加価値商品	高付加価値商品の販売による所得増大	厳しい環境下において高付加価値商品を製造することによる荒茶単価の維持 茶・ゆず製品の新商品開発による販売拡大
営業力強化	営業力強化による所得増大	加工品の営業訪問活動による販売高拡大

6. 生産資材購買

戦略	戦術	具体的な施策
生産資材コストの低減	営農指導との連携	県域一括仕入
	物流コストの低減	合理的な物流体制の構築
組合員サービスの向上	出向く体制の強化	営農経済渉外担当者の配置
組合員ニーズへの対応	利便性の向上	前年実績に基づく予約取り纏め
	円滑な情報連携	情報端末機の普及

7. 農業機械購買

戦略	戦術	具体的な施策
組合員サービスの向上	出向く体制の強化	調子伺い推進訪問実施
	共同利用によるコスト低減	農機レンタル、作業請負の件数拡大

8. 燃料購買

戦略	戦術	具体的な施策
生産資材コストの低減	農業者の営農支援	仕入機能強化および安定供給
石油中継基地の防災対策	石油中継基地の適正な配置	石油中継基地の移設および集約

9. 農業融資

戦略	戦術	具体的な施策
農業の成長支援	事業関連携により出向く体制の整備	事業関連携による資金需要調査の実施
	農業者の課題に対する相談機能の構築	メイン強化先および新規就農者への訪問

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
市場出荷の平均枝肉単価の向上・集荷頭数の確保	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,250円/kg	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,221円/kg	98.7%
	集荷頭数 500頭	集荷頭数 461頭	92.2%
生乳生産量の確保と後継牛確保の取組	計画生産 20,000 t	18,696 t	93.4%
	性別別精液取扱 550本	388本	70.5%
適切な整備に向けての計画どおりの進捗	整備工事	令和5年度の稼働に向け、関係者団体会議で進捗及び課題等の共有を行った。 地中障害物等で工期が遅延したが、1期工事を完了し2期工事(本体棟)を行っている。	約60%

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
二番茶平均販売単価	二番茶平均販売単価 815円/kg	二番茶平均販売単価 859円/kg	105.3%
その内、高付加価値の荒茶(紅茶、半発酵茶、釜炒茶)の販売単価	高付加価値荒茶販売単価 1,500円/kg	高付加価値荒茶販売単価 1,500円/kg	100%
新商品開発	1アイテム	6アイテム	600.0%
訪問件数	6,200件/年	6,222件/年	100.3%

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
肥料銘柄集約	6銘柄	4銘柄	66.6%
県下統一作物別肥料予約注文書策定	2作物	4作物	200.0%
物流実態調査	実践	物流実態調査対象10地区のうち4地区で実施	40.0%
配置総数	54人	59人	109.2%
専任担当者配置数	40人	24人	60.0%
肥料農薬50品目を主体とした予約率の向上	55%	肥料：56.8% 農薬：42.1%	肥料：103.2% 農薬：76.5%
携帯タブレット導入	40台	47台	117.5%

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
訪問推進件数	6,000件	7,909件	131.8%
利用件数	700件	712件	101.7%

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
重油取扱数量拡大	38,250kℓ	35,415kℓ	92.5%
灯油取扱数量拡大	1,230kℓ	1,130kℓ	91.8%
戸配送の合理化	1基地集約	香美地区香南市管内において、石油中継基地の高台への移設・集約に向けて香南市へ土地の斡旋について要請し、確保に向けて検討してもらっている。	香南市からの回答を待っている状況である。

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
地区別実施件数	恒常化	639件	—
訪問件数	1,150件	493件(実件数)	100%以上

戦略	戦術	具体的な施策
地域コミュニティの活性化	食と農の体験の場の提供	食農教育活動
	ゆとりと生きがいがづくり、交流の場づくり	高齢者生活支援
		生活文化活動
		目的別グループづくり
安全・安心の環境づくり	防災活動	
組合員のメンバーシップの強化	組織の活性化	女性の運営参画
		次世代を担う層との交流活動
	准組合員のメンバーシップ強化	准組合員の組織化
		モニター制の実施
「食」「農」「協同組合」にかかる県民理解の醸成	組織員向け広報の充実	広報誌「こうぐり」の発行
		支所だよりの発行
		農業新聞の発行
	地域社会への情報発信	トップ広報の実施
		プレスリリースの実施
		HPの強化
		SNSの実施
		広告展開（みどりの広場）
		全体イベントの実施
		メディアとの関係づくり
役職員の協同に関する学習活動	職場内報の発行	

業績評価指標	令和3年度目標	令和3年度取組結果	進捗率
年間延べ参加人数	4,400人	1,118人	25.4%
男性助け合い組織の設置	創設	未実施	—
年間延べ参加人数	1,200人	1,593人	132.7%
支援制度づくりと運用	—	未実施	—
防災・減災の学習会の開催	全地区年1回以上	実施	—
正組合員女性比率	38%以上	29.5%	77.6%
フレミズ層交流イベント回数	10回	1回	10.0%
組織の創設	—	未設置	—
制度の創設	—	実施	—
「食」「農」の誌面連動イベント実施数	年2回	1回	50.0%
発行支所数	60支所	50支所	83.3%
発信本数	450本	472本	104.8%
定例記者会見数	年2回	1回	50.0%
発信本数	112本	59本	52.6%
訪問者数	月14,000人	56,351	402.5%
フォロワー数	1,500	1,953	130.2%
発信本数	年6回	3回	50.0%
実施回数	年1回	コロナ禍により中止	—
実施回数	年1回	コロナ禍により中止	—
発行数	各2回以上	4回	100.0%

(2) 当該事業年度における事業の経過

【4月】

1日	入組式
2日	高知地区運営委員会
6日	香美地区運営委員会
7日～30日	みのり監査法人 期末監査Ⅱ
10日	「JAグリーン四万十店」オープン（幡多地区）
10日、11日	とさのさと感謝祭
12日	機能性表示食品「高知なす」お披露目会
15日	土長地区運営委員会
15日	幡多地区運営委員会
16日	高西地区運営委員会
19日	安芸地区運営委員会
19日	「あぐり食堂ほっと」2周年（土長地区）
21日	臨時理事会
22日	仁淀川地区運営委員会
23日	「マックスバリュ西日本株」メロン圃場を視察（仁淀川地区）
24日	NTT西日本らとのイチゴ栽培の連携協定を締結（仁淀川地区）
26日	JA高知女性組織協議会第7回通常総会
26日	「ハウスみかん」出荷開始（香美地区）
27日	第1回監事会
27日	香美地区運営委員会
28日	第1回本所運営委員会
30日	「四万十こども食堂」とのフードバンク締結（幡多地区）

【5月】

7日	第1回理事会
7日	第2回監事会
11日	生産者と児童がユリの球根2,000球を定植（安芸地区）
11日～17日	決算定期監査
10日	「高知なす」宣伝隊長就任式
11日	濱田県知事との意見交換（安芸地区）
17日～25日	みのり監査法人 期末監査Ⅲ
18日	「土佐紅」の出荷開始（香美地区）
21日	臨時理事会
22日	人形供養祭（仁淀川地区）
26日	新人職員による農作業体験
26日	「四万十ゆずポン酢」新発売（幡多地区）
26日	新人職員農業実習・女性大学あぐりコース開講（幡多地区）
27日	第2回本所運営委員会
27日	「Aコープくれだ」リニューアルオープン（土長地区）
31日	安田事業所の新築起工式（安芸地区）
上旬	乾燥ゼンマイの受込開始（土長地区）
～6月	ニラ営農アドバイザーによる全戸巡回（高西地区）

【6月】

2日	安芸地区運営委員会
2日	高西地区運営委員会
3日	第2回理事会
3日	第3回監事会
4日	香美地区運営委員会
4日	土長地区運営委員会
9日	高知地区運営委員会
9日～11日	県常例検査（土長地区）
15日	幡多地区本館の新築工事起工式（幡多地区）
17日	女性部による高知工科大生への食糧支援（香美地区）
23日	県産牛乳を濱田県知事にPR
25日	玉緑茶の審査会（土長地区）
25日	一人一研究体験発表会
28日	第3期通常総代会
29日	臨時理事会
29日	第4回監事会
中旬	「ミョウガ」出荷最盛期（高西地区）
下旬	「オクラ」出荷最盛期（幡多地区）

【7月】

2日	第3回理事会
2日	第5回監事会
5日	「青ユズ」出荷開始（安芸地区）
12日	「乾燥ゼンマイ」出荷開始（幡多地区）
12日	J Aグリーン四万十店来店者10万人を突破（幡多地区）
13日	香美地区運営委員会
15日	予冷库新設工事の地鎮祭（仁淀川地区）
21日	奈半利支所、吉良川支所の耐震改修工事起工式（安芸地区）
27日	第4回理事会
27日	第6回監事会
27日～29日	廃ポリ等の回収作業（高西地区）
28日	県常例検査（高西地区）
29日、8月3日～4日	随時監査（高西地区）
30日	第57回高知県茶品評会
下旬	「グリーンレモン」出荷最盛期（香美地区）
～9月	「土佐甘とう」出荷最盛期（高西地区）

【8月】

2日	臨時理事会
2日～12月3日	みのり監査法人 期中監査 I
3日	県常例検査（本所・高知地区）
4日	騎手との稲刈り（土長地区）
7日	「親子あぐりスクール」開校
8日	ナスフェス（幡多地区）
10日～27日	県常例検査（土長地区）
10日	「カントリーエレベーター」安全祈願祭（高西地区）
13日	臨時理事会
14日	ちゃぐりんフェスタ2021（土長地区）
14日	土佐茶フェア
15日	かざぐるま市新米まつり（土長地区）
18日～19日、23日	随時監査（安芸地区）
18日	ミツカン「まっことゆず」新発売（安芸地区）
24日	「ふるさと便」で地元出身学生を応援（幡多地区）
27日	第5回理事会
27日	第7回監事会
28日	(株)アグリード土佐あき6作目のナスの定植（安芸地区）

【9月】

1日、2日	ミツカン「まっことゆず」TVCM撮影（安芸地区）
6日～17日	県常例検査（本所・高知地区）
7日	ドローン散布実演（仁淀川地区）
11日	高知地区運営委員会
9月15日～17日	随時監査（幡多地区）
15日	デカカボチャの審査会（幡多地区）
21日	県への農業振興に関する要請活動
23日	令和3年産カラーリング出荷検討会（香美地区）
27日	第6回理事会
27日	第8回監事会
30日	棚卸立会

【10月】

5日	臨時理事会
5日	「四方竹」出荷開始（土長地区）
6日	第3回本所運営委員会
6日～15日	県常例検査（高西地区）
7日	高知地区運営委員会
9日	新採用職員の内定式
13日、15日	ニラの目慣らし会（高西地区）
14日～15日、18日	随時監査（香美地区等）
15日	「加工用ユズ」受入開始（安芸地区）
16日、17日	「水晶文旦」消費宣伝（仁淀川地区）
17日	「農業体験ちつくとふぁ～む」開催（香美地区）
18日	青壮年部・女性部・JA意見交換会（幡多地区）
19日	「ごはん・お米とわたし」作文・図画高知県コンクール審査会
27日	「地域農業・施設園芸に関する連携協定」締結
28日	第7回理事会
28日	第9回監事会
下旬	「高知なす」出荷本格化（安芸地区）

【11月】

4日	種ショウガ保管庫新設（仁淀川地区）
4日	ニラの集出荷の検討会（高西地区、幡多地区）
8日～17日	仮決算定期監査
9日	釜祭り（高西地区）
11日他計4日間	大学生に手作り弁当配布（土長地区）
10日	JA高知県女性部、青壮年部との対話集会
15日	JA高知県肉牛枝肉共励会
19日	第57回高知県茶品評会表彰式
19日	郷土料理教室（幡多地区）
21日	ドライブスルー式による加工品の販売会（香美地区）
22日	日本地域情報コンテンツ大賞2021の企業誌部門で優秀賞を受賞
25日、26日	県常例検査（安芸地区）
29日	第8回理事会
29日	第10回監事会
29日	「温室土佐文旦」出荷開始（仁淀川地区）

【12月】

1日	第4回本所運営委員会
6日	香美地区運営委員会
7日	安芸地区運営委員会
7日	仁淀川地区運営委員会
7日	駅伝県代表校へ農産物を寄贈（香美地区、土長地区）
8日	第11回監事会
8日	土長地区運営委員会
9日	高知地区運営委員会
9日	高西地区運営委員会
13日	JA高知厚生連へユズを寄贈
14日～16日	随時監査（土長地区）
16日	安田事業所が完成（安芸地区）
19日	ミツカンと共同で「ゆずまつり」開催
上旬	「物部ゆず」の出荷最盛期（香美地区）
23日	臨時理事会
23日	交通安全教室用信号機一式を寄贈（安芸地区）
25日	「シュガートマト」出荷最盛期（仁淀川地区）
27日	第9回理事会
27日	第12回監事会

【1月】

7日	臨時監事会
7日	「七草がゆ」配布（土長地区）
10日	レストラングドトラックで「高知なす」フェア開始
11日～27日	異常例検査（安芸地区）
12日～2月18日	みのり監査法人 期中監査Ⅱ
12日	「土佐よさこいポンカン」出荷開始（安芸地区）
13日	青壮年部・女性部・JA意見交換会（土長地区）
14日	臨時理事会
14日	臨時監事会
18日、20日、24日	随時監査（仁淀川地区）
19日	「土佐文旦」出荷開始（幡多地区）
21日	原木シイタケ駒打ち体験（土長地区）
27日	人工呼吸器等専用資機材一式を寄贈（安芸地区）
28日	第10回理事会
28日	第13回監事会
31日	消防指揮車、専用資機材一式を寄贈（安芸地区）
上旬	「ポンカン」出荷開始（安芸地区）
上旬	「フルーツきんかん」出荷開始（香美地区）
下旬	「温室せとか」出荷開始（香美地区）

【2月】

2日、17日	2022年冬季JA高知県1DAY仕事体験
7日、9日、14日	随時監査（購買事業本部）
8日	臨時理事会
9日	JA高知県集出荷施設カイゼン報告会
28日	第11回理事会
28日	第14回監事会
28日～3月23日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ
上旬	「土佐文旦」出荷最盛期（仁淀川地区）
中旬	春芽の「アスパラガス」出荷開始（高西地区）

【3月】

1日	「温室小夏」出荷開始（香美地区）
4日	消防運搬車と専用資機材を寄贈（幡多地区）
9日	「第1回高知県にら生産拡大大会」
12日	「親子あぐりスクール」修了式
23日	臨時理事会
26日	幡多地区本部新館の落成式（幡多地区）
28日	第12回理事会
28日	第15回監事会
29日	「宿毛小夏」の出荷開始（幡多地区）
31日	みのり監査法人 期末監査
31日	棚卸立会
上旬	「ハウス新ショウガ」の出荷開始（仁淀川地区）

●当該事業年度における事業の経過
①農業振興への取組

アドバイザーによる全戸巡回



ニラの圃場（ほじょう）を巡回し、栽培技術や品質の向上に取組みました。

県内各地で現地検討会を開催



生産者や関係機関と連携し、出荷に向けて栽培状況を確認しました。

農産物を全国に出荷



今年度も県内各地で農産物を受入れ、全国各地に届けました。

県、JA全農と協定を締結



先進技術の確立や後継者の育成を目指して、県、JA全農と協定を結びました。

ドローンを駆使した農作業の省力化



ドローンによる農薬の散布実演を通じて、農作業の省力化に向けて検討しました。

集出荷体制の強化に向けた検討



ニラの集出荷体制を強化していけるよう、施設の建設に向けて検討しました。

②地域振興の取組

学生への食料支援



地場産の農産物など約200人分を用意し、コロナ禍の学生を支援しました。

救急資機材等を寄贈



人工呼吸器や自動心肺蘇生器を寄贈し、地域貢献活動に取り組みました。

県内各地であぐりスクールを開催



あぐりスクールを通じ、食農教育活動に取り組みました。

福祉施設等への食材提供



フードバンクを結び、福祉施設等に食材を提供しました。

農産物で選手を応援



全国の駅伝大会に出場する県代表校に農産物を贈呈し、選手を激励しました。

出前授業による地域農業への理解醸成



地元の農産物の栽培の様子を紹介し、地域農業の現状や魅力を伝えました。

③組織活動の取組

「農」を通じた地域交流



田植えや特産品の栽培体験などを通じ、地域とのつながりを育みました。

農家食堂オープン2周年



女性部による農家食堂「あぐり食堂 ほっと」が、令和3年4月で2周年を迎えました。

農業用資材の回収



農業用のビニールやポリフィルムを回収し、環境に配慮した農業を推進しました。

原木シイタケの駒打ち体験



地元の園児を対象に、原木シイタケの駒打ち体験を開催しました。

料理教室の開催



料理教室を開催し、女性部ならではのレシピを参加者に伝授しました。

イベントを通じた農産物のPR



県内各地のイベントに出店し、旬の農産物をPRしました。

④特筆すべき事項

「高知なす」の機能性をPR



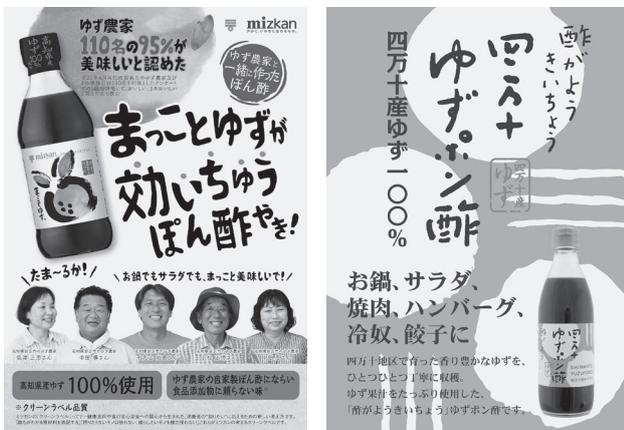
「高知なす」が消費者庁の機能性表示食品に登録されたことを受け、令和3年4月にお披露目会を開きました。

県内外のフェアやイベントで「高知なす」の魅力を発信したほか、出荷時の包装袋を見直し、機能性をPRしました。

また、5月には宣伝隊長就任式を開き、南国市出身の演歌歌手、三山ひろしさんを隊長に委嘱しました。

J A高知県では年間2万トン（令和2年度）を出荷しています。

ゆずポン酢を新発売



（株）Mizkan（ミツカン）より県産ユズを100%使用したポン酢「まっことゆず」を新たに発売しました（写真㉔）。

商品開発には生産者が協力し、生産者のこだわりを凝縮したポン酢に仕上がっています。

また、旭フレッシュ（株）に製造を依頼し、四万十市、四万十町産のユズを100%使用したポン酢「四万十ゆずポン酢」も新たに発売を始めました（写真㉕）。

J Aグリーン四万十店リニューアルオープン



J Aグリーンはた中村店は令和3年4月10日、「J Aグリーン四万十店」として四万十市中央公民館跡地にリニューアルオープンしました。

直販所の売り場面積を1.5倍に拡張し、幡多地区の直販所でも最大の広さを誇ります。地区の女性部による手作り弁当や総菜の製造販売など新たな試みも始まりました。

また、7月には来店客数10万人を突破しました。

日本地域情報コンテンツ大賞2021で優秀賞を受賞



当組合の広報誌「こうぐり」が、「日本地域情報コンテンツ大賞2021」の企業誌部門で今年度も優秀賞を受賞しました。

受賞は令和元年度から3年連続で、3回目となりました。

(3) 当該事業年度における重要事項

J Aグリーン四万十店が令和3年4月10日、四万十市中央公民館跡地にリニューアルオープンしました。また、令和4年3月26日に幡多地区本部新館の落成式を催し、旧地区本部と同じ敷地内に移転しました。

(4) 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (当期)
財務	事業利益	672,335	322,766	365,548	△1,609,918
	経常利益	924,024	919,210	1,082,438	△913,411
	当期剰余金	△466,606	784,110	△280,900	△3,841,600
	総資産	743,111,126	752,745,810	768,721,511	782,692,606
	純資産	41,210,594	41,821,673	40,826,967	36,534,491
信用事業	貯金	677,239,644	686,404,879	703,041,939	722,673,985
	預金	586,946,995	600,551,043	605,689,680	599,030,529
	貸出金	70,103,195	65,925,772	72,088,827	91,828,191
	有価証券	14,150,721	9,457,079	15,910,935	21,112,881
	国債	8,807,056	6,482,054	3,167,495	4,839,601
	その他	5,343,665	2,975,025	12,743,440	16,273,280
共済事業	長期共済保有高	2,201,121,422	2,144,764,479	2,094,062,468	2,032,868,430
	短期共済新契約掛金	1,882,392	4,506,268	4,355,674	4,211,840
購買事業	購買品供給高	10,798,815	26,904,975	25,528,847	17,448,662
販売事業	販売品販売・取扱高	21,183,068	68,920,473	65,102,858	63,880,121

※令和元年度と2年度の購買品供給高には、当組合の子会社である(株)JAエナジーこうちへの取扱高が総額で含まれていますが、3年度からは収益認識基準の適用に伴って純額表示(購買手数料への計上)に変更しています。

(5) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率 14.93% (令和4年3月31日現在)

(6) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取組～総合事業を活かした「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現～
当JAは「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を実現するために、営農・販売・購買・信用・共済などをはじめとする総合事業を引き続き展開します。これらの取組を継続していくためにも、JA事業の継続性を保つ必要があることから、収支均衡以上の経営を維持できるよう事業・組織・経営の改革に取組みます。

②不祥事事件の発生を踏まえたコンプライアンス体制の強化

特別調査委員会・悉皆調査プロジェクト会議からの提言および高知県からの業務改善命令を受け、当組合は、「ガバナンス体制の強化」「コンプライアンスの取組強化」「内部監査機能の強化」「リスク管理体制の整備」および「内部けん制体制の強化」を柱とする不祥事再発防止策に取組んでおります。

「ガバナンス体制の強化」では、役員を選出母体や地区の権限の見直し、コンプライアンス担当専任理事の設置等、現行の役員執行体制の見直しを図ります。

「コンプライアンスの取組強化」では、全役職員に対するコンプライアンス研修を継続して実施するほか、常勤理事で全拠点定期的に巡回し、役員を取組姿勢を職員に示します。また、今回の不祥事の発覚経緯を踏まえヘルプライン制度の活用促進等を行ってまいります。

「内部監査機能の強化」では、内部監査室に適切な人員体制を確保のうえ監査品質の向上を図り、監事、会計監査人および内部監査室の連携を強化してまいります。

「リスク管理体制の整備」では、本所と地区において重複する業務等を本所へ計画的に集約していくほか、組合全体の内部統制・リスク管理体制の再構築を担う部署として、統括本部にリスク管理部・リスク管理課を新設しました。

「内部けん制体制の強化」では、特別調査委員会より旧組合の事務処理が継続していることを原因の一つとしてあげられたことから、本所・地区間、地区相互間、旧組合の範囲を超えた適正な人事ローテーションを実施するほか、連続職場離脱を徹底すると同時に、事務処理の統一化を進めるべく、本所事務指導部署の体制強化および臨店指導の強化を図ってまいります。

当組合の経営を持続可能なものとするべく、役職員一丸となってこれらの取組を進めてまいります。組合員の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

・業務の適正を確保するための体制

当組合では、次頁のとおりJA高知県内部統制システム基本方針を策定しており、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めてまいります。

内部統制システム基本方針
(平成 31 年 1 月 28 日制定、令和 4 年 3 月 28 日最終改定)

高知県農業協同組合

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。

- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な進捗管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切に開示する。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

(ア) 通常総代会

令和3年6月28日13時より開催

総代会日現在総代数		581名
出席総代数	実際に出席した総代	55名
	代理人	5名
	書面	513名
	計	573名
出席准組合員数		0名
<p>重要な議事及び議決事項</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第3期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について</p> <p>(2) 不祥事報告について</p> <p>(3) 「JAバンク基本方針」の変更について</p> <p>第1号議案</p> <p>第3期（令和2年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について</p> <p>第2号議案</p> <p>高知県農業協同組合の3か年計画について</p> <p>第3号議案</p> <p>第4期（令和3年度）事業計画の設定について</p> <p>第4号議案</p> <p>理事報酬について</p> <p>第5号議案</p> <p>監事報酬について</p> <p>第6号議案</p> <p>退任理事の退職慰労金について</p> <p>第7号議案</p> <p>退任監事の退職慰労金について</p> <p>第8号議案</p> <p>共済規程の一部変更について</p> <p>第9号議案</p> <p>高知県たばこ販売協同組合嶺北支部からの脱退について</p> <p>第10号議案</p> <p>㈱れいほく未来の経営支援について</p> <p>第11号議案</p> <p>役員を選任について</p>		

(イ) 臨時総代会

該当なし

(2) 組合員の状況

(ア) 組合員数

(単位：組合員数)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組合員	個人	42,067	322	1,637	40,752	
	法人	農事組合法人	54	8	3	59
		その他の法人	131	13	5	139
	計	42,252	343	1,645	40,950	
准組合員	個人	42,590	1,947	1,092	43,445	
	農業協同組合	6	0	0	6	
	農事組合法人	4	1	1	4	
	その他の団体	165	1	3	163	
	計	42,765	1,949	1,096	43,618	
合計		85,017	2,292	2,741	84,568	
備考		当期末正組合員戸数	36,492戸			
		当期末准組合員戸数	37,202戸	合計	73,694戸	

(イ) 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組合員	個人	6,996,567	96,433	318,032	6,774,968	
	法人	農事組合法人	3,140	133	33	3,240
		その他の法人	13,723	1,808	701	14,830
	計	7,013,430	98,374	318,766	6,793,038	
准組合員	個人	3,511,055	231,892	144,234	3,598,713	
	農業協同組合	22,348	0	0	22,348	
	農事組合法人	57	0	0	57	
	その他の団体	31,357	10	123	31,244	
	計	3,564,817	231,902	144,357	3,652,362	
処分未済持分		185,131	125,164	185,131	125,164	
合計		10,763,378	455,440	648,254	10,570,564	
摘要：(1) 出資1口金額					1,000円	
(2) 当期末払込済出資総額					10,570,564,000円	

(3) 役員 の 状 況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	秦 泉 寺 雅 一	常 勤	有	実践的能力者
代表理事副組合長	前 田 倫 夫	常 勤	有	実践的能力者 農業所得増大・経営基盤強化担当
代表理事専務	島 田 信 行	常 勤	有	実践的能力者 統括本部担当
代表理事専務	畠 山 博 文	常 勤	有	実践的能力者 信用共済担当
代表理事専務	青 木 厚 林	常 勤	有	実践的能力者 営農販売担当
代表理事専務	大 原 光 鶴	常 勤	有	実践的能力者 購買担当
常務	川 竹 壽 栄	常 勤	無	実践的能力者 安芸地区総務・信用共済担当
常務	安 岡 憲 保	常 勤	無	実践的能力者 安芸地区経済担当
常務	森 田 祐 輔	常 勤	無	実践的能力者 香美地区総務・信用共済担当
常務	葛 根 学	常 勤	無	実践的能力者 香美地区経済担当
常務	金 堂 元 彦	常 勤	無	実践的能力者 土長地区総務・信用共済担当
常務	垣 内 育 男	常 勤	無	実践的能力者 土長地区経済担当
常務	小 松 藤 雄	常 勤	無	実践的能力者 高知地区総務・信用共済担当
常務	今 村 篤 志	常 勤	無	実践的能力者 高知地区経済担当
常務	谷 脇 憲 二	常 勤	無	実践的能力者 仁淀川地区総務・信用共済担当
常務	馬 場 義 人	常 勤	無	実践的能力者 仁淀川地区経済担当
常務	上 澤 哲 猪	常 勤	無	実践的能力者 高西地区総務・信用共済担当
常務	竹 吉 功	常 勤	無	実践的能力者 高西地区経済担当
常務	長 尾 理 夫	常 勤	無	実践的能力者 幡多地区総務・経済担当
常務	吉 福 洋	常 勤	無	実践的能力者 幡多地区信用共済担当
理事	久 岡 隆	非常勤	無	実践的能力者
理事	林 幸 一	非常勤	無	認定農業者
理事	川 井 由 紀	非常勤	無	女性理事
理事	野 町 亜 理	非常勤	無	認定農業者 女性理事
理事	中 村 富 貴	非常勤	無	認定農業者 女性理事
理事	宮 地 幸	非常勤	無	認定農業者 女性理事
理事	尾 崎 文 彦	非常勤	無	青壮年部理事

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
理事	松田哲幸	非常勤	無	認定農業者 青壮年部理事
理事	齊藤仁信	非常勤	無	認定農業者
理事	小松昌平	非常勤	無	認定農業者
理事	坂本好史	非常勤	無	実践的能力者
理事	森下智裕	非常勤	無	実践的能力者
理事	前田晴夫	非常勤	無	実践的能力者
理事	廣岡勉	非常勤	無	認定農業者
理事	川井高廣	非常勤	無	認定農業者
理事	澤本誠	非常勤	無	認定農業者
理事	右城雄一	非常勤	無	認定農業者
理事	片山一也	非常勤	無	認定農業者
理事	土居雄作	非常勤	無	認定農業者
理事	山本倫弘	非常勤	無	認定農業者
理事	水田実	非常勤	無	実践的能力者
理事	濱田善久	非常勤	無	認定農業者
理事	谷脇健司	非常勤	無	認定農業者
理事	明神正和	非常勤	無	認定農業者
理事	山本道雄	非常勤	無	認定農業者
理事	下村昌幸	非常勤	無	認定農業者
理事	浦田久永	非常勤	無	実践的能力者
理事	岡村武彦	非常勤	無	実践的能力者
常勤監事	北添和明	常勤		
常勤監事	武井隆一	常勤		
監事	山岡さか	非常勤		
監事	山崎誠一	非常勤		員外監事
監事	村田弘文	非常勤		員外監事

注1. 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士北川健二氏および公認会計士松木克史氏です。

(5) 職員の状況

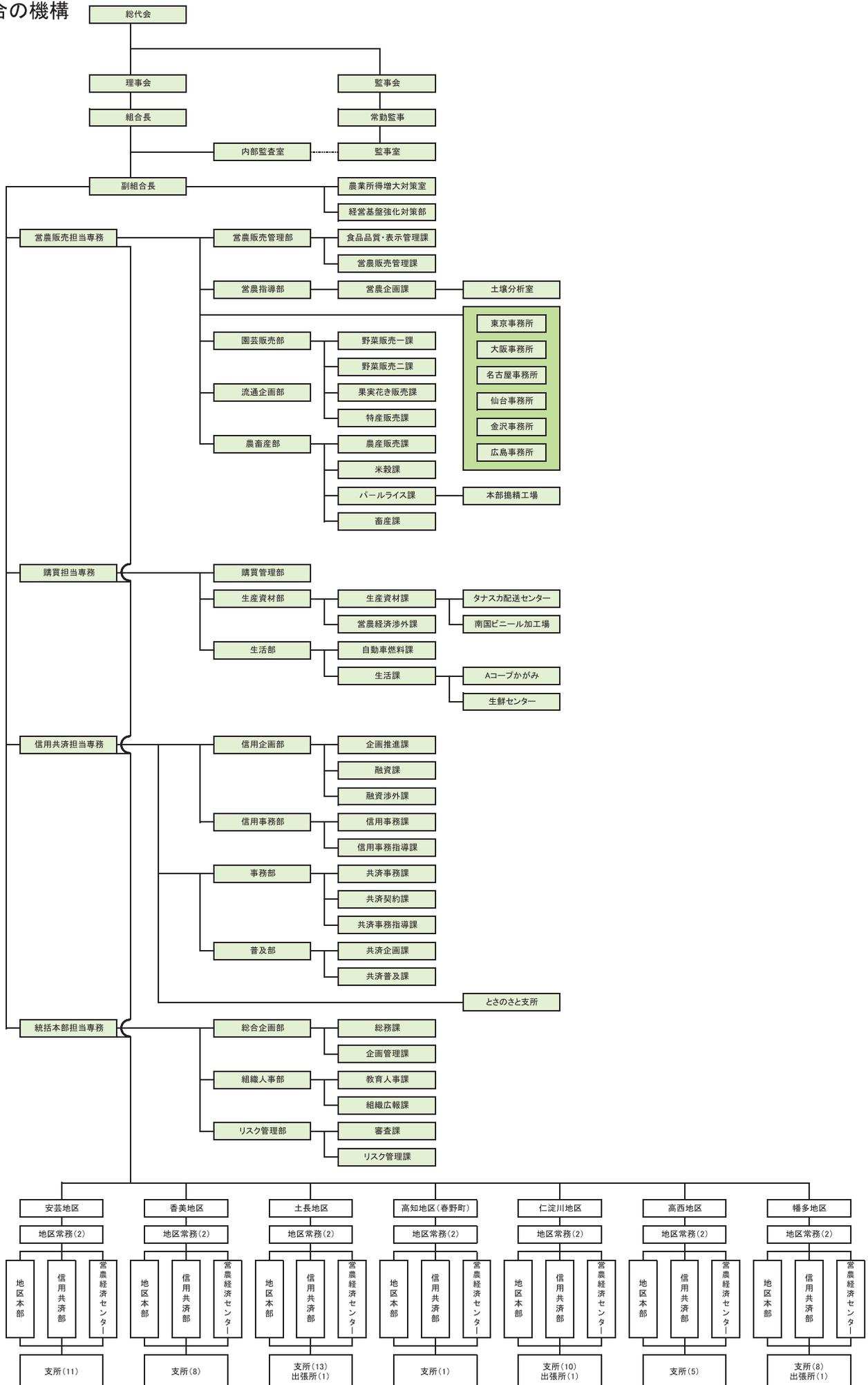
職員数の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	1,534	49	101	900	582	1,482
嘱 託 職 員	71	21	24	40	28	68
限 定 一 般 職 員	34	0	5	17	12	29
契 約 職 員	483	51	88	165	281	446
合 計	2,122	121	218	1,122	903	2,025

※期末職員数には期末退職者は含みません。

(6) 組織の構成
(ア) 組合の機構



(イ) 組合員組織

【本所】

組 織 名	構 成 員 数
本所運営委員会	25名

【安芸地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	28名	柚子部	930名
支所運営委員会	283名	果樹部	67名
青壮年部	240名	特産部	15名
女性部	816名	酪農部会	3名
園芸部	940名	肉用牛部会	17名
稲作部会	53名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会安芸地区本部	623名
花卉部	61名	年金友の会	5,425名

【香美地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	16名	青壮年部	88名
支所運営委員会	174名	女性部	383名
園芸部	929名	助け合い組織かがやき	36名
果樹部	373名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会香美地区本部	359名
花卉部	57名	年金友の会	6,418名
生姜生産部	80名	共済億友会	511名
酪農部	4名		

【土長地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	30名	桃部	10名
支所運営委員会	232名	ぜんまい部	168名
青壮年部(南国)	31名	無農薬柚子部	442名
青壮年部(長岡)	27名	年金友の会(南国)	2,662名
青壮年部(れいほく)	78名	年金友の会(長岡)	393名
女性部(南国)	463名	年金友の会(十市)	273名
女性部(長岡)	23名	年金友の会(れいほく)	2,929名
女性部(れいほく)	348名	共済億友会(南国)	272名
園芸部(南国)	365名	共済億友会(長岡)	42名
園芸部(長岡)	57名	共済億友会(十市)	92名
園芸部(十市)	48名	共済億友会(れいほく)	203名
園芸部(れいほく)	102名	十市果樹研究会	12名
畜産部	51名	かざぐるま市運営協議会	205名
直販部	240名	風の市運営協議会	248名
稲作部	86名	学校給食米生産部	21名
酒米部	25名	機械銀行	14名
露地野菜部	14名	すくすく倶楽部	54名
酪農部	4名		

【高知地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	13名	直販部	317名
支所運営委員会	121名	養鰻部	2名
青壮年部	158名	年金友の会	1,259名
女性部	140名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高知地区本部	185名
園芸部	364名		

【仁淀川地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	68名	園芸部(土佐市)	522名
支所運営委員会	602名	コスモス畜産部	12名
青壮年部(コスモス)	115名	助け合い組織仁淀川地区にここ会	203名
青壮年部(土佐市)	103名	助け合い組織仁淀川地区赤い禪隊	49名
女性部(コスモス)	489名	年金友の会(コスモス)	7,949名
女性部(土佐市)	300名	年金友の会(土佐市)	1,925名
園芸部(コスモス)	434名		

【高西地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	26名	酒米生産部会	12名
支所運営委員会	198名	梨生産部会	4名
ニラ部会	69名	堆肥センター利用組合	15名
カントリー・エレベーター利用組合	288名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部(四万十)	220名
エコ栽培米生産部会	14名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部(津野山)	4名
生姜部会	46名	水耕セリ部会	6名
イチゴ部会	3名	津野山甘とう部会	27名
ハウス胡瓜部会	7名	津野山みょうが部会	17名
ユズ生産部会	25名	津野山なす部会	19名
ユズ研究会	70名	津野山椎茸生産部会	38名
津野山ユズ部会	193名	津野山畜産振興会	16名
小生姜部会	5名	津野山シキミ部会	11名
茶生産部会(津野山)	21名	青壮年部(四万十)	56名
夏秋ピーマン生産部会	43名	青壮年部(津野山)	6名
養豚協会	4名	女性部(四万十)	279名
肉用牛部会	8名	女性部(津野山)	21名
興津園芸部会(ピーマン)	9名	年金友の会(四万十)	2,035名
興津園芸部会(ミョウガ)	51名	年金友の会(津野山)	1,193名
みどり市直販部会	390名	共済億友会(四万十)	210名
サトイモ生産部会	24名	共済億友会(津野山)	35名
アスパラガス部会	8名	共済友の会(四万十)	1,199名

【幡多地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	28名	畜産部	20名
支所運営委員会	381名	水稻部	137名
園芸部	1,329名	青壮年部	201名
果樹部	572名	女性部	920名
花卉部	43名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会幡多地区本部	80名
特産部	212名	年金友の会	7,416名

※当JAの組合員組織を記載しています。

(7) 施設の設置状況
(ア) 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要	
本所	事務所	統括本部 (総合企画部、リスク管理部)	高知市五台山5015-1	
	事務所	統括本部 (組織人事部)	高知市春野町弘岡下中央2454-15	
	事務所	信用事業本部	高知市北御座2-27	
	事務所	共済事業本部	高知市北御座2-27	
	事務所	購買事業本部	高知市五台山5015-1	
	事務所	営農販売事業本部	高知市仁井田新港4706-4	
	事務所	畜産課事務所	高知市海老ノ丸13-58	
	事務所	米穀課・パールライス課事務所	南国市大桶甲25	
	事務所	とさのさと支所	高知市北御座10-10	
	事務所	Aコープかがみ	香南市香我美町下分82-2	
	精米麦施設	搗精工場	南国市大桶甲25	
	生産資材加工施設	南国ビニール加工場	南国市立田1105	
	その他施設	J A高知病院売店	南国市明見字中野526-1	
	その他施設	炊飯センターごはん工房	高知市池遅越282-42	
	その他施設	タナスカ広域配送センター	高知市五台山5015-1	
	安芸地区	事務所	安芸地区本部	安芸市幸町1-16
事務所		あき支所	安芸市幸町1-16	
事務所		東洋支所	安芸郡東洋町甲浦333-1	
事務所		吉良川支所	室戸市吉良川町甲2240-1	
事務所		室戸支所	室戸市室津1743	
事務所		安田支所	安芸郡安田町安田1850	安田町役場内
事務所		田野支所	安芸郡田野町1858-2	
事務所		北川支所	安芸郡北川村野友甲830	
事務所		奈半利支所	安芸郡奈半利町乙1810	
事務所		あき東支所	安芸市川北甲6852	
事務所		あき北支所	安芸市土居17-3	
事務所		芸西支所	安芸郡芸西村西分甲5773-1	
事務所		安芸営農経済センター	安芸市幸町1-16	
事務所		芸西資材センター	安芸郡芸西村西分甲459	
事務所		芸東営農センター室戸事業所	室戸市室津1743	
事務所		芸東営農センター吉良川事業所	室戸市吉良川町甲2016-16	
事務所		中芸営農センター安田事業所	安芸郡安田町安田1847	
事務所		東川事業所	安芸市入河内603-1	
事務所		中芸営農センター中山事務所	安芸郡安田町正弘694-2	
事務所		芸東営農センター東洋事務所	安芸郡東洋町野根丙1306	
事務所		芸東営農センター羽根事務所	室戸市羽根町乙1308	
事務所		芸東営農センター羽根店舗	室戸市羽根町乙1145	
事務所		中芸営農センター中山店舗	安芸郡安田町正弘694-2	
事務所		中芸営農センター・あいあい広場	安芸郡奈半利町乙1810	
事務所		赤野出張所	安芸市赤野乙31-2	
事務所		穴内出張所	安芸市穴内乙81-1	
事務所		わじき出張所	安芸郡芸西村和食甲2145-5	
集出荷場		安芸 フラワーセンター	安芸市幸町1-16	
集出荷場		安芸集出荷場	安芸市土居288-1	
集出荷場		芸東集出荷場 (総合選果場)	室戸市吉良川町甲2016-16	
集出荷場		芸東集出荷場 (なす選果場)	室戸市羽根町乙1308	
集出荷場		中山集出荷場	安芸郡安田町正弘694-2	
集出荷場		中芸集出荷場	安芸郡安田町東島4307-13	
集出荷場		芸西集出荷場	安芸郡芸西村西分甲1183-1	
集出荷場		穴内集出荷場	安芸市穴内乙81-10	
集出荷場		赤野集出荷場	安芸市赤野乙58	
ライスセンター		安芸 ライスセンター	安芸市井ノ口美正2995	
ライスセンター		安田ライスセンター	安芸郡安田町東島1329	
精米麦施設		精米加工場	室戸市領家727-1	
育苗センター (水稲)		安芸 育苗センター	安芸市井ノ口美正2995	
育苗センター (水稲)		奈半利育苗センター	安芸郡奈半利町乙1908	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
安芸地区	育苗センター(水稻)	安田育苗センター	安芸郡安田町唐浜260-1	
	生産資材加工施設	芸西ビニール加工場	安芸郡芸西村馬ノ上1320-1	
	生産資材加工施設	安芸 堆肥センター	安芸市穴内甲736	
	農畜産物等加工施設	北川ユズ加工場	安芸郡北川村野友甲622	
	農畜産物等加工施設	安芸 ユズ加工場	安芸市東浜横ニウジ98-4	
	農畜産物等加工施設	中山ユズ加工場	安芸郡安田町小川52-1	
	農機センター	農機センター	安芸市幸町1-16	
	農機センター	芸西農機センター	安芸郡芸西村和食甲2229-2	
	車輛センター	あき車輛センター	安芸市幸町1-16	
	車輛センター	芸西車輛センター	安芸郡芸西村和食甲2229-2	
	給油所	ほっとステーションあきSS	安芸市幸町1-16	
	給油所	奈半利SS	安芸郡奈半利町乙1810	
	給油所	芸西SS	安芸郡芸西村西分甲5773-1	
	葬祭施設	葬祭会館ルミエール室戸	室戸市室津1768-1	
葬祭施設	葬祭会館ルミエール田野	安芸郡田野町867-1		
香美地区	事務所	香美地区本部	香南市野市町西野2704-2	
	事務所	野市支所	香南市野市町西野2704-2	
	事務所	物部支所	香美市物部町大栃1388-2	
	事務所	香北支所	香美市香北町美良布1293	
	事務所	土佐山田支所	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	事務所	吉川支所	香南市吉川町吉原99-1	
	事務所	赤岡支所	香南市赤岡町本町544	
	事務所	夜須支所	香南市夜須町坪井42-1	
	事務所	香我美支所	香南市香我美町下分1796	
	事務所	香美営農経済センター	香南市野市町大谷26	
	事務所	野市購買課	香南市野市町大谷26	
	事務所	物部購買課	香美市物部町大栃1388-2	
	事務所	香北購買課	香美市香北町美良布1293	
	事務所	土佐山田購買課	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	事務所	吉川購買課	香南市吉川町吉原99-1	
	事務所	夜須購買課	香南市夜須町坪井42-1	
	事務所	香我美購買課	香南市香我美町徳王子1534	
	事務所	山北購買課	香南市香我美町山北1292-1	
	事務所	Aコープ香北	香美市香北町美良布1293	
	集出荷場	野市集出荷場	香南市野市町大谷26	
	集出荷場	物部集出荷場	香美市物部町山崎52-1	
	集出荷場	香北集出荷場	香美市香北町美良布1293	
	集出荷場	土佐山田集出荷場	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	集出荷場	土佐山田平山地区園芸出荷場兼農産物加工処理施設	香美市土佐山田町東川下休場55-1	
	集出荷場	吉川集出荷場	香南市吉川町吉原99-1	
	集出荷場	夜須集出荷場	香南市夜須町坪井42-1	
	集出荷場	香我美集出荷場	香南市香我美町徳王子1532-1	
	集出荷場	山北果樹集出荷場	香南市香我美町山北1307	
	集出荷場	特産センター	香南市野市町大谷28-1	
	ライスセンター	香南地区広域ライスセンター	香南市野市町本村字ひかり田247-1	
	ライスセンター	野市ライスセンター	香南市野市町本村字柳川13	
	ライスセンター	香北ライスセンター	香美市香北町小川1150	
	ライスセンター	土佐山田粳共同乾燥調製施設	香美市土佐山田町谷殿井口1851	
農機センター	香北農機センター	香美市香北町美良布1502		

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
香美地区	農機センター	土佐山田農機センター	香美市土佐山田町楠目1007-2	
	車輛センター	中央車輛センター	香南市野市町大谷36-1	
	育苗センター(水稲)	野市水稲共同育苗センター	香南市野市町本村3-1	
	育苗センター(水稲)	土佐山田育苗センター	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	生産加工施設	香我美パーク堆肥工場	香南市香我美町徳王子332	
	農畜産物等貯蔵施設	香北生姜貯蔵庫	香美市香北町下野尻292-1	
	給油所	野市給油所	香南市野市町大谷18-2	
	給油所	物部給油所	香美市物部町仙頭3328-1	
	給油所	香北給油所	香美市香北町葦生野870-1	
	給油所	百石給油所	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	給油所	かがみ給油所	香南市香我美町下分82-2	
	ガス関連施設	LPガスセンター	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	その他施設	香北農林漁家婦人センター	香美市香北町美良布1118-1	
	土長地区	事務所	土長地区本部	南国市大桶乙894-1
事務所		南国支所	南国市大桶乙894-1(地区本部内)	
事務所		南国中央支所	南国市上野田303-1	
事務所		大篠支所	南国市大桶甲1853-2	
事務所		日章支所	南国市田村乙1760-2	
事務所		三和支所	南国市里改田151	
事務所		久礼田支所	南国市久礼田418	
事務所		岡豊支所	南国市岡豊八幡220	
事務所		長岡支所	南国市下末松169-4	
事務所		長岡会館	南国市下末松170-1	
事務所		十市支所	南国市十市3535	
事務所		れいほく支所	土佐郡土佐町土居284-1	
事務所		田井出張所	土佐郡土佐町田井1495-1	
事務所		本山支所	長岡郡本山町本山530-4	
事務所		大杉支所	長岡郡大豊町川口1926-7	
事務所		大田口支所	長岡郡大豊町黒石350	
事務所		大川支所	土佐郡大川村小松28-5	
事務所		十市購買店舗	南国市十市2730-1	
事務所		ごめん出張所	南国市駅前町1丁目4-39	
事務所		岩村 倉庫兼会議室	香美市土佐山田町神通寺361-7	
事務所		南国営農経済センター	南国市上野田303-1	
事務所		長岡経済課事務所	南国市下末松171-1	
事務所		長岡園芸事務所	南国市下末松173	
事務所		れいほく営農経済センター	土佐郡土佐町土居284-1	
事務所		南国資材店舗	南国市上野田320-1	
事務所		南国南部資材店舗	南国市浜改田1267	
事務所		Aコープくれだ	南国市久礼田416-1	
事務所		本川店	吾川郡いの町長沢254-5	
事務所		Aコープとさ	土佐郡土佐町土居281-1	
事務所		JAグリーンなんこく	南国市上野田320-1	
事務所		JAグリーンとさ	土佐郡土佐町土居30-2	
事務所		JAグリーンもとやま	長岡郡本山町本山538	
事務所		JAグリーンおおとよ	長岡郡大豊町黒石350	
集出荷場		長岡園芸集出荷場	南国市下末松174-イ1	
集出荷場		上倉 筍出荷場	南国市白木谷532-1	
集出荷場		十市集出荷場	南国市十市2777-1	
集出荷場		久礼田 やさい横持ち場	南国市久礼田416-1・417-2	
集出荷場		前浜 やさい横持ち場	南国市前浜1547-1	
集出荷場		土佐町農産物集出荷場	土佐郡土佐町土居270-1	
集出荷場		土佐町集出荷場	土佐郡土佐町土居13-1	
集出荷場		本山集出荷場	長岡郡本山町本山538	

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
集出荷場	大田口集出荷場	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
集出荷場	南国中央集出荷場	南国市上野田 3 0 3 - 1	
集出荷場	南国中央新集出荷場	南国市上野田 3 1 3	
集出荷場	南国南部集出荷場	南国市浜改田 1 2 6 5 ・ 1 2 6 7	
集出荷場	稲生 園芸集出荷場	南国市稲生 5 5 3 - 1	
集出荷場	岡豊 やさい横持ち場	南国市岡豊町八幡 2 3 5 - 1	
集出荷場	岩村 やさい横持ち場	南国市福船 3 7 4 - 2	
ライスセンター	土佐町ライスセンター	土佐郡土佐町高須 2 2 5	
ライスセンター	南国ライスセンター	南国市上野田 3 1 7	
ライスセンター	長岡ライスセンター	南国市下末松 2 5 2	
精米麦施設	土佐町精米施設	土佐郡土佐町土居 2 8 0 - 1	
育苗センター (水稲)	南国育苗センター	南国市大桶甲 1 - 3	
育苗センター (水稲)	れいほく育苗センター	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1	
生産資材加工施設	十市ぼかし施設	南国市十市 2 0 1 8	
生産資材加工施設	本山堆肥センター	長岡郡本山町木能津 3 7 4	
農畜産物等加工施設	南国みそ共同加工講習所	南国市岡豊町笠ノ川 1 3 0 - 1	
農畜産物等加工施設	れいほく米粉製粉工場	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1	
農畜産物等加工施設	れいほく柚子加工場	長岡郡大豊町黒石 2 0 0 - 1	
その他加工施設	南国特用林産物加工所	南国市久礼田 1 7	
倉庫	岩村 園芸集出荷場 - 2	香美市土佐山田町神通寺 3 6 1 - 1	
倉庫	旧国府支所 倉庫	南国市国分 1 1 8 8	
倉庫	岩村 園芸集出荷場 - 1	南国市福船 3 7 2 ・ 3 7 3	
倉庫	十市購買倉庫	南国市十市 2 7 3 0 - 1	
倉庫	日章支所 倉庫	南国市田村乙 1 7 6 0 - 2	
倉庫	三和支所 倉庫	南国市里改田 1 5 1	
倉庫	旧岩原事業所	長岡郡大豊町岩原 2 - 2	
倉庫	土佐町資材倉庫	土佐郡土佐町土居 3 0 - 2	
倉庫	本山資材倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8	
倉庫	大田口資材倉庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
倉庫	土佐町米倉庫	土佐郡土佐町土居 2 7 6 - 1	
倉庫	本山人米倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8	
農畜産物等貯蔵施設	長岡低温倉庫	南国市下末松 2 5 1	
農畜産物等貯蔵施設	十市農業倉庫	南国市十市 2 3 2 8 - 1	
農畜産物等貯蔵施設	岡豊支所 倉庫 - 1、2	南国市岡豊町八幡 2 2 0	
農畜産物等貯蔵施設	上倉倉庫	南国市白木谷 5 3 2 - 1	
農畜産物等貯蔵施設	長岡購買品倉庫	南国市下末松 1 7 1 - 1	
農畜産物等貯蔵施設	南国米倉庫	南国市上野田 3 1 7	
直販所	産直市 (長岡)	南国市下末松 1 2 6 - 1	
直販所	直販所 ごとおち市	南国市緑ヶ丘 1 丁目 1 1 0 7	
直販所	かざぐるま市	南国市上野田 3 2 0 - 1	
直販所	風の市	南国市左右山 8 5 (道の駅南国内)	
農機センター	大田口農機センター	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
農機センター	れいほく農機センター	土佐郡土佐町土居 3 1	
農機センター	南国農機センター	南国市大桶甲 2 9 - 2	
車輛センター	南国車輛センター	南国市大桶甲 2 9 - 2	
給油所	十市給油所	南国市十市 1 8 3 3 - 2	
給油所	大川簡易給油所	土佐郡大川村小松 2 8 - 5	
給油所	大田口簡易給油所	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
給油所	日章給油センター	南国市田村 2 0 4 4 - 5	
給油所	森給油所	土佐郡土佐町土居 3 2 - 1	
給油所	さくら給油所	長岡郡本山町本山 8 3 8 - 1	
ガス関連施設	L P ガス保管庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
葬祭施設	ルミエールなんこく	南国市大桶甲 1 8 5 3 - 1	
葬祭施設	ルミエールタ月	土佐郡土佐町境 4 2 - 1	
葬祭施設	ルミエール山月	長岡郡大豊町川口 2 0 4 7 - 1. 2. 3	
その他施設	飲食店 (長岡)	南国市下末松 1 2 6 - 1	
その他施設	ながおか温泉	南国市下末松 1 0 6	
その他施設	ながおか温泉駐車場内小屋	南国市下末松 1 1 1 - 1	
その他施設	長岡健康管理施設	南国市下末松 1 7 0 - 2	
その他施設	長岡憩いの場	南国市下末松 1 7 0 - 2	
その他施設	長岡民具館	南国市下末松 1 6 8 - 4	
その他施設	長岡実習棟	南国市下末松 1 6 8 - 4	
その他施設	十市ローリー車庫	南国市十市 1 6 1 5 - 1	

土長地区

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
土長地区	その他施設	長岡職員住宅	南国市下末松 1 0 5 - 8	
	その他施設	大田口支所会議室	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	その他施設	野田煙草乾燥所	南国市上野田 4 4 7 - 1	
	その他施設	種子センター	土佐郡土佐町高須 2 7 4 - 5	
	その他施設	農家レストラン「ほっと」	南国市上野田 3 2 0 - 1	
高知地区	事務所	春野支所	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	事務所	Aコープはるの・直販所「春の里」	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	事務所	J Aグリーンはるの店	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	集出荷場	グリーンはるの第一集出荷場	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	集出荷場	第二集出荷場	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	集出荷場	第三集出荷場	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	集出荷場	芳原集出荷場	高知市春野町芳原 7 3 7	
	育苗センター(水稲)	春野育苗センター(水稲)	高知市春野町森山 1 7 1 0	
	生産資材加工施設	ビニール加工場	高知市春野町弘岡下 1 6 9 9	
	生産資材加工施設	バーク堆肥工場	高知市春野町森山 2 8 9 9	
	農畜産物等加工施設	養鰻出荷・加工場	高知市春野町森山 1 7 1 0	
	農機センター	春野農機センター	高知市春野町森山 1 7 1 0	
	給油所	春野給油所	高知市春野町西分 5 1 2 - 2	
	葬祭施設	ルミエールはるの	高知市春野町弘岡下 1 4 5 1 - 1	
仁淀川地区	事務所	仁淀川地区本部	高岡郡佐川町甲 1 7 5 1 - 1	
	事務所	佐川支所	高岡郡佐川町甲 1 7 5 1 - 1	
	事務所	吾川支所	吾川郡仁淀川町大崎 1 2 2	
	事務所	吾北支所	吾川郡いの町小川東津賀才 5 3 - 1	
	事務所	日高支所	高岡郡日高村本郷 2 3 8	
	事務所	斗賀野支所	高岡郡佐川町中組 6 9	
	事務所	越知支所	高岡郡越知町越知甲 2 3 8 7	
	事務所	仁淀出張所	吾川郡仁淀川町森 2 5 7 1	
	事務所	伊野支所 兼 伊野直販所	吾川郡いの町駅前町 2 2 1	
	事務所	土佐市支所	土佐市蓮池 9 4 8 - 1	
	事務所	戸波支所	土佐市家俊 1 0 7 0	
	事務所	新居支所	土佐市新居 9 6 8 - 1	
	事務所	黒岩事業所	高岡郡佐川町黒原 4 0 2 - 1	
	事務所	永野事業所	高岡郡佐川町永野 1 7 3 3 - 1	
	事務所	尾川事業所	高岡郡佐川町本郷耕 1 8 9 6	
	事務所	長者事業所	吾川郡仁淀川町長者乙 2 4 9 5	
	事務所	吾川支所営農経済課アグリセンター仁淀川	吾川郡仁淀川町大崎 2 6 4 - 5	
	事務所	Aコープ吾川	吾川郡仁淀川町大崎 2 6 4 - 5	
	事務所	Aコープ池川	吾川郡仁淀川町土居甲 8 0 7	
	事務所	Aコープ上八川	吾川郡いの町上八川甲 1 9 2 8 - 2	
	事務所	Aコープ下八川	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8 - 1	
	事務所	サングリーンコスモス	高岡郡日高村本郷 5 1 2	
	事務所	伊野支所営農経済課	吾川郡いの町枝川 5 4 9 7 - 8	
	事務所	工芸村特産センター	吾川郡いの町鹿敷 1 2 2 6	
	事務所	みのり館	土佐市蓮池 1 0 0 8 - 1	
	事務所	新居購買店舗	土佐市新居 9 6 8 - 1	
	事務所	北原A T Mコーナー	土佐市北地 6 4 2 - 2	
	集出荷場	トマト集出荷施設	高岡郡日高村本郷 4 5 0	
	集出荷場	第2トマト集出荷施設	高岡郡日高村本郷 4 5 0	
	集出荷場	永野共同集出荷場	高岡郡佐川町永野 1 7 3 7 - 1	
	集出荷場	越知出荷場	高岡郡越知町越知甲 2 3 7 5	
	集出荷場	枝川生姜集出荷貯蔵施設	吾川郡いの町枝川 1 3 0 1 - 1	
	集出荷場	野菜集出荷場	土佐市波介 1 8 8 4 - 1	
	集出荷場	園芸集出荷場	土佐市高岡町乙 3 4 8 3 - 1	
集出荷場	北原集出荷場	土佐市北地 4 9 9 3 - 1		
集出荷場	共同出荷場	土佐市家俊 8 9 5 - 1		
集出荷場	土佐文旦・露地生姜集出荷場	土佐市家俊 9 1 9 - 1		

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
集出荷場	販売出荷場	土佐市用石487・488	
集出荷場	宇佐出荷場	土佐市宇佐町宇佐2091	
集出荷場	東部集出荷場	土佐市新居966-2	
ライスセンター	日高ライスセンター	高岡郡日高村本郷316	
ライスセンター	尾川西山ミニライスセンター	高岡郡佐川町西山耕2129	
育苗センター(水稲)	育苗センター	高岡郡日高村本郷2820	
農畜産物等加工施設	佐川緑茶加工場	高岡郡佐川町黒原6610	
農畜産物等加工施設	吾川新製茶工場	吾川郡仁淀川町大崎253	
倉庫	出間イ草集出荷場	土佐市出間581-1	
倉庫	購買倉庫	土佐市用石486	
倉庫	いぐさ集荷貯蔵庫	土佐市本村53-4	
倉庫	波介購買倉庫	土佐市波介4383-1	
倉庫	イ草出荷貯蔵所(肥料倉庫)	土佐市波介4383-1	
倉庫	谷地作業所	土佐市谷地338	
倉庫	肥料農薬倉庫	土佐市家俊1070	
倉庫	購買倉庫	土佐市家俊1070	
倉庫	新居肥料倉庫	土佐市新居968-1	
倉庫	本村出荷場	土佐市新居1948-4	
農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫(谷地)	土佐市谷地674-1	
農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫(谷地)	土佐市谷地654-1	
農畜産物等貯蔵施設	みかん貯蔵庫・購買倉庫	土佐市北地270-1	
農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷庫	土佐市家俊1024	
農畜産物等貯蔵施設	予冷庫	土佐市家俊895-1	
農畜産物等貯蔵施設	戸波生姜予冷庫	土佐市家俊895-1	
農畜産物等貯蔵施設	集出荷場用貯蔵庫	土佐市家俊919-1	
農畜産物等貯蔵施設	予冷棟	土佐市新居966-10	
農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷庫	土佐市新居5112	
直販所	波介直販所	土佐市蓮池901-2	
直販所	ふるさと市	土佐市北地646	
直販所	直販市店舗	土佐市塚地116-1	
農機センター	農機センター	高岡郡佐川町甲1755-4	
農機センター	農機センター	土佐市波介4392-3	
車輛センター	車輛センター	吾川郡いの町下八川乙448-1	
給油所	佐川給油所	高岡郡佐川町甲1757-3	
給油所	黒岩給油所	高岡郡佐川町黒原402-1	
給油所	仁淀川給油所	吾川郡仁淀川町大崎440-1	
給油所	清水給油所	吾川郡いの町清水下分1000	
給油所	下八川給油所	吾川郡いの町下八川乙448-1	
給油所	日高給油所	高岡郡日高村本郷238-2	
給油所	斗賀野給油所	高岡郡佐川町中組85-1	
給油所	永野給油所	高岡郡佐川町永野1719-4	
給油所	伊野給油所	吾川郡いの町枝川5497-8	
給油所	北原給油所	土佐市北地638-1	
給油所	新居給油所	土佐市新居5122-1	
ガス関連施設	越知ガスセンター	高岡郡越知町越知甲2375	
葬祭施設	葬祭会館ルミエールコスモス	高岡郡佐川町丙1645-2	
葬祭施設	葬祭会館ルミエールとさし	土佐市北地648	
その他施設	ふれあいの家	土佐市北地236-1	
その他施設	新居農舎	土佐市新居968-12	
その他施設	コンテナ洗浄棟・生姜給水・排水処理施設	土佐市家俊895-1	

仁淀川地区

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事務所	高西地区本部	高岡郡四万十町榊山町586-2	
事務所	四万十支所	高岡郡四万十町榊山町586-2 (地区本部内)	
事務所	興津支所	高岡郡四万十町興津382-5	
事務所	大野見支所	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
事務所	榑原支所	高岡郡榑原町1444-1	榑原町役場内
事務所	東津野支所	高岡郡津野町力石2884-1	
事務所	四万十営農経済センター	高岡郡四万十町榊山町3-15	
事務所	津野山営農経済センター	高岡郡津野町北川2281-4	
事務所	四万十購買店舗	高岡郡四万十町榊山町3-15	
事務所	興津購買店舗	高岡郡四万十町興津382-5	
事務所	大野見購買店舗	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
事務所	販売推進課大奈路事務所	高岡郡四万十町東大奈路513	
事務所	J Aメモリアルこうち津野山出張所	高岡郡津野町力石2884-1	
集出荷場	野菜集出荷場	高岡郡四万十町東大奈路513他	
集出荷場	野菜集荷所	高岡郡榑原町榑原1158-2	
集出荷場	野菜集出荷場	高岡郡四万十町興津411	
集出荷場	野菜集出荷場	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
集出荷場	ニラ集出荷場	高岡郡四万十町東大奈路513	
カントリーエレベーター	カントリーエレベーター	高岡郡四万十町東大奈路513	
生産資材加工施設	堆肥センター	高岡郡四万十町東川角1002	
生産資材加工施設	堆肥サブセンター	高岡郡四万十町興津714-4	
農畜産物等加工施設	生姜漬け物加工場	高岡郡四万十町東大奈路513	
農畜産物等加工施設	園芸航空輸送施設	高岡郡榑原町榑原1155-1	
農畜産物等加工施設	クリーンルーム	高岡郡津野町北川2281-4	
農畜産物等加工施設	東津野製茶工場	高岡郡津野町力石3100	
倉庫	購買倉庫 (2棟)	高岡郡四万十町大井野1-1	
倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町七里甲286	
倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町興津382-5	
倉庫	購買倉庫 (2棟)	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
倉庫	購買集配センター	高岡郡四万十町榊山町3-15	
倉庫	農業倉庫 (旧茶加工場)	高岡郡四万十町東大奈路513	
倉庫	購買倉庫	高岡郡榑原町川西路2384	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町七里甲286	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町黒石587-1	
農畜産物等貯蔵施設	市乳冷蔵庫	高岡郡四万十町大井野1-1	
農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫 (3棟)	高岡郡四万十町東大奈路513	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町東大奈路513	
農畜産物等貯蔵施設	生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町下呉地15-12	
農畜産物等貯蔵施設	生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町市生原144-1	
農畜産物等貯蔵施設	茗荷種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町興津411	
農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
農畜産物等貯蔵施設	椎茸低温倉庫	高岡郡榑原町榑原1623	
直販所	みどり市	高岡郡四万十町榊山町5-2	
農機センター	四万十農機センター	高岡郡四万十町榊山町7-11	
農機センター	津野山農機センター	高岡郡津野町北川2281-4	
給油所	窪川給油所	高岡郡四万十町古市町2-42	
給油所	興津給油所	高岡郡四万十町興津406-2	
給油所	大野見給油所	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
給油所	榑原給油所	高岡郡榑原町榑原1623-2	
給油所	東津野給油所	高岡郡津野町力石2884-1	
ガス関連施設	ガス充填所	高岡郡四万十町東大奈路513	
葬祭施設	ルミエール四万十	高岡郡四万十町榊山町9-7	
その他施設	コインランドリー	高岡郡四万十町榊山町56-2	
その他施設	農業倉庫	高岡郡四万十町南川口6	
その他施設	営農みらい塾ハウス	高岡郡榑原町下西の川1565他	
その他施設	営農みらい塾管理棟	高岡郡榑原町下西の川1573	

高西地区

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事務所	幡多地区本部	四万十市右山五月町7-33	新設
事務所	中村支所	四万十市右山五月町7-40	
事務所	宿毛支所	宿毛市南沖須賀1-1	
事務所	三崎支所	土佐清水市三崎浦1-6-7	
事務所	佐賀支所	幡多郡黒潮町佐賀888	
事務所	大方支所	幡多郡黒潮町入野2098	
事務所	大正支所	高岡郡四万十町大正北ノ川363-4	
事務所	十和支所	高岡郡四万十町十和川233-5	
事務所	西土佐支所	四万十市西土佐江川崎253	
事務所	三原支所	幡多郡三原村来栖野346	
事務所	大月支所	幡多郡大月町弘見2045-2	
事務所	中村西部事業所	四万十市国見581	
事務所	下ノ加江事業所	土佐清水市下ノ加江514-3	
事務所	大方南部事業所	幡多郡黒潮町田野浦679	
事務所	中村南部出張所	四万十市竹島58-1	
事務所	宿毛東出張所	宿毛市平田町戸内2088-2	
事務所	中村東部出張所	四万十市蕨岡甲314	
事務所	中村北部出張所	四万十市岩田1-1	
事務所	清水ふれあい店舗	土佐清水市元町1-18	
事務所	幡東営農センター	四万十市竹島4294-1	四万十市から借入
集出荷場	中村集出荷場	四万十市佐岡415-1	
集出荷場	宿毛集出荷場	宿毛市鷺洲5347-7	
集出荷場	三崎集出荷場	土佐清水市三崎浦3-14-10	
集出荷場	大正集出荷場	高岡郡四万十町大正北ノ川363-4	
集出荷場	十和集出荷場	高岡郡四万十町十和川口374-8	
集出荷場	西土佐集出荷場	四万十市西土佐江川崎252-1	
集出荷場	三原集出荷場	幡多郡三原村来栖野237	
集出荷場	大月集出荷場	幡多郡大月町弘見2025-1	
集出荷場	佐賀集出荷場	幡多郡黒潮町佐賀888	
集出荷場	大方集出荷場	幡多郡黒潮町入野2109-1	
集出荷場	大方野菜選果場(きゅうり)	幡多郡黒潮町入野2112	
集出荷場	大方南部集出荷場	幡多郡黒潮町田野浦2654-6	
集出荷場	宿毛みかん共同選果場	宿毛市鷺洲5347-8	
ライスセンター	宿毛ライスセンター	宿毛市鷺洲5347-7	
育苗センター(水稲)	中村育苗センター	四万十市古津賀1519-1	
育苗センター(水稲)	宿毛育苗センター	宿毛市鷺洲5347-8	
生産資材加工施設	佐賀堆肥センター	幡多郡黒潮町小黒ノ川532-1	
生産資材加工施設	西土佐堆肥センター	四万十市西土佐長生863-2	
生産資材加工施設	大月堆肥センター	幡多郡大月町才角1777-1	
農畜産物等加工施設	十和製茶工場	高岡郡四万十町井崎319-1	
農畜産物等加工施設	西土佐ゆず加工施設	四万十市西土佐江川崎252-1	
直販所	J Aグリーン四万十店	四万十市右山五月町8-22	新設
直販所	ふれあいの店 具同店	四万十市渡川3-1168-1	
直販所	J Aグリーン宿毛店	宿毛市南沖須賀1-1	
農機センター	中村農機センター	四万十市蕨岡甲295-1	移動
農機センター	宿毛農機センター	宿毛市南沖須賀1-1	
農機センター	三崎農機センター	土佐清水市三崎浦3-14-10	
農機センター	大方農機センター	幡多郡黒潮町入野2098	
農機センター	十和農機センター	高岡郡四万十町十和川口374-8	
農機センター	西土佐農機センター	四万十市西土佐江川崎149-1	
農機センター	大月農機センター	幡多郡大月町弘見2038-2	
給油所	ジャスポート四万十	四万十市右山五月町7-38	
給油所	後川給油所	四万十市岩田1-1	
給油所	東中筋給油所	四万十市国見581	
給油所	宿毛給油所	宿毛市中央7-8-21	
給油所	小筑紫給油所	宿毛市小筑紫町小筑紫102-1	
給油所	平田給油所	宿毛市平田町戸内3538	
給油所	ジャスポート三崎	土佐清水市三崎413-1	
給油所	ジャスポート佐賀・購買店舗	幡多郡黒潮町佐賀888	
給油所	ジャスポート大方	幡多郡黒潮町入野2092-1	
給油所	十和給油所	高岡郡四万十町十和川口374-8	
給油所	西土佐給油所	四万十市西土佐江川崎153-1	
給油所	三原給油所	幡多郡三原村来栖野342-1	
給油所	弘見給油所	幡多郡大月町弘見2184-1	
給油所	姫ノ井給油所	幡多郡大月町姫ノ井1123	
葬祭施設	レミエール中村	四万十市佐岡415-1	
その他施設	全共連高知県本部幡多サービスセンター	四万十市中村大橋通6-9-21 中村電気ビル本館6階	賃借
その他施設	小筑紫事務所	宿毛市小筑紫町小筑紫102-1	
その他施設	楠山事務所	宿毛市橋上町楠山34	
その他施設	下川口事務所	土佐清水市下川口966	
その他施設	大正事務所	高岡郡四万十町大正473-1	

幡多地区

(イ) 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

① 特定信用事業代理業者の事業所数の推移

該当なし

② 共済代理業者数の推移

項目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	340	17	18	339

③ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	善家自動車整備工場	四万十市入田 3 4 6 4 - 1	自動車販売会社
	アイボディーニシムラ	高知市春野町西分 1 4 9 5	自動車修理工場
	Do Well Auto	高知市一宮しなね 1 丁目 4 - 2 8	自動車販売会社
	(株)PROTECHタケチ	南国市十市 1 6 2 7 - 5	自動車販売会社
	浜村モータース	土佐市宇佐町宇佐 1 9 6 2 - 2	自動車販売会社
	石元商店	南国市植田 9 1 5 - 1	自動車販売会社
	ネットヨタ高知(株)高知店	高知市札場 3 - 2 3	自動車販売会社
	ニシギオートサービス工場	幡多郡黒潮町入野 2 9 4 - 3	自動車修理工場
	カーサポート(株)	土佐市高岡町丁 5 0 - 1	自動車修理工場
	佐井自動車整備	宿毛市小筑紫町福良 3 - 2	自動車修理工場
	依岡自動車	幡多郡大月町大字姫ノ井 1 1 4 3 - 1	自動車販売会社
	カーサービス吉良	安芸市染井町 5 - 3 3	自動車販売会社
	秋田自動車整備工場	四万十市秋田 2 0 1 - 1	自動車修理工場
	(有)浜窪自転車商会	室戸市浮津 4 6 4 - ロ	自動車販売会社
	長者自動車	吾川郡仁淀川町長者丙 1 9 2 4 - 1	自動車修理工場
	馬生駆屋	高岡郡四万十町平串 1 0 1 6 - 4	自動車販売会社
	(株)明和	幡多郡黒潮町蜷川 3 7 1	自動車販売会社

(8) 子会社等の状況

管轄	区分	会社名	代表者氏名	設立年月日	所在地	主要な事業内容	資本金総額	議決権保有割合
本所	子会社	株式会社 高知県農協電算センター	山本 隆明	昭和55年 8月23日	高知市 北御座2-27	1 農業協同組合・農業協同組合中央会・農業協同組合連合会の業務 2 前号の子会社・関連会社・関連団体の業務 3 農業法人・集落営農組織・農業者の業務 4 公共団体の業務 5 前各号に付帯または関連する一切の業務	100,000千円	39.3%
	子会社	株式会社 とさのさと	竹中 義博	平成30年 4月2日	高知市 北御座10-46	1 農畜産物、水産物、工芸品等の生産者直売所の経営 2 農畜産物、水産物、工芸品等の販売、卸業及び輸出入業 3 生鮮食品の加工・販売 4 惣菜等調理品の製造、販売 5 飲食店の経営 6 酒類の販売 7 土産品の販売 8 料理教室の経営 9 観光情報の提供及びツアーの企画、運営、販売 10 各種イベントの企画・運営 11 不動産賃貸及びその仲介業 12 前各号に付帯関連する一切の業務	75,000千円	88.9%
	子会社	株式会社 JAメモリアルこうち	永野 智明	平成13年 1月12日	高知市 小倉町15	1 葬儀に係わるセレモニーの企画・運営・管理の請負 2 石碑、仏壇、仏具の販売 3 日用雑貨品、医療用具、冠婚葬祭用贈答品、食料品及び酒類の販売 4 農産物の販売 5 一般貨物自動車運送事業 6 飲食業 7 不動産賃貸業 8 前各号に付帯する一切の業務	311,700千円	97.4%
	子会社	株式会社 JAエナジーこうち	川島 徹也	平成元年 5月30日	高知市 五台山5015-1	1 農産物の販売・検査 2 高圧ガスの製造・販売・保守及びガス機器の販売 3 高圧ガス容器の再検査 4 高圧ガスプラントの保安検査 5 管工事 6 機械器具設置工事 7 生活関連機器の販売 8 石油製品及び関連機器販売 9 一般貨物自動車運送業 10 産業廃棄物の収集・運搬・処分 11 消防設備点検及び関連機器販売 12 LPガス自動車ユニット販売 13 電力小売代理事業 14 車両等の整備補修に必要な部品および附属品油脂類の販売 15 生活用品、食品等の販売 16 前各号に付帯関連する一切の業務	282,100千円	52.3%
	関連会社	株式会社 協同プロセスこうち	佐竹 一夫	平成4年 8月21日	高知市 仁井田字新築4351-1	1 国産および輸入牛肉、豚肉、鶏肉、魚介類及び野菜、果物の仕分け、梱包および発送業務 2 牛肉、豚肉、鶏肉、魚介類および野菜、果物の加工・販売、冷凍・冷蔵保管業務 3 前各号に付帯関連する一切の業務	24,000千円	50.0%
	関連会社	高知県くみあい運輸株式会社	濱田 利男	昭和46年 7月1日	高知市 五台山5015-1	1 自動車貨物運送取扱事業 2 生命保険募集業務並びに損害保険代理業及び自動車損害賠償法に基づく保険代理業 3 前各号に付帯関連する一切の業務	27,000千円	38.7%
	関連会社	高知県食肉センター株式会社	澤田 章史	令和元年 7月29日	高知市 北御座2-27	1 家畜の集荷及び販売 2 家畜のと畜・解体業 3 食肉市場の開設及び運営 4 食肉、食肉副生物、食肉加工品、食料品等の処理、製造及び販売 5 食肉、食肉副生物の加工業務の受託 6 食肉、食肉副生物の冷蔵冷凍保管業務 7 前各号に付帯関連する一切の業務	100,000千円	33.0%
安芸地区	子会社	協同キラメッセ室戸有限会社	中川 博嗣	平成7年 9月21日	室戸市 吉良川町丙890-11	1 農産物・畜産物・海産物の加工及び販売 2 レストランの経営 3 上記各号に付帯関連する一切の事業	3,000千円	100%
	子会社	株式会社 アグリード土佐あき	安岡 憲保	平成27年 10月15日	安芸市 幸町1-16	1 農業の経営 2 農作業の受委託 3 農産物の加工並びに販売 4 その他前記各号に付帯する一切の事業	9,000千円	100%
	関連会社	有限会社 芸西青果市場	坂本 好史	平成元年 9月1日	安芸郡芸西村 和食甲1305-1	1 青果物及び花卉の受託販売、購入販売に関する事業 2 荷造り用資材及び包装資材の斡旋販売に関する事業 3 前各号に付帯関連する一切の事業	9,300千円	26.9%
香美地区	関連会社	株式会社 ヤ・シィ	丸岡 克典	平成13年 11月30日	香南市 夜須町千切537-90	1 一般商品及び酒類の製造・販売・企画・輸出入・加工業 2 水産業・農業・畜産業・林業・鉱業の生産・開発・加工・販売 3 農業生産に必要な資材・肥料の製造と販売 4 スポーツ・娯楽・観光・宿泊・水浴・温浴・医療・介護・看護・社会福祉・飲食店・駐車場の各施設の経営及び管理 5 不動産及び動産のリース業及びレンタル業・賃貸借・売買・交換・利用及び管理業 6 調査・開発及びコンサルティング業 7 観光・旅行に関する情報収集・提供サービス業及び旅行業・旅行業者代理業 8 広告業・出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業 9 各種イベントの企画・制作・運営・開催・管理 10 情報提供・処理サービス業・電気通信事業・有線放送事業及び一般放送事業 11 石油・石炭・ガス（高圧ガス、液化ガスを含む）・バイオ燃料及びそれらの製品の輸出入及び開発・製造・加工・販売 12 発電及び電気の供給に関する事業及び温暖化ガス排出権業 13 損害保険・自動車損害賠償保険法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務 14 情報サービス業及びインターネット付随サービス業・販売業 15 前各号に付帯関連する一切の業務	40,000千円	20.0%

管轄	区分	会社名	代表者氏名	設立年月日	所在地	主要な事業内容	資本金総額	議決権保有割合
土長地区	子会社	株式会社 れいほく未来	和田 常男	平成23年 4月1日	土佐郡土佐町 土居31	1. 農産物の生産・加工・販売 2. 農作業の受託 3. 農産物を原材料とする加工品の製造販売 4. 前各号に附帯関連する一切の事業	99,000千円	98.5%
	子会社	有限会社 天然の湯なおか温泉	金堂 元彦	平成12年 12月14日	南国市 下末松106	1. 温泉の経営 2. 健康管理施設の経営 3. レストランの経営 4. 前各号に附帯する一切の事業	5,000千円	100%
	子会社	株式会社 南国スタイル	垣内 育男	平成24年 4月2日	南国市 福船372	1. 農業の経営 2. 農作業の受託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	51,290千円	99.3%
	子会社	有限会社 十市パークステーション管理組合	金堂 元彦	平成18年 1月4日	南国市 十市3535	1. 十市農業協同組合所有施設の管理・運営・受託事業 2. 精米施設の利用に関する事業 3. 農産物・農産物加工品の販売事業 4. 全各号に附帯する一切の業務	91,550千円	100%
仁淀川地区	子会社	株式会社 コスモスアグリサポート	谷脇 憲二	平成28年 9月1日	高岡郡佐川町 甲1751-1	1. 農業の経営 2. 農作業の受託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前各号に関連する一切の事業	90,000千円	100%
高西地区	関連会社	営農支援センター四万十株式会社	川村 陽三	平成17年 9月16日	高岡郡四万十町 黒石314-1	1. 農産物の生産、加工並びに販売 2. 種苗の生産、販売 3. 農作業の受託 4. 農業用機械器具、農業用施設の賃貸並びにリース業 5. 農業用施設の企画、管理、運営業務の受託 6. 定住促進に関する支援 7. 公共的団体からの作業委託 8. 前各号に附帯する一切の事業	3,900千円	38.5%

(9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

該当なし

3. その他組合の状況に関する重要な事項

(1) 当JAの新型コロナウイルス感染症に対する取組等について

①当JA施設での感染症対策取組状況等

当JAでは、「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」に従い、組合員・利用者や当JA役職員の健康・安全を守るとともに、組合員の営農継続を維持することを第一とし、感染予防・感染拡大防止対策を徹底しております。

②組合員への支援

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ各種施策を実施し、組合員の営農やくらしを支援しました。

(営農部門)

国の支援金や高収益次期作支援交付金、および県の営業時間短縮要請対応臨時給付金等の申請に向けた対応支援を行いました。

(販売部門)

園芸販売では、業務需要の不振を受け、業務用シェアの高い野菜の小口包装規格への切り替えに取組みました。

精米販売では、「国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業」を活用し、高知県産コシヒカリの消費拡大に取組みました。

畜産販売では、価格および出荷量に影響を受けた県産和牛肉・豚肉・鶏肉・地鶏肉について、消費拡大を目的に「高知県学校給食提供推進事業」を活用しました。

(購買部門)

営農用A重油の価格精算を行い、農業者の生産コストの低減に向けた支援に取組みました。

(信用部門)

減収等による資金繰りの悪化や既往債務の返済が困難な方などに日本政策金融公庫およびJAプロパー資金等の活用や既存貸付金にかかる条件緩和(条件変更)を行いました。

4. 事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理事	225,100	226,000
監事	21,224	21,500
合計	246,325	247,500

(2) 役員等の兼職等の明細

区分	代表権の有無	氏名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名	
					役職名
代表理事組合長	常勤	有	秦泉寺 雅一	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県施設農業協同組合連合会	理事
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				四国生乳販売農業協同組合連合会	理事
				日本園芸農業協同組合連合会	役員推薦委員
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				公益社団法人高知県種苗センター	理事長
				公益社団法人中央畜産会	理事
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				一般社団法人高知県農業会議	理事
一般社団法人高知県畜産会	会長				
J A 西日本くみあい飼料株式会社	取締役				
代表理事副組合長	常勤	有	前田 倫夫	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県施設農業協同組合連合会	理事
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				高知県土地改良事業団体連合会	理事
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				一般財団法人高知県農協役職員連盟	副理事長
代表理事専務	常勤	有	島田 信行	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県施設農業協同組合連合会	監事
				高知県農業信用基金協会	監事
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				一般財団法人高知県農協役職員連盟	理事
代表理事専務	常勤	有	畠山 博文	高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				高知県農業信用基金協会	理事
代表理事専務	常勤	有	青木 厚林	高知県農業協同組合中央会	理事
				株式会社とさのさと	取締役
				公益社団法人高知県青果物基金協会	理事長
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	代表理事
				一般社団法人高知県農業開発機構	副会長
				一般財団法人高知県地産外商公社	理事
				株式会社高知県青果市場	監査役
代表理事専務	常勤	有	大原 光鶴	高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社 J A エナジーこうち	取締役
				株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
				公益社団法人高知県種苗センター	理事
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	理事
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
				一般財団法人高知県農協役職員連盟	理事

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無			
常務理事	常勤	無	川竹 壽栄	一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	理事
常務理事	常勤	無	安岡 憲保	株式会社アグリード土佐あき 一般社団法人高知県中央食肉公社	代表取締役社長 理事
常務理事	常勤	無	森田 祐輔	公益社団法人香南市農業公社	理事
常務理事	常勤	無	葛根 学	株式会社とさのさと	監査役
常務理事	常勤	無	金堂 元彦	株式会社れいほく未来	監査役
				有限会社十市パークステーション管理組合	代表取締役社長
				有限会社天然の湯ながおか温泉	代表取締役社長
				一般社団法人大川村ふるさとむら公社	監事
常務理事	常勤	無	垣内 育男	株式会社南国スタイル	代表取締役社長
				株式会社れいほく未来	取締役
				一般社団法人嶺北畜産協会	理事
				一般財団法人本山町農業公社	評議員
常務理事	常勤	無	谷脇 憲二	株式会社コスモスアグリサポート	代表取締役社長
				一般財団法人しあわせづくり佐川	評議員
常勤理事	常勤	無	竹吉 功	四国生乳販売農業協同組合連合会	代表監事
				一般社団法人高知県畜産会	理事
				一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会	理事
				一般社団法人高知県中央食肉公社	理事
				一般社団法人高岡郡高原畜産センター	代表理事
				一般社団法人津野山畜産公社	理事
常務理事	常勤	無	長尾 理夫	一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも	副理事長
				一般社団法人黒潮町農業公社	副理事長
				中村商工会議所	3号議員
監事	常勤	無	北添 和明	高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社J A エナジーこうち	監査役
				株式会社とさのさと	監査役
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	監事
監事	常勤	無	武井 隆一	高知県信用農業協同組合連合会	監事
				株式会社高知県農協電算センター	監査役
				株式会社J A メモリアルこうち	監査役
				公益社団法人高知県青果物基金協会	監事
				一般財団法人高知県農協役員連盟	監事

(3) 役員との間の取引の明細
該当する取引はありません。

第 4 期 貸 借 対 照 表

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

資 産 の 部		
科 目	金 額	
1. 信用事業資産		714,619,995
(1) 現金		4,164,462
(2) 預金		599,030,529
系統預金	598,845,970	
系統外預金	184,558	
(3) 有価証券		21,112,881
国債	4,839,601	
地方債	8,837,900	
政府保証債	3,835,380	
社債	3,600,000	
(4) 貸出金		91,828,191
(5) その他の信用事業資産		469,271
未収収益	357,013	
その他の資産	112,258	
(6) 貸倒引当金 (控除)		△ 1,985,342
2. 共済事業資産		2,921
(1) その他の共済事業資産		2,921
3. 経済事業資産		19,255,861
(1) 経済事業未収金		7,915,598
(2) 経済受託債権		1,691,584
(3) 棚卸資産		4,892,971
購買品	2,998,608	
販売品	176,390	
加工品	1,596,394	
貯蔵品	62,722	
その他の棚卸資産	58,856	
(4) その他の経済事業資産		6,039,139
(5) 貸倒引当金 (控除)		△ 1,283,430
4. 雑資産		2,778,111
(1) 雑資産		2,876,528
(2) 貸倒引当金 (控除)		△ 98,417
5. 固定資産		15,109,580
(1) 有形固定資産		15,021,593
建物	26,722,899	
機械装置	9,356,415	
土地	8,413,603	
リース資産	438,243	
建設仮勘定	251,768	
その他の有形固定資産	6,200,288	
減価償却累計額 (控除)	△ 36,361,624	
(2) 無形固定資産		87,986
その他の無形固定資産	87,986	
6. 外部出資		30,743,982
(1) 外部出資		30,809,827
系統出資	27,609,525	
系統外出資	1,286,187	
子会社等出資	1,914,115	
(2) 外部出資等損失引当金 (控除)		△ 65,845
7. 繰延税金資産		182,153
資 産 の 部 合 計		782,692,606

負債の部		
科 目	金 額	
1. 信用事業負債		726,883,148
(1) 貯金		722,673,985
(2) 借入金		55,520
(3) その他の信用事業負債		4,153,642
未払費用	447,480	
その他の負債	3,706,161	
2. 共済事業負債		2,107,491
(1) 共済資金		1,068,521
(2) 未経過共済付加収入		1,017,496
(3) その他の共済事業負債		21,473
3. 経済事業負債		11,720,897
(1) 経済事業未払金		1,980,807
(2) 経済受託債務		3,771,561
(3) その他の経済事業負債		5,968,528
4. 設備借入金		39,142
5. 雑負債		2,125,753
(1) 未払法人税等		51,926
(2) リース債務		202,692
(3) 資産除去債務		125,416
(4) その他の負債		1,745,717
6. 諸引当金		3,134,575
(1) 賞与引当金		425,908
(2) 退職給付引当金		1,002,235
(3) 役員退職慰労引当金		59,604
(4) 特例業務負担金引当金		1,502,462
(5) 子会社等支援引当金		79,350
(6) 債務保証損失引当金		65,014
7. 再評価に係る繰延税金負債		147,106
負債の部合計		746,158,114
純資産の部		
1. 組合員資本		36,124,605
(1) 出資金		10,570,564
(2) 再評価積立金		7,901
(3) 資本準備金		12,746
(4) 利益剰余金		25,658,557
利益準備金	12,645,455	
その他利益剰余金	13,013,101	
特別積立金	11,136,960	
目的積立金	5,651,021	
(営農振興積立金)	1,979,393	
(施設整備積立金)	1,569,389	
(経営安定対策積立金)	952,607	
(共同利用施設積立金)	766,982	
(その他目的積立金)	382,648	
当期未処理損失金	3,774,880	
(うち当期損失金)	3,841,600	
(5) 処分未済持分(控除)		△ 125,164
2. 評価・換算差額等		409,886
(1) その他有価証券評価差額金		25,154
(2) 土地再評価差額金		384,731
純資産の部合計		36,534,491
負債及び純資産の部合計		782,692,606

第 4 期 損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科 目	金 額	
1. 事業総利益		13,359,741
事業収益		40,148,438
事業費用		26,788,696
(1) 信用事業収益		4,699,089
資金運用収益	4,438,143	
(うち預金利息)	(2,953,494)	
(うち有価証券利息)	(122,300)	
(うち貸出金利息)	(994,643)	
(うちその他受入利息)	(367,704)	
役務取引等収益	206,243	
その他事業直接収益	34	
その他経常収益	54,668	
(2) 信用事業費用		1,562,828
資金調達費用	354,816	
(うち貯金利息)	(321,573)	
(うち給付補てん備金繰入)	(4,271)	
(うち借入金利息)	(167)	
(うちその他支払利息)	(28,804)	
役務取引等費用	44,921	
その他事業直接費用	38	
その他経常費用	1,163,051	
(うち貸倒引当金繰入額)	(894,763)	
信用事業総利益		3,136,260
(3) 共済事業収益		4,042,440
共済付加収入	3,706,060	
共済受入奨励金	35,013	
その他の収益	301,366	
(4) 共済事業費用		207,136
共済推進費	150,725	
共済保全費	26,073	
その他の費用	30,337	
共済事業総利益		3,835,303
(5) 購買事業収益		19,153,517
購買品供給高	17,448,662	
購買手数料	564,385	
修理サービス料	393,883	
その他の収益	746,586	
(6) 購買事業費用		16,032,651
購買品供給原価	14,735,630	
購買品供給費	397,013	
修理サービス費	344,608	
その他の費用	555,399	
(うち貸倒引当金繰入額)	(270,351)	
購買事業総利益		3,120,865
(7) 販売事業収益		7,868,151
販売品販売高	4,829,360	
販売手数料	1,533,764	
その他の収益	1,505,027	
(8) 販売事業費用		5,195,014
販売品販売原価	4,191,122	
販売費	384,856	
その他の費用	619,036	
(うち貸倒引当金繰入額)	(20,997)	
販売事業総利益		2,673,137

(単位：千円)

科 目	金 額	
(9) 保管事業収益		834
(10) 保管事業費用		96
保管事業総利益		738
(11) 加工事業収益		3,228,473
(12) 加工事業費用		3,066,192
(うち貸倒引当金繰入額)		(4,288)
加工事業総利益		162,281
(13) 利用事業収益		757,744
(14) 利用事業費用		364,979
(うち貸倒引当金繰入額)		(15,920)
利用事業総利益		392,764
(15) その他事業収益		260,807
(16) その他事業費用		182,293
(うち貸倒引当金繰入額)		(51)
その他事業総利益		78,514
(17) 指導事業収入		137,378
(18) 指導事業支出		177,503
指導事業収支差額		△ 40,124
2. 事業管理費		14,969,659
(1) 人件費		10,290,394
(2) 業務費		1,655,710
(3) 諸税負担金		435,805
(4) 施設費		2,527,553
(5) その他事業管理費		60,195
事業損失		1,609,918
3. 事業外収益		772,243
(1) 受取雑利息		32,204
(2) 受取出資配当金		455,458
(3) 賃貸料		113,086
(4) 償却債権取立益		1,462
(5) 雑収入		170,031
4. 事業外費用		75,736
(1) 寄付金		9,009
(2) 雑損失		66,727
(うち貸倒引当金繰入額)		(4,944)
経常損失		913,411
5. 特別利益		1,498,450
(1) 固定資産処分益		83,449
(2) 一般補助金		1,161,632
(3) 収用補償金		170,900
(4) その他の特別利益		82,467
6. 特別損失		4,566,608
(1) 固定資産処分損		49,319
(2) 固定資産撤去費用		94,427
(3) 固定資産圧縮損		1,160,729
(4) 減損損失		2,985,912
(5) 外部出資評価損		66,000
(6) 債務保証損失引当金繰入		65,014
(7) その他の特別損失		145,205
税引前当期損失		3,981,570
法人税、住民税及び事業税		52,195
法人税等調整額		△ 192,164
法人税等合計		△ 139,969
当期損失金		3,841,600
当期首繰越剰余金		66,092
土地再評価差額金取崩額		628
当期未処理損失金		3,774,880

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

- ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ②子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
 - i) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ii) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購買品（数量管理品）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購買品（売価管理品）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・その他の棚卸資産（販売品、加工品 他）
 - （米のみ）先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。また、令和元年9月1日に高知県園芸農業協同組合連合会より権利義務承継した償却中の減価償却資産については、定額法を採用しています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

⑥外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては、有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

⑦子会社等支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

⑧債務保証損失引当金

子会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

①リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

②収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が組員等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

i) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員等に供給する事業であり、当組合は組員等に購買品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ii) 販売事業

組員等生産者(および県内の農業協同組合等)が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で卸売市場等に販売する事業であり、当組合は卸売市場等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

iii) 加工事業

組員等生産者が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

iv) 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・カントリーエレベーター・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は組員等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

v) 指導事業

組員等生産者の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は組員等生産者との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しているため、各科目の金額合計と一致しない場合があります。また、金額が千円未満の科目については「0」、期末に残高がない科目については「-」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②共同計算

当組合は、組員等生産者および県内の農業協同組合等(以下、「委託者」という。)が生産または集荷した園芸

農産物を無条件で受託のうえ、卸売市場等へ販売しています。これに係る販売代金および経費についてはプール計算を行っています（以下、「共同計算」という。）。

共同計算の会計処理については、販売に係る費用で委託者負担のものうち、当組合が立替処理しているものおよび当組合から委託者に支払った概算金等は経済受託債権に計上しています。また、卸売市場等での販売代金を経済受託債務に計上しています。委託者への精算処理にあたっては、共同計算における収入（販売代金等）と支出（立替金、概算金、運送費、集出荷場の施設費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料や集出荷場の運営料を控除した残額を精算金として委託者に支払った時点で、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを組合員等に移転する前に支配していない場合、すなわち、組合員等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、組合員等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、組合員等から受け取る額から受入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。また、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ 9,403,591 千円減少し、販売事業収益および販売事業費用がそれぞれ 708,853 千円減少しています。これによる購買事業総利益、販売事業総利益、事業損失、経常損失および税引前当期損失への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) その他の収益の表示方法について

当事業年度から、当組合本来の収益力の実態をより明瞭に表示するため、以下の収益については、従来の「その他の収益」に含めて表示する方法から、区分掲記する表示方法に変更しています。

①共済事業の奨励金

前事業年度まで全国共済農業協同組合連合会から契約実績に応じて交付される奨励金（前事業年度 58,344 千円）については、共済事業収益の「その他の収益」に含めて計上していましたが、当事業年度から「共済受入奨励金」として区分掲記しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 182,153 千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は 191,841 千円であります）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌事業年度以降、将来減算一時差異が課税所得の計算上、減算認容されることにより、税負担を軽減すると考えられる金額を計上しています。

当該金額は、将来課税所得の見積り額を限度として計上しており、将来課税所得は、令和 4 年 5 月に作成した令和 4 年度事業計画を基礎として、その金額および生じる事業年度を見積っています。

しかし、見積りは将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、実際の課税所得の金額および生じた事業年度が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 2,985,912千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループの減損損失の認識を判定しています。

減損損失の認識に係る判定の単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識判定における将来キャッシュ・フローについては、当事業年度末の損益に一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等により取得した固定資産について、取得価額から控除している圧縮記帳額は15,065,216千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 6,793,585千円、機械装置 6,267,089千円、土地 3,251千円、その他の有形固定資産 1,983,484千円、無形固定資産 17,805千円

(2) 担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保として定期預金(系統預金)を3,000,000千円供していますが、これに対応する債務はありません。また、為替取引保証金の担保として定期預金(系統預金)を16,060,000千円供しています。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る担保として、定期預金(系統預金)295,000千円を供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 3,002,478千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,581,587千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は874,494千円、危険債権額は1,812,479千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は98,160千円です。三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は2,785,134千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

②土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成14年3月31日(仁淀川地区管内の一部)

●再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格を下回る金額 153,576千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)および同施行令第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	1,307,343千円
うち事業取引高	1,307,343千円
②子会社等との取引による費用総額	1,626,526千円
うち事業取引高	1,626,526千円

(2) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、継続的な収支の把握を行っている場所別の管理会計上の区分を基本に店舗単位でグルーピングを行い、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した資産または資産グループは以下のとおりです。

本所、地区	資産グループ	場所	用途
安芸地区	あき北支所	安芸市土居17-3	一般
安芸地区	穴内出張所	安芸市穴内乙81-1	一般
安芸地区	芸西支所	安芸郡芸西村西分甲5773-1	一般
安芸地区	あき農機センター	安芸市幸町1-16	一般
安芸地区	穴内集出荷場	安芸市穴内乙82-56	共用
安芸地区	奈半利JAグリーン（あいあい広場）	安芸郡奈半利町平松乙1810	一般
安芸地区	東洋購買	安芸郡東洋町野根丙1306	一般
安芸地区	芸西農機	安芸郡芸西村和食甲2229-2	一般
安芸地区	（賃貸）安芸市穴内ドロ岩73-3	安芸市穴内ドロ岩73-3	賃貸
安芸地区	室戸購買	室戸市室津1743	一般
安芸地区	（遊休）川北甲853-9	安芸市川北甲853-9	遊休
安芸地区	遊・元下江ノ尻甲1903-11他2筆	室戸市元下江ノ尻甲1903-11他2筆	遊休
安芸地区	（遊休）元下江ノ尻甲1906-3他2筆	室戸市元下江ノ尻甲1906-3他2筆	遊休
安芸地区	（遊休）羽根町甲646-1他2筆	室戸市羽根町甲646-1他2筆	遊休
安芸地区	賃・東洋町野根丙1020-4_農機センター	安芸郡東洋町野根丙1020-4	賃貸
安芸地区	賃・佐喜浜町字北下原2075-3 購買倉庫	室戸市佐喜浜町字北下原2075-3	賃貸
安芸地区	賃・芸西村馬ノ上岸ノ下タ1320-1付近	芸西村馬ノ上岸ノ下タ1320-1	賃貸
安芸地区	（遊休）長谷寄出張所	芸西村西分字榎田甲2130-6、7	遊休
香美地区	香我美パーク堆肥工場	香南市香我美町徳王子332	共用
香美地区	香我美味噌加工	香南市香我美町山北33-1	共用
香美地区	香南地区広域ライスセンター	香南市野市町本村字ひかり田247-1	共用
香美地区	土佐山田ライスセンター	香美市土佐山田町谷殿井口1851	共用
香美地区	富家	香南市野市町兔田102-3他	遊休
香美地区	野市営農センター	香南市野市町大谷26	一般
香美地区	吉川営農園芸センター	香南市吉川町吉原99-1	一般
香美地区	香我美ライスセンター	香南市香我美町徳王子末摘花305-2	遊休
香美地区	香我美集出荷場	香南市香我美町徳王子1532-1	共用
香美地区	香北ライスセンター	香美市香北町小川1150	共用
香美地区	山北果樹集出荷場	香南市香我美町山北1307	共用
香美地区	物部支所・営農センター・Aコープ	香美市物部町大柵1388-2	一般
香美地区	物部集出荷場	香美市物部町山崎52-1	共用
香美地区	夜須支所・営農センター	香南市夜須町坪井42-1	一般
香美地区	夜須集出荷場	香南市夜須町坪井42-1	共用
香美地区	野市ライスセンター	香南市野市町本村字柳川13	共用
香美地区	野市育苗・野菜育苗	香南市野市町本村3-1他	共用
土長地区	土長地区本部（南国支所含む）	南国市大桶乙894-1	共用
土長地区	南国南部営農センター	南国市浜改田1267	共用
土長地区	南国配送センター	南国市上野田320-1	共用
土長地区	ライスセンター、南国倉庫	南国市上野田317	共用
土長地区	南国育苗センター	南国市大桶甲1-3	共用
土長地区	かざぐるま市・農家レストラン「ほっと」	南国市上野田320-1	共用
土長地区	南国新出荷場	南国市上野田313	共用

土長地区	南国南部出荷場	南国市浜改田1265・1267	共用
土長地区	南国特用林産加工場	南国市久礼田17	共用
土長地区	長岡園芸集出荷場	南国市下末松174-イ1	共用
土長地区	れいほく営農経済センター	土佐郡土佐町土居284-1	共用
土長地区	れいほく加工販売課(ゆず)	長岡郡大豊町黒石200-1	共用
土長地区	れいほく直販集出荷場(土居)	土佐郡土佐町土居270-1	共用
土長地区	れいほく精米所	土佐郡土佐町土居280-1	共用
土長地区	育苗センター 土居	土佐郡土佐町土居270-1	共用
土長地区	岡豊支所	南国市岡豊八幡220	一般
土長地区	南国中央支所	南国市上野田303-1	一般
土長地区	日章支所	南国市田村乙1760-2	一般
土長地区	J Aグリーンなんこく	南国市上野田320-1	一般
土長地区	風の市	南国市左右山85(道の駅南国内)	一般
土長地区	長岡支所	南国市下末松169-4	一般
土長地区	長岡経済課事務所	南国市下末松171-1	一般
土長地区	ごめん出張所	南国市駅前町1丁目4-39	一般
土長地区	十市購買店舗	南国市十市2730-1	一般
土長地区	れいほく支所	土佐郡土佐町土居284-1	一般
土長地区	本山支所	長岡郡本山町本山530-4	一般
土長地区	J Aグリーンとさ	土佐郡土佐町土居30-2	一般
土長地区	大田口支所	長岡郡大豊町黒石350	一般
土長地区	れいほくAコープとさ	土佐郡土佐町土居281-1	一般
土長地区	J Aグリーンもとやま	長岡郡本山町本山538	一般
土長地区	大杉支所	長岡郡大豊町川口1926-7	一般
土長地区	J Aグリーンおおとよ	長岡郡大豊町黒石350	一般
土長地区	南国営農経済センター	南国市上野田303-1	共用
土長地区	南国みそ加工場	南国市岡豊町笠ノ川130-1	共用
土長地区	長岡ライスセンター	南国市下末松252	共用
土長地区	長岡低温倉庫	南国市下末松251	共用
土長地区	十市 米 倉庫	南国市十市2328-1	共用
土長地区	農業用低温倉庫(れいほく)	土佐郡土佐町土居276-1	共用
土長地区	パーク堆肥センター(本山)	長岡郡本山町木能津375	共用
土長地区	コイン精米(土居)	土佐郡土佐町土居276-1	一般
土長地区	久礼田集荷場	南国市久礼田417-2	共用
土長地区	営農実験室(旧野田支所)	南国市上野田303-1	共用
土長地区	野田煙草乾燥場	南国市上野田447-1	共用
土長地区	会館(長岡)	南国市下末松170-1	共用
土長地区	十市園芸出荷場	南国市十市2777-1	共用
土長地区	三和支所	南国市里改田151	一般
土長地区	れいほく農機センター・れいほくLPG	土佐郡土佐町土居31	一般
土長地区	大田口農機センター	長岡郡大豊町黒石350	一般
土長地区	れいほく集出荷場(土佐町中島)	土佐郡土佐町田井6646	共用
土長地区	遊・農産物処理加工場(大豊町川口南)	長岡郡大豊町川口1926-7	遊休
土長地区	遊・旧東部給油所 本山町	土佐郡本山町本山字東箕造	遊休
高知地区	Aコープはるの	高知市春野町西分512-2	一般
高知地区	春野秋山倉庫	高知市春野町秋山1264	遊休
高知地区	春野旧MCM	高知市春野町森山字双亀2700	賃貸
仁淀川地区	土佐市農機センター	土佐市波介4392-3	一般
仁淀川地区	尾川購買	高岡郡佐川町本郷耕1896	一般
仁淀川地区	能津購買	高岡郡日高村本村62-8	一般
高西地区	津野山営農経済センター輝	高岡郡津野町北川2281-4	共用
高西地区	椿原加工施設	高岡郡椿原町椿原1155-1	共用
高西地区	東津野製茶工場	高岡郡津野町力石3100	共用
高西地区	四万十農機センター	高岡郡四万十町榊山町7-11	一般
高西地区	興津給油所	高岡郡四万十町興津406-2	一般
高西地区	津野山農機センター	高岡郡津野町北川2281-4	一般

高西地区	東津野支所	高岡郡津野町力石2884-1	一般
高西地区	遊・志和事業所	高岡郡四万十町志和429-1	遊休
高西地区	遊・栲原購買	高岡郡栲原町1161-1	遊休
高西地区	栲原営農みらい塾	高岡郡栲原町下西の川1573	共用
高西地区	J A グリーン (営農センター輝)	高岡郡津野町北川2281-4	一般
高西地区	遊・旧東津野山集出荷場	高岡郡津野町力石4652	遊休
高西地区	賃・四万十 旧酪農組合	高岡郡四万十町大井野宇屋敷割34-1他	賃貸
高西地区	遊・旧松葉川支所敷地	高岡郡四万十町七里字桜ヶ窪274-1他	遊休
幡多地区	中村農機センター	四万十市右山五月町7-40	一般
幡多地区	中村南部出張所	四万十市竹島58-1	一般
幡多地区	中村東部出張所	四万十市蕨岡甲314	一般
幡多地区	宿毛農機センター	宿毛市南沖須賀1-1	一般
幡多地区	宿毛ライスセンター	宿毛市鷺洲5347-7	共用
幡多地区	宿毛販売	宿毛市鷺洲5347-7	共用
幡多地区	遊・板の川みかん選果場	四万十市板ノ川井ノ鼻275-2	遊休
幡多地区	宿毛育苗センター	宿毛市鷺洲5347-8	共用
幡多地区	中村支所	四万十市右山五月町7-40	一般
幡多地区	J A グリーン四万十	四万十市右山五月町8-22	一般
幡多地区	賃貸・下川口 (管理)	土佐清水市下川口966	賃貸
幡多地区	賃貸・楠山 (管理)	宿毛市橋上町楠山34	賃貸
幡多地区	幡多地区本部 (管理)	四万十市右山五月町7-40	共用
幡多地区	佐賀販売	幡多郡黒潮町佐賀888	共用
幡多地区	大方支所	幡多郡黒潮町入野2098	一般
幡多地区	遊・旧竜串SS	土佐清水市竜串1	遊休
幡多地区	布事務所	土佐清水市布1843-1	遊休
幡多地区	大方南部購買	幡多郡黒潮町田野浦679	一般
幡多地区	遊・昭和LPG保管倉庫	四万十町昭和407-4	遊休
幡多地区	西土佐農機センター	四万十市西土佐江川崎149-1	一般
幡多地区	遊・三原来栖野	幡多郡三原村来栖野440-1	遊休
本所	とさのさと支所	高知市北御座10-10	一般
本所	Aコープかがみ	香南市香我美町下分82-2	一般
本所	農産販売課	高知市五台山5015-1	一般
本所	パールライス・搗精工場・米穀	南国市大塚甲25	一般

②減損損失の認識に至った経緯

市場価額の著しい下落および収益力が低下している一般資産と共用資産について短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産についても、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

本所、地区	金額	固定資産の種類毎の減損損失の内訳		
		土地	建物	その他
安芸地区	312,631	121,842	146,668	44,120
香美地区	508,067	195,950	236,173	75,943
土長地区	1,424,285	478,810	835,440	110,034
高知地区	7,656	6,654	-	1,002
仁淀川地区	5,998	3,647	2,351	-
高西地区	170,113	30,217	101,463	38,432
幡多地区	304,625	36,173	255,406	13,045
本所	252,533	108,800	87,177	56,555
合計	2,985,912	982,096	1,664,682	339,133

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。正味売却価額については、その時価は不動産鑑定評価額および固定資産税評価額に基づき算定しています。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを3.44%で割引いて算定しています。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余剰金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金、当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券並びに事業債権である経済事業未収金であり、貸出金および経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、主として農家組合員に対する制度融資の原資として高知県や株式会社日本政策金融公庫から借り入れたものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件および大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、統括本部に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析、および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,413,245千円減少し、また金利が0.5%下降したものと想定した場合には、経済価値が3,952,586千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資産調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	599,030,529	599,034,141	3,612
満期保有目的の債券	12,997,001	12,605,450	△ 391,551
その他有価証券	8,115,880	8,115,880	-
有価証券	21,112,881	20,721,330	△ 391,551
貸出金	91,828,191	-	-
貸倒引当金（注1）	1,985,342	-	-
貸出金（引当金控除後）	89,842,849	94,454,435	4,611,586
経済事業未収金	7,915,598	-	-
貸倒引当金（注2）	1,283,430	-	-
経済事業未収金（引当金控除後）	6,632,167	6,632,167	-
外部出資（注3）	35,208	35,208	-
資 産 計	716,653,637	720,877,284	4,223,646
貯金	722,673,985	722,744,787	70,802
借入金	55,520	55,918	397
経済事業未払金	1,980,807	1,980,807	-
設備借入金	39,142	39,142	-
負 債 計	724,749,455	724,820,655	71,199

（注1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（注2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（注3）外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券および外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利に反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ. 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資（注1）	30,774,619
外部出資等損失引当金（注2）	65,845
外部出資（引当金控除後）	30,708,773

(注1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 外部出資に対する損失引当金を控除しています。

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	599,030,529	-	-	-	-	-
有価証券	100,000	-	-	-	-	21,000,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	13,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	-	-	-	-	8,000,000
貸出金（注1、2）	10,010,932	6,063,874	5,438,317	4,918,195	4,492,789	60,275,524
経済事業未収金（注3）	7,097,302	-	-	-	-	-
合計	616,268,764	6,063,874	5,438,317	4,918,195	4,492,789	81,275,524

(注1) 貸出金のうち、当座貸越2,974,826千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権、期限の利益を喪失した債権等598,557千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権等818,296千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	517,421,152	92,736,155	101,142,965	3,144,779	7,652,814	576,118
借入金	17,579	13,704	11,362	9,294	2,251	1,330
設備借入金	19,571	19,571	-	-	-	-
経済事業未払金	1,980,807	-	-	-	-	-
合計	519,439,110	92,769,430	101,154,327	3,154,073	7,655,065	577,448

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	199,938	226,880	26,941
	地方債	-	-	-
	政府保証債	800,000	904,800	104,800
	社債	-	-	-
	小計	999,938	1,131,680	131,741
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	497,063	478,200	△ 18,863
	地方債	5,300,000	5,068,290	△ 231,710
	政府保証債	2,600,000	2,490,530	△ 109,470
	社債	3,600,000	3,436,750	△ 163,250
	小計	11,997,063	11,473,770	△ 523,293
合計	12,997,001	12,605,450	△ 391,551	

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	2,225,400	2,003,074	222,325
	地方債	-	-	-
	政府保証債	435,380	400,000	35,380
	社債	-	-	-
	外部出資	35,208	19,430	15,778
	小計	2,695,988	2,422,504	273,484
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	1,917,200	1,993,811	△ 76,611
	地方債	3,537,900	3,700,000	△ 162,100
	政府保証債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	5,455,100	5,693,811	△ 238,711
合 計	8,151,088	8,116,315	34,773	

(注) なお、上記の差額から繰延税金負債 9,618 千円を差し引いた額 25,154 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
- (4) 当事業年度中において、保有目的区分が変更となった有価証券はありません。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、一般職員退職給与規程および限定一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）および株式会社りそな銀行との契約に基づく退職給付信託並びに全国共済農業協同組合連合会および株式会社りそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

(追加情報)

退職一時金制度に対して令和3年7月1日に退職給付信託を1,000,000千円設定しています。これにより、退職給付引当金が同額減少しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	9,889,245
勤務費用	595,279
利息費用	25,588
数理計算上の差異の発生額	△130,671
退職給付の支払額	△868,900
期末における退職給付債務	9,510,542

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	8,679,751
期待運用収益	120,238
数理計算上の差異の発生額	△23,137
特定退職金共済制度への拠出金	246,666
退職給付信託への拠出金	1,000,000
確定給付企業年金制度への拠出金	272,900
退職給付の支払額	△751,316
期末における年金資産	9,545,102

④退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)
退職給付債務	9,510,542
特定退職金共済制度	△5,821,004
退職給付信託	△965,562
確定給付企業年金制度	△2,758,535
未積立退職給付債務	△34,560
未認識過去勤務費用	906,910
未認識数理計算上の差異	129,885
貸借対照表計上額純額	1,002,235
退職給付引当金	1,002,235

⑤退職給付費用およびその内訳項目の金額

	(単位：千円)
勤務費用	595,279
利息費用	25,588
期待運用収益	△120,238
数理計算上の差異の費用処理額	13,922
過去勤務費用の費用処理額	△134,357
出向者等の退職給付費用のうち出向先等負担分	△23,031
合計	357,164

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

特定退職金共済制度	
債券	64%
年金保険投資	27%
現金および預金	4%
その他	5%
合計	100%
退職給付信託	
国内契約型投信	97%
短期資産	3%
合計	100%
確定給付企業年金制度	
一般勘定	66%
株式	33%
その他	1%
債券	0%
合計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.36%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度および退職給付信託	0.9%
確定給付企業年金制度	2.1%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、令和元年12月に令和14年3月までの拠出金を一括払いしており、令和4年3月末における前払い残高は1,502,462千円です。なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は1,502,462千円です。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		822,947
賞与引当金		136,733
退職給付引当金		277,218
特例業務負担金引当金		415,581
減価償却費		1,102,086
減損損失		1,389,781
繰越欠損金		586,241
その他		391,129
繰延税金資産	小計	5,121,719
評価性引当額		△4,929,878
繰延税金資産	合計 (A)	191,841
繰延税金負債		
資産除去債務に係る有形固定資産		△69
その他有価証券評価差額金		△9,618
繰延税金負債	合計 (B)	△9,688
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		182,153

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当組合は税引前当期損失を計上しているため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されているアスベストについて、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該建物の残存耐用年数（5～19年）によっており、割引率は当該年数に見合う国債の流通利回り（0.44～2.10%）を使用して資産除去債務の金額を算定しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	130,414 千円
時の経過による調整額	357 千円
資産除去債務の履行による減少額	△5,355 千円
期末残高	125,416 千円

(2) リース取引（貸手側）

① リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前リース取引のうち、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は下記のとおりです。

i) リース物件の取得価格、減価償却累計額および期末残高

(単位：千円)

	建物	構築物	機械装置	合計
取得価格	679,796	166,464	489,632	1,335,894
減価償却累計額	660,920	164,018	368,359	1,193,298
期末残高	18,876	2,446	121,273	142,595

ii) 未経過リース料期末残高相当額 (単位：千円)

1年以内	32,582
1年超	10,591
合計	43,173

iii) 受取リース料、減価償却費、受取利息相当額 (単位：千円)

受取リース料	42,679
減価償却費	33,244
受取利息相当額	5,580

iv) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格の差額を利息相当額とし、利息相当額の各期への配分方法については、利息法および定額法によっています。

○ 第4期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで） 附属明細書

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	10,763,378	455,440	648,254	10,570,564
再 評 価 積 立 金	7,901	—	—	7,901
資 本 準 備 金	12,746	—	—	12,746
利 益 剰 余 金	29,604,155	△ 3,140,972	804,626	25,658,557
利 益 準 備 金	12,645,455	—	—	12,645,455
そ の 他 利 益 剰 余 金	16,958,700	△ 3,140,972	804,626	13,013,101
営 農 振 興 積 立 金	1,979,393	—	—	1,979,393
肥 料 協 同 購 入 積 立 金	12,791	—	—	12,791
経 営 安 定 対 策 積 立 金	252,607	700,000	—	952,607
教 育 基 金 積 立 金	72,000	—	—	72,000
信 用 次 期 シ ス テ ム 積 立 金	21,378	—	—	21,378
遊 休 資 産 の 処 分 及 び 取 壊 し 費 用 に か か る 積 立 金	20,000	—	—	20,000
固 定 資 産 (レ ン タ ル) の 処 分 及 び 取 壊 し 費 用 に か か る 積 立 金	20,000	—	—	20,000
I C キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 切 替 に 伴 う 積 立 金	15,599	—	—	15,599
給 油 所 P O S シ ス テ ム 更 新 積 立 金	7,380	—	—	7,380
給 油 所 施 設 改 修 等 に か か る 積 立 金	10,176	—	—	10,176
経 済 施 設 改 修 等 に か か る 積 立 金	1,131	—	—	1,131
土 佐 あ き 施 設 改 修 及 び 耐 震 対 策 等 積 立 金	999,389	—	—	999,389
共 同 利 用 施 設 等 の 導 入 に 係 る 設 備 更 新 積 立 金	566,982	—	—	566,982
施 設 建 設 積 立 金	500,000	—	—	500,000
施 設 整 備 積 立 金	70,000	—	—	70,000
集 出 荷 場 施 設 積 立 金	200,000	—	—	200,000
重 油 事 故 積 立 金	8,048	—	—	8,048
協 同 活 動 推 進 積 立 金	90,000	—	—	90,000
経 済 事 業 施 設 整 備 積 立 金	75,000	—	—	75,000
茶 加 工 施 設 更 新 積 立 金	17,294	—	—	17,294
信 用 端 末 更 新 積 立 金	11,847	—	—	11,847
特 別 積 立 金	11,136,960	—	—	11,136,960
当 期 未 処 分 剰 余 金 及 び 当 期 未 処 理 損 失 金 (△)	870,718	△ 3,840,972	804,626	△ 3,774,880
処 分 未 済 持 分	△ 185,131	△ 125,164	△ 185,131	△ 125,164
合 計	40,203,051	△ 2,810,696	1,267,749	36,124,605

目的積立金の明細

名 称	営農振興積立金	土佐あき施設改修及び耐震対策等積立金	施設建設積立金
積立目的	営農振興積立金規程で定める積立	南海大地震の発生が危ぶまれる中、管内の施設は老朽化が進んでおり、耐震工事や建替えを行わなければ職員の命の安全や震災後の組合員対応が難しい等多数の問題がある。しかし、耐震診断や工事等に対する多額の費用が経営に大きな負担となることが考えられる為、目的積立金を造成する	主要な施設の建設等に備えるため
積立目標額	営農振興積立金規程に定める額	1,000,000千円	500,000千円
積立基準	営農振興積立金規程の定めによる	毎期任意の積立とする	任意
取崩基準	営農振興積立金規程の定めにより取り崩す	施設の耐震診断及び耐震工事等の際に取り崩す	主要な施設の建設や大規模な修繕を行う場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩す
当期末残高	1,979,393千円	999,389千円	500,000千円
備考			

名 称	施設整備積立金	経営安定対策積立金	共同利用施設等の導入に係る設備更新積立金
積立目的	生産施設設備等、施設整備拡充を目的とする	経営安定対策積立規程による	選果施設等の共同利用施設の設備更新による生産者の利用料の負担軽減のために設備更新積立金として積み立てる
積立目標額	100,000千円	経営安定対策積立金規程に定める額	1,000,000千円
積立基準	毎事業年度の剰余金から総代会において剰余金処分額として認められた金額	経営安定対策積立金規程の定めによる	集出荷場等施設の年間販売高（百万未満切捨て）を基準に剰余金の範囲内で積み立てる（積立金目標額 年間販売高の3.5%以内）
取崩基準	施設整備に必要なが生じた時、取り崩すことができる	経営安定対策積立金規程の定めにより取り崩す	①共同利用施設の更新時に取崩し、生産者の利用料の1割を負担する ②10,000千円を超える臨時的修繕が発生した場合 ③広域での施設更新が行われる場合は関係する共同利用施設の積立金を取り崩す
当期末残高	70,000千円	952,607千円	566,982千円
備考			

名 称	集出荷場施設積立金	協同活動推進積立金	経済事業施設整備積立金
積立目的	新たな集出荷場の建設及び機械装置の更新に備えた準備を目的とする	教育文化活動を始めとする共同活動の実践・推進を図るため、共同活動に係る費用の全部又は一部を積立金並びに財務収益で確保することを目的とする	施設建設（重油タンク・資材倉庫）および、それに伴うリース、減価償却等の費用を積み立てる
積立目標額	200,000千円	100,000千円	100,000千円
積立基準	未処分剰余金より総会（総代会）において承認された金額を積み立てる	毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の残額）の20分の1に相当する金額以上を積立基準とする	積立金は、毎事業年度の剰余金の中から目標額に達するまで任意に積み立てる
取崩基準	出荷場の建設及び機械装置の更新等が決定した場合	この積立金は、当該事業年度の共同活動にかかる費用の範囲内で、総代会の議決を得て取り崩すことができる	①経済事業施設建設等のために発生する諸費用について取り崩す ②目標達成のため、目標額に達する前の取り崩しも可能とする ③目標額に達する前に取り崩しがあった場合には、目標額から控除する ④取り崩しに関する事項は、理事会に一任する
当期末残高	200,000千円	90,000千円	75,000千円
備考			

名 称	教育基金積立金	信用次期システム積立金	遊休資産の処分及び取り壊し費用にかかる積立金
積立目的	組合員教育並びに役職員教育の資金を安定的に確保する為の教育資金	信用次期オンラインシステム導入に伴う積立	第12期総代会決議による(コスモス)
積立目標額	任意	70,000千円	20,000千円
積立基準	総代会決議による	第13期総代会決議による	第12期総代会決議による
取崩基準	・組合員教育のための経費 ・役職員の特別(長期)教育を実施する資金 ・組合員の子弟の育成資金 ・その他理事会において目的達成のため必要と認めた資金	信用次期オンラインシステム(端末機更新、ATM次期システム対応)導入後に発生する費用(リース費用、減価償却費等)について取り崩す	遊休資産の処分及び取り壊しに要した費用について取り崩す
当期末残高	72,000千円	21,378千円	20,000千円
備考			

名 称	固定資産(レンタル)の処分及び取り壊し費用にかかる積立金	茶加工施設更新積立金	ICキャッシュカード切替に伴う積立金
積立目的	第12期総代会決議による	茶加工施設更新のための積立金	第12期総代会決議による
積立目標額	20,000千円	更新必要額	20,000千円
積立基準	第12期総代会決議による	生茶1kg当り75円	第12期総代会決議による
取崩基準	固定資産(レンタル)の処分及び取り壊しに要した費用について取り崩す	減価償却費及びリース料に応じた金額を毎年取り崩す	ICキャッシュカード切替に要した費用について取り崩す
当期末残高	20,000千円	17,294千円	15,599千円
備考			

名 称	肥料協同購入積立金	信用端末更新積立金	給油所施設改修等にかかる積立金
積立目的	肥料協同購入積立規程による	次期信用事業オンラインシステムの移行に係る諸費用の積立金	第15期総代会決議による(コスモス)
積立目標額	営農振興積立金規程に定める額	100,000千円	15,000千円
積立基準	肥料協同購入積立規程の定めによる	平成19年度ならびに平成20年度の剰余金から積立てる	第15期総代会決議による(コスモス)
取崩基準	肥料協同購入積立規程の定めにより取り崩す	端末機更新、システム移行費用、移行に際して発生する費用について取り崩す	給油所施設改修等に要した費用について取り崩す
当期末残高	12,791千円	11,847千円	10,176千円
備考			

名 称	重油事故積立金	給油所POSシステム更新積立金	経済施設改修等にかかる積立金
積立目的	重油施設の保守管理の経費並びに重油漏れ事故発生の場合の回収及び補償にかかる損失の発生に備えて、園芸農家の経営安定に資することを目的とする	第13期総代会決議による	第17期総代会決議による
積立目標額	20,000千円	15,000千円	50,000千円
積立基準	重油供給10あたり50銭を超えない金額を総会(総代会)において承認された金額を積み立てる	第13期総代会決議による(コスモス)	第17期総代会決議による(コスモス)
取崩基準	JAが設置したタンクの塗装とタンク内スラッジ除去並びにクリーニングに要する費用を年次計画的に支出する金額。事故による損失のうち理事会が査定した金額	給油所POSシステム更新に要した費用について取り崩す	経済施設改修等に要した費用について取り崩す
当期末残高	8,048千円	7,380千円	1,131千円
備考			

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円，%)

種類	当残	期首高	当増	加	期額	当減	少	期額	当残	期末高	当償	却	期額	減価償却累計額	償却率
						(減)	損	損失)							
有形固定資産	建物	28,536,812		498,249		2,312,162		(1,664,682)	26,722,899		431,782			21,807,504	81.6
	構築物	3,347,850		32,275		225,579		(66,610)	3,154,547		55,383			2,862,409	90.7
	機械装置	9,917,009		172,630		733,223		(189,989)	9,356,415		291,778			8,662,468	92.6
	車両運搬具	221,435		13,234		26,051		(5,895)	208,618		15,836			187,462	89.9
	工具器具備品	3,005,862		121,094		289,833		(59,715)	2,837,122		141,216			2,598,709	91.6
	土地	9,759,638		—		1,346,034		(982,096)	8,413,603						
	リース資産	410,308		44,339		16,404		(3,674)	438,243		74,143			243,071	55.5
	建設仮勘定	455,302		648,277		851,811		(—)	251,768						
	計	55,654,218		1,530,101		5,801,101		(2,972,664)	51,383,218		1,010,141			36,361,624	
無形固定資産	借地権	42,538		—		0		(—)	42,538		—				
	地上権	166		0		166		(79)	0		86				
	商標権	216		—		84		(—)	131		84				
	ソフトウェア	28,901		17,107		24,994		(8,929)	21,015		16,019				
	電話加入権	17,700		443		4,272		(4,238)	13,871		—				
	電気通信施設利用権	518		—		455		(—)	63		11				
	リース資産	1,703		—		851		(—)	851		851				
	印版代	9,514		—		—		(—)	9,514		—				
計	101,260		17,550		30,824		(13,248)	87,986		17,054					
合計	55,755,478		1,547,652		5,831,926		(2,985,912)	51,471,205		1,027,195					

注1 当期増加額の主な内容は次のとおりです。

建物	J Aグリーン四万十店	194,563千円
建物	幡多地区本部新館	84,955千円
建物	奈半利支所 耐震補強・リニューアル工事	52,833千円
建物	吉良川支所 耐震補強・リニューアル工事	37,926千円
建物	谷地生姜予冷库	26,500千円
機械装置	カントリーエレベーター全自動自主検査装置	43,000千円
機械装置	カントリーエレベーター荷受計量機	24,000千円
機械装置	茶倉庫冷蔵庫冷却装置	10,360千円
構築物	J Aグリーン四万十店 外構	14,469千円
工具器具備品	J Aグリーン四万十店 空調設備ほか	28,501千円

注2 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

注3 建物には、資産除去債務に係る固定資産が含まれています。

注4 当期償却費のうち、賃貸資産及び売電設備に係る減価償却費は雑損失(事業外費用)に含まれています。

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
統 出 資	高知県信用農業協同組合連合会	18,837,780	—	—	18,837,780
	高知県厚生農業協同組合連合会	418,980	—	—	418,980
	高知県農教 育 基 金	272,303	—	—	272,303
	農業協同組 業 振 興 基 金	77,155	—	8,010	69,145
	合中央会 経 営 強 化 基 金	193,087	—	—	193,087
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,431,800	—	—	1,431,800
	全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	6,219,400	—	—	6,219,400
	農 林 中 央 金 庫	106,300	—	—	106,300
	全 国 酪 農 業 協 同 組 合 連 合 会	9,550	—	—	9,550
	全 国 新 聞 情 報 農 業 協 同 組 合 連 合 会	3,550	—	—	3,550
	高 知 県 施 設 農 業 協 同 組 合 連 合 会	26,100	—	—	26,100
	日 本 園 芸 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,000	—	—	1,000
	日 本 養 鶏 農 業 協 同 組 合 連 合 会	100	—	—	100
四 国 生 乳 販 売 農 業 協 同 組 合 連 合 会	20,430	—	—	20,430	
資 計	27,617,535	—	8,010	27,609,525	
外 出 資	株 阿 佐 海 岸 鉄 道 株 式 会 社	80	—	—	80
	四 国 乳 業 株 式 会 社	1,178	—	—	1,178
	株 式 会 社 四 国 電 力	38,425	—	3,217	35,208
	株 式 会 社 き た が わ ジ ャ ル ダ ン	504	—	385	118
	株 式 会 社 日 本 農 業 新 聞	650	—	—	650
	株 式 会 社 赤 岡 青 果 市 場	1,000	—	—	1,000
	大 豊 ゆ と り フ ェ ー ム 株 式 会 社	3,000	—	—	3,000
	株 式 会 社 む ら び と 本 舗	24	—	—	24
	高 知 空 港 ビ ル 株 式 会 社	13,000	—	—	13,000
	株 式 会 社 道 の 駅 南 国	1,350	—	—	1,350
	株 式 会 社 な が お か	300	—	161	138
	ア プ ロ ス 株 式 会 社	2,000	—	—	2,000
	有 限 会 社 む さ さ び の 里	1,500	—	—	1,500
	株 式 会 社 あ ぐ り 窪	3,700	—	—	3,700
	株 式 会 社 S E A プ ロ ジ ェ ク ト	100	—	—	100
	ゆ す は ら ベ レ ッ ト 株 式 会 社	50	—	—	50
	株 式 会 社 四 万 十 ド ラ	100	—	—	100
	士 佐 清 水 食 品 株 式 会 社	973	—	—	973
	株 式 会 社 な ぶ ら 土 佐 佐 賀 場	1,000	—	—	1,000
	株 式 会 社 高 知 青 果 市 場	34,307	—	—	34,307
	高 知 ビ ニ ー ル 株 式 会 社	9,112	—	—	9,112
	株 式 会 社 テ レ ビ 高 知	19,637	—	—	19,637
	高 知 フ ェ ー ス 株 式 会 社	13,152	—	—	13,152
	土 佐 く ろ し お 鉄 道 株 式 会 社	553	—	—	553
	株 式 会 社 エ フ エ ム 高 知	1,906	—	—	1,906
	J A 西 日 本 く み あ い 飼 料 株 式 会 社	88,043	—	—	88,043
	株 式 会 社 土 佐 花 き 園 芸 市 場	3,750	—	—	3,750
	の 高 知 県 農 業 信 用 基 金 協 会	912,900	133,070	—	1,045,970
	安 芸 郡 酒 類 卸 商 業 協 同 組 合	780	—	—	780
	芸 東 森 林 組	16	—	—	16
	高 知 県 自 動 車 整 備 商 工 組 合	1	—	—	1
	南 国 酒 販 協 同 組 合	100	—	—	100
	大 豊 町 森 林 組 合	72	—	—	72
	本 山 町 森 林 組 合	21	—	—	21
	土 佐 町 森 林 組 合	23	—	—	23
	高 知 県 た ば こ 販 売 協 同 組 合	8	—	8	—
	高 知 県 食 品 外 販 協 同 組 合	100	—	—	100
	仁 淀 川 森 林 組 合	251	—	—	251
	高 岡 郡 酒 類 卸 商 業 協 同 組 合	582	—	—	582
	津 野 町 森 林 組 合	543	—	—	543
	禰 原 町 森 林 組 合	1,500	—	—	1,500
	宿 毛 市 森 林 組 合	95	—	—	95
	高 知 中 央 市 場 鮮 魚 買 受 人 協 同 組 合	410	—	—	410
	赤 岡 青 果 商 業 協 同 組 合	13	—	—	13
	高 知 中 央 青 果 買 受 人 協 同 組 合	60	—	—	60
	他 轄 多 公 設 地 方 卸 売 市 場 青 果 部 買 受 人 協 同 組 合	—	15	—	15
	資 計	1,156,872	133,086	3,771	1,286,187
子 会 社 等 出 資	株 株 式 会 社 ア グ リ ー ド 土 佐 あ き	9,000	—	—	9,000
	株 式 会 社 コ ス モ ス ア グ リ サ ポ ー ト	60,000	—	—	60,000
	株 式 会 社 と さ の さ と	66,000	—	66,000	—
	宮 農 支 援 セ ン タ ー 四 万 十 株 式 会 社	1,500	—	—	1,500
	株 式 会 社 J A メ モ リ ア ル こ う ち	1,338,905	—	—	1,338,905
	株 式 会 社 協 同 プ ロ セ ス こ う ち	13,920	—	—	13,920
	高 知 県 く み あ い 運 輸 株 式 会 社	42,350	—	—	42,350
	株 式 会 社 J A エ ナ ジ ー こ う ち	177,100	—	—	177,100
	株 式 会 社 高 知 県 農 協 電 算 セ ン タ ー	39,290	—	—	39,290
	協 同 キ ラ メ ッ セ 室 戸 有 限 会 社	3,000	—	—	3,000
	有 限 会 社 芸 西 青 果 市 場	2,500	—	—	2,500
	有 限 会 社 天 然 の 湯 な が お か 温 泉	5,000	—	5,000	—
	有 限 会 社 十 市 パ ー ク ス テ ー シ ョ ン 管 理 組 合	91,550	—	—	91,550
	株 式 会 社 ヤ ・ シ ・ イ	8,000	—	—	8,000
高 知 県 食 肉 セ ン タ ー 株 式 会 社	33,000	—	—	33,000	
株 式 会 社 れ い ほ く 未 来	—	94,000	—	94,000	
資 計	1,891,115	94,000	71,000	1,914,115	
合 計	30,665,523	227,086	82,781	30,809,827	

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	2,212,823	3,367,190	56,949	2,155,873	3,367,190
一般貸倒引当金	280,169	1,036,027	—	280,169	1,036,027
うち信用事業	249,085	709,274	—	249,085	709,274
うち購買事業	21,595	289,666	—	21,595	289,666
うち販売事業	5,396	21,873	—	5,396	21,873
うち加工事業	2,272	5,717	—	2,272	5,717
うち利用事業	682	5,672	—	682	5,672
うちその他事業	38	37	—	38	37
うち事業外	1,097	3,784	—	1,097	3,784
個別貸倒引当金	1,932,653	2,331,162	56,949	1,875,704	2,331,162
うち信用事業	882,212	1,276,067	40,719	841,493	1,276,067
うち購買事業	701,640	695,711	8,209	693,431	695,711
うち販売事業	10,366	14,887	—	10,366	14,887
うち加工事業	1,437	2,056	223	1,214	2,056
うち利用事業	244,270	247,407	7,793	236,476	247,407
うちその他事業	347	399	—	347	399
うち事業外	92,377	94,632	2	92,374	94,632
賞与引当金	579,209	425,908	579,209	—	425,908
退職給付引当金	2,259,190	380,195	637,150	1,000,000	1,002,235
役員退職慰労引当金	69,163	18,608	28,167	—	59,604
特例業務負担金引当金	1,652,708	—	150,246	—	1,502,462
外部出資等損失引当金	70,845	—	5,000	—	65,845
子会社等支援引当金	157,800	—	—	78,449	79,350
債務保証損失引当金	—	65,014	—	—	65,014
合 計	7,001,741	4,256,917	1,456,723	3,234,323	6,567,611

注1 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 一般債権の貸倒実績率等による洗替額

個別貸倒引当金 個別債権の回収および回収可能性の見直しによる戻入額

注2 賞与引当金の当期増加額欄には出向者にかかる負担分等が含まれております。

(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

①子会社等との取引の明細

(単位：千円)

会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
株式会社 高知県農協 電算センター	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	—	—	
	うち販売事業	—	—	
	うちその他事業	—	449,781	事務委託手数料
	計	—	449,781	
株式会社 とさのさと	うち信用事業	4,749	—	貸付金利息
	うち共済事業	373	—	
	うち購買事業	232,076	202,161	食品、生活用品他
	うち販売事業	66,286	64,601	販売手数料他
	うち加工事業	26,403	23,763	お茶、ゆず加工品他
	うちその他事業	—	—	
	計	329,889	290,526	
株式会社 JAメモリアルこうち	うち信用事業	4,434	—	貸付金利息、貯金利息
	うち共済事業	951	—	
	うち購買事業	21,427	194,131	ルビナス商品・墓石仕入他
	うち販売事業	—	—	
	うち加工事業	16,511	13,209	返礼品(茶製品)他
	うち利用事業	100,173	—	葬儀手数料等
	うちその他事業	68,599	—	運営経費等
	計	212,097	207,342	
株式会社 JAエナジーこうち	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	1,414	—	賠償、自動車、業務災害他
	うち購買事業	313,324	24,037	燃料手数料他
	うち販売事業	—	4,926	大豆他
	うち加工事業	14	6,282	米検査他
	うちその他事業	13,889	67,970	山向人件費、産廃処理料等
	計	328,642	103,218	
高知県くみあい運輸 株式会社	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	1,941	4,130	運賃等
	うち販売事業	—	82,436	運賃、賃賃料等
	うち加工事業	244	55,795	運賃等
	うちその他事業	—	—	
	計	2,186	142,361	
株式会社 協同プロセスこうち	うち信用事業	14	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	61	2,045	精肉仕入他
	うち販売事業	144,234	168,835	精肉他
	うち加工事業	20	16	
	うちその他事業	4,079	—	賃料
	計	148,408	170,897	
協同キラメッセ室戸 有限会社	うち信用事業	—	8	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	1,906	1,610	食品他
	うち販売事業	5,334	5,235	産直他
	うちその他事業	—	—	
	計	7,241	6,854	
株式会社 アグリード土佐あき	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	10,258	9,030	農薬・資材他
	うち販売事業	514	—	
	うち利用事業	172	—	
	うちその他事業	—	2,000	JA作業委託料
	計	10,945	11,030	
有限会社 芸西青果市場	うち信用事業	198	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	—	—	
	うち販売事業	—	—	
	うちその他事業	—	—	
	計	198	—	
株式会社 れいほく未来	うち信用事業	153	0	
	うち共済事業	257	—	
	うち購買事業	58,086	56,339	飼料他
	うち販売事業	—	—	
	うちその他事業	—	16,300	業務委託料
	計	58,497	72,639	
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	うち信用事業	54	0	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	10,464	9,880	重油他
	うち販売事業	—	—	
	うち利用事業	35,500	—	利用料
	計	46,018	9,881	
株式会社 南国スタイル	うち信用事業	452	0	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	42,760	36,896	農薬・資材他
	うち販売事業	2,134	218	園芸・米販等販売手数料
	うち利用事業	3,605	12,272	育苗・ライスセンター利用料、育苗・ライスセンター
	うちその他事業	—	21,201	業務委託料(農家レストラン、直販)
	計	48,952	70,589	
株式会社 ヤ・シイ	うち信用事業	—	0	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	—	—	
	うち販売事業	—	—	
	うち利用事業	—	—	
	うちその他事業	—	—	
	計	—	0	
有限会社 十市パーク ステーション管理組合	うち信用事業	—	0	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	1,632	1,492	消耗品費・修繕費
	うち販売事業	—	—	
	うちその他事業	600	1,142	事務委託手数料・賃借料
	計	2,232	2,635	
株式会社 コスモス アグリサポート	うち信用事業	431	0	
	うち共済事業	97	—	
	うち購買事業	27,566	25,105	農薬・資材他
	うち販売事業	22,256	20,620	販売手数料・諸掛
	うち利用事業	2,454	—	レンタルリース管理手数料
	うちその他事業	—	—	
	計	52,807	45,726	
営農支援センター 四万十株式会社	うち信用事業	185	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	57,564	42,262	農薬・資材他
	うち販売事業	974	—	
	うちその他事業	—	—	
	計	58,725	42,262	
高知県食肉センター 株式会社	うち信用事業	—	1	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	—	—	
	うち販売事業	489	489	
	うち加工事業	10	288	
	うちその他事業	—	—	
	計	499	779	
合計		1,307,343	1,626,526	

②子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：千円)

会社名	取引内容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減高	当期首残高	当期末残高	当期増減額
株式会社 高知県農協 電算センター	未収金	—	13	13	—	—	—
	未払金	—	—	—	30,784	35,564	4,780
	計	—	13	13	30,784	35,564	4,780
株式会社 とさのさと	貯金	—	—	—	10,386	14,550	4,163
	貸付金	500,000	500,000	—	—	—	—
	購買未収金	18,558	20,308	1,749	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	171	52	△ 119
	販売未収金	6,908	3,535	△ 3,372	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	97	—	△ 97
	加工未収金	2,452	2,052	△ 400	—	—	—
	未収金	—	4,243	4,243	—	—	—
	未払金	—	—	—	—	13	13
計	527,919	530,139	2,219	10,655	14,615	3,960	
株式会社 J Aメモリアルこうち	貯金	—	—	—	62,340	307,168	244,828
	貸付金	450,000	425,000	△ 25,000	—	—	—
	購買未収金	861	2,615	1,754	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	8,858	6,859	△ 1,999
	利用未収金	—	—	—	—	—	—
	販売未収金	16	227	210	—	—	—
	加工未収金	1,701	1,703	2	—	—	—
	未収金	10,246	18,529	8,282	—	—	—
	未払金	—	—	—	—	59	59
計	462,825	448,076	△ 14,749	71,199	314,087	242,887	
株式会社 J Aエナジーこうち	貯金	—	—	—	20,093	32,414	12,320
	購買未収金	1,218,407	1,499,064	280,656	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	—	825	825
	販売未払金	—	—	—	6,760	—	△ 6,760
	加工未収金	2	—	△ 2	—	—	—
	加工未払金	—	—	—	988	274	△ 714
	未収金	31,273	18,189	△ 13,083	—	—	—
	未払金	—	—	—	11,233	10,676	△ 557
	計	1,249,683	1,517,254	267,571	39,076	44,189	5,113
高知県くみあい運輸 株式会社	貯金	—	—	—	—	43,544	43,544
	購買未収金	383	322	△ 61	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	23,870	200	△ 23,670
	販売未収金	3	—	△ 3	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	4,436	224	△ 4,212
	加工未収金	3	29	25	—	—	—
	加工未払金	—	—	—	4,091	5,647	1,556
	未収金	—	541	541	—	—	—
	未払金	—	—	—	—	27,520	27,520
計	391	893	502	32,398	77,137	44,738	
株式会社 協同プロセスこうち	貯金	—	—	—	1	6	4
	貸付金	1,600	1,200	△ 400	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	79	162	82
	販売未収金	12,010	15,127	3,116	—	—	—
	計	13,610	16,327	2,716	80	168	87
協同キラメッセ室戸 有限会社	貯金	—	—	—	155,107	173,966	18,858
	販売未収金	—	25	25	—	—	—
	計	—	25	25	155,107	173,966	18,858
株式会社 アグリード土佐あき	貯金	—	—	—	15,096	17,493	2,396
	購買未収金	404	275	△ 129	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	1,079	1,324	245
	リース投資資産	1,530	1,362	△ 167	—	—	—
	計	1,935	1,638	△ 297	16,175	18,818	2,642
有限会社 芸西青果市場	貸付金	3,070	8,033	4,963	—	—	—
	購買未収金	8	—	△ 8	—	—	—
	計	3,078	8,033	4,955	—	—	—
株式会社 れいほく未来	貸付金	13,274	105,655	92,380	—	—	—
	貯金	—	—	—	20,151	152,769	132,618
	購買未収金	41,398	11,486	△ 29,911	—	—	—
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	計	54,672	117,142	62,469	20,151	152,769	132,618
	貯金	—	—	—	22,724	22,290	△ 433
	利用未収金	31,350	31,350	—	—	—	—
	購買未収金	1,045	1,457	411	—	—	—
株式会社 南国スタイル	計	32,395	32,807	411	22,724	22,290	△ 433
	貯金	—	—	—	16,956	25,183	8,226
	貸付金	80,826	70,108	△ 10,718	—	—	—
	購買未収金	7,488	12,993	5,505	—	—	—
	利用未収金	1,207	1,632	424	—	—	—
	販売未収金	—	84	84	—	—	—
	加工未収金	—	4	4	—	—	—
	直販未収金	102	151	48	—	—	—
計	89,624	84,973	△ 4,650	16,956	25,183	8,226	
株式会社ヤ・シィ	貯金	—	—	—	1,024	1,308	283
	計	—	—	—	1,024	1,308	283
有限会社 十市パーク ステーション管理組合	貯金	—	—	—	13,576	13,165	△ 411
	計	—	—	—	13,576	13,165	△ 411
株式会社 コスモス アグリサポート	貯金	—	—	—	19,093	13,561	△ 5,532
	貸付金	31,640	23,320	△ 8,320	—	—	—
	購買未収金	1,956	2,151	194	—	—	—
	リース投資資産	178,530	180,003	1,473	—	—	—
	計	212,126	205,474	△ 6,651	19,093	13,561	△ 5,532
営農支援センター 四万十株式会社	貯金	—	—	—	79,574	97,935	18,360
	貸付金	29,394	23,982	△ 5,412	—	—	—
	購買未収金	13,269	15,697	2,427	—	—	—
高知県食肉センター 株式会社	計	42,663	39,679	△ 2,984	79,574	97,935	18,360
	貯金	—	—	—	121,790	576,814	455,024
	販売未収金	1,118	—	△ 1,118	—	—	—
	未払金	—	—	—	11	11	—
計	1,118	—	△ 1,118	121,801	576,825	455,024	
合計		2,692,045	3,002,478	310,433	650,382	1,581,587	931,205

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内訳科目	金額
人件費	役員報酬	246,325
	給料手当	8,216,800
	うち賞与引当金繰入額	423,292
	福利厚生費	1,448,926
	退職給付費用	357,164
	役員退職慰労金	21,178
	うち役員退職慰労引当金繰入額	18,608
	計	10,290,394
業務費	会議費	35,448
	接待交際費	2,435
	宣伝広告費	54,636
	通信費	130,437
	印刷・消耗備品費	80,064
	図書・研修費	26,396
	業務委託費	1,309,735
	旅費	16,556
	計	1,655,710
諸税負担金	租税公課	299,720
	支払賦課金	79,917
	分担金	56,166
	計	435,805
施設費	減価償却費	908,609
	保守修繕費	326,442
	保険料	73,483
	水道光熱費	404,842
	賃借料	465,732
	消耗備品費	56,695
	車両費	108,207
	施設管理費	183,181
	その他施設費	357
	計	2,527,553
その他事業管理費		60,195
	合 計	14,969,659

損失処理案 (第4期)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処理損失金	3,774,880,105
2. 損失処理額	3,774,880,105
(1) 任意積立金取崩	3,774,880,105
特別積立金取崩額	3,774,880,105
3. 次期繰越損失金	0

独立監査人の監査報告書

令和4年6月1日

高知県農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人		
東京都港区		
指定社員	公認会計士	北川健二
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	松木克史
業務執行社員		

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第4期の損失処理案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<損失処理案に対する意見>

損失処理案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第4期の損失処理案について監査を行った。

当監査法人は、上記の損失処理案が法令又は定款に適合しているものと認める。

損失処理案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した損失処理案を作成することにある。

監事の責任は、損失処理案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

損失処理案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、損失処理案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第4期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、統括本部・事業本部・地区本部・支所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容について、理事会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び損失処理案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実、事業報告に記載した事項を除き認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「みのり監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

- (3) この度の複数件の不祥事発生により、JAバンク中央本部委員会から「レベル格付1」の指定、高知県から「業務改善命令」を受けたことを遺憾に思います。第三者委員会の調査結果を踏まえた「不祥事再発防止策」を策定しており、確実に実践して不祥事を発生させない組織になることを求めます。

令和4年6月6日

高知県農業協同組合

(代表監事) 常勤監事

北添 和明 

常勤監事

武井 隆 

監事

山岡 さか 

監事

村田 弘文 

監事

山崎 誠 

(注) 監事 村田 弘文 山崎 誠一 は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

○第4期 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

部門別損益計算書

(単位：千円)

項目	合計	信用事業	共済事業	農業関連	生活その他	営農指導	共通管理費等
事業収益①	40,148,438	4,699,089	4,042,440	26,141,465	5,116,893	148,549	
事業費用②	26,788,696	1,562,828	207,136	21,161,478	3,689,723	167,529	
事業総利益③ (①-②)	13,359,741	3,136,260	3,835,303	4,979,986	1,427,170	△ 18,979	
事業管理費④	14,969,659	3,318,086	2,693,444	6,420,730	1,669,651	867,747	
(うち減価償却費⑤)	908,609	123,576	66,365	632,036	68,852	17,778	
(うち人件費⑤´)	10,290,394	1,975,159	2,306,586	4,022,927	1,253,962	731,758	
※うち共通管理費⑥		638,542	414,510	1,011,241	231,669	88,823	△ 2,384,787
(うち減価償却費⑦)		44,483	21,714	33,116	6,271	1,889	△ 107,474
(うち人件費⑦´)		227,951	183,329	457,339	117,775	56,371	△ 1,042,768
事業利益⑧ (③-④)	△ 1,609,918	△ 181,825	1,141,859	△ 1,440,743	△ 242,480	△ 886,727	
事業外収益⑨	772,243	111,306	66,068	463,288	111,161	20,419	
※うち共通分⑩		108,518	66,059	359,983	73,950	16,355	△ 624,867
事業外費用⑪	75,736	18,891	10,299	35,007	12,710	△ 1,172	
※うち共通分⑫		16,413	10,288	60,719	11,726	2,719	△ 101,867
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	△ 913,411	△ 89,411	1,197,627	△ 1,012,462	△ 144,029	△ 865,135	
特別利益⑭	1,498,450	182,747	81,813	1,117,604	100,204	16,079	
※うち共通分⑮		177,589	81,813	180,579	54,234	16,076	△ 510,294
特別損失⑯	4,566,608	650,362	316,762	3,208,443	303,150	87,889	
※うち共通分⑰		469,088	183,943	271,416	79,486	23,814	△ 1,027,750
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	△ 3,981,570	△ 557,026	962,678	△ 3,103,301	△ 346,975	△ 936,945	
営農指導事業分 配賦額⑲		124,842	89,880	634,813	87,409	△ 936,945	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	△ 3,981,570	△ 681,868	872,798	△ 3,738,114	△ 434,384		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人員割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

(2) 営農指導事業

人員割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦割合)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連	生活その他	営農指導
共通管理費等	100%	27%	17%	42%	10%	4%
営農指導	100%	13%	10%	68%	9%	

○第4期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業別の明細

1. 信用事業

(1) 貯金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
当 座 性 貯 金	270,482,047
定 期 貯 金	446,617,326
定 期 積 金	5,574,610
計	722,673,985

(2) 貸出金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
手 形 貸 付 金	115,541
証 書 貸 付 金	88,737,823
当 座 貸 越	2,974,826
計	91,828,191

(3) 預金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
系 統 預 金	598,845,970
系 統 外 預 金	184,558
計	599,030,529

(4) 有価証券 (単位：千円)

種 類	当期末残高
国 債	4,839,601
地 方 債	8,837,900
政 府 保 証 債	3,835,380
社 債	3,600,000
計	21,112,881

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高 (単位：件、千円)

種 類		件 数	金 額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	57,462	571,592,078
	定 期 生 命 共 済	1,082	13,301,000
	養 老 生 命 共 済	26,044	144,553,289
	う ち こ ど も 共 済	11,755	53,985,460
	医 療 共 済	50,697	12,914,300
	が ん 共 済	15,471	1,988,000
	定 期 医 療 共 済	1,880	2,002,500
	介 護 共 済	8,479	9,614,092
	生 活 障 害 共 済	2,097	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	2,123	
	年 金 共 済	23,337	3,044,800
建 物 更 生 共 済	106,156	1,273,858,368	
合 計	294,828	2,032,868,430	

(注) 金額は、年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
医 療 共 済	50,697	314,505
が ん 共 済	15,471	96,179
定 期 医 療 共 済	1,880	9,460
合 計	68,048	420,144

(注) 金額は、入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の生活金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
介 護 共 済	8,479	17,409,295
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	1,727	8,268,000
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	370	282,040
特 定 重 度 疾 病 共 済	2,123	2,911,700

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
年 金 開 始 前	17,425	7,263,125
年 金 開 始 後	5,912	2,841,319
合 計	23,337	10,104,444

(注) 金額は、年金金額（利率変動型年金にあつては最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	5,834	59,091,530	64,349
自 動 車 共 済	86,702		3,253,627
傷 害 共 済	35,328	144,799,000	21,541
定 額 定 期 生 命 共 済	1	2,000	24
賠 償 責 任 共 済	1,753		3,411
自 賠 責 共 済	46,661		868,886
合 計	176,279		4,211,840

(注) 金額は、保障金額です。

3. 購買事業

(単位：千円)

品 目		購買品供給高	
生 産 資 材	肥 料	2,979,935	
	農 薬	2,572,229	
	飼 料	715,510	
	農 業 機 械	874,085	
	生 産 資 材	2,780,790	
	自 動 車	239,126	
	燃 料	3,339,683	
	そ の 他	—	
計		13,501,361	
生 活 物 資	食 品	米	316,507
		生 鮮 食 品	1,272,074
		一 般 食 品	1,731,147
	衣 料 品	36,389	
	耐 久 消 費 財	130,049	
	日 用 保 健 雑 貨	227,532	
	家 庭 燃 料	109,548	
	そ の 他	124,051	
	計		3,947,300
合 計		17,448,662	

4. 販売事業

(1) 受託販売品

(単位：千円)

品 目	取扱高
米 穀	1,565,787
野 菜	45,338,971
果 実	2,656,735
花 卉 ・ 花 木	3,408,683
畜 産 物	4,246,000
林 産 物	444,711
特 産 物	1,343,181
そ の 他	46,690
合 計	59,050,761

(注) 直販に係る手数料、取扱高が一部含まれていません。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

品 目	販売品販売高
米 穀	534,703
野 菜	3,067,297
畜 産 物	918,203
特 産 物 等	309,156
合 計	4,829,360

5. 保管事業

(単位：千円)

項 目	金額
収 益	834
費 用	96
差 引	738

6. 加工事業

(単位：千円)

項	目	金額
収	益	3,228,473
費	用	3,066,192
差	引	162,281

7. 利用事業

(単位：千円)

項	目	金額
ライスセンター	収 益	155,105
	費 用	103,085
	差 引	52,020
育苗センター	収 益	231,806
	費 用	160,050
	差 引	71,756
レンタルハウス	収 益	107,836
	費 用	5,206
	差 引	102,629
その他	収 益	262,996
	費 用	96,637
	差 引	166,358
合計	収 益	757,744
	費 用	364,979
	差 引	392,764

8. 指導事業

(単位：千円)

項	目	金額
収	入	137,378
支	出	177,503
差	引	△ 40,124

9. その他の事業

(単位：千円)

項	目	金額
収	益	260,807
費	用	182,293
差	引	78,514

第2号議案 第5期（令和4年度）事業計画の設定について

これまでの不祥事の発生を踏まえ、「ガバナンス体制の強化」「コンプライアンス遵守の取組強化」「内部監査機能の強化」「リスク管理体制の整備」「内部けん制体制の強化」を柱とする不祥事再発防止策の徹底に取り組めます。

また、場所別・部門別損益、設備投資計画の進捗管理を徹底するとともに、向こう5年間の経営収支シミュレーションを実施し、将来動向を見据えた経営基盤の強化を図ります。

そして、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けた各種施策の実践と「地域の活性化」に向けた食農教育などの活動を行い、組合員・地域の皆様とつくるより良い「未来」を目指して「不断の自己改革」にまい進してまいります。

1. 農業所得増大対策

事業間連携のとりまとめ部門としての機能を発揮し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向けて、各種対策に引き続き取り組みます。

J A大会に掲げる産地総点検運動の一環として、生産部会とともに、将来を見据えた品目別の振興計画を段階的に策定し、品目別の課題解決ならびに産地の維持拡大に取り組みます。

加えて、生産資材の価格高騰など営農環境の変化に対応していけるよう、再生産価格の実現に向けて全国組織や行政機関等への要請活動に取り組みます。

(1) 補助事業等を活用した所得増大・農業生産の拡大の実施

各種補助事業を有効活用し、農業者の反収向上や省力化・省エネ化につながる機械類等の導入支援および新技術・有望品目の試験研究、既存作物の課題解決に向けた試験研究等を進めます。

(2) 計画的な集出荷場の再編に向けた取組および集出荷場運営コストの削減

集出荷場再編計画に基づき、地区との連携を図りながら集出荷場の効率的な利用に向けて計画的に進めます。

また、本年度も外部コンサルタント等と連携して、集出荷場の業務改善・効率化に引き続き取組むとともに、共通で使用できる出荷資材のとりまとめと一般競争入札を行い、資材コストの低減を目指します。

(3) 労働力不足対策

職業紹介サイト「あぐりマッチこうち」の運営および「ときジョブ」との連携、無料職業紹介所の運営を中心に、農業労働力確保対策に取り組むとともに、集出荷場での外国人材の活用を進めます。

また、補助事業を活用した省力化機器等の導入支援に取り組むとともに、関係機関と連携して労働力不足に対応できる機械類の開発を進めます。

2. 営農指導事業

地域農業の振興に向けて、組合員との徹底した対話などを通じて担い手を中心とする組合員とのつながりを強化し、行政等と連携して営農指導の役割を發揮します。

また、品目担当専門営農指導員を中心とした研修を充実させ営農指導員の研鑽を図ることで農業者の栽培技術の向上につなげていくとともに、部会組織と連携して新規就農者の受入などを通じて多様な担い手の確保に努めます。

安全・安心な農畜産物の確保に向けて生産履歴記帳などを徹底していくほか、土壌診断を通じて環境に配慮した農業を推進します。

(1) 反収及び品質向上対策

現地検討会等の開催による品目別の課題解決に向けた技術の研究、栽培の基本管理の徹底に加え、補助事業等を活用した環境制御機器の導入支援やデータを活用した営農支援サービスの取組を進めます。

(2) 環境に配慮した農業の推進

土壌診断を通じて適正な施肥設計の推進による施肥量の低減やIPM技術の普及拡大を図るとともに、各種補助事業を活用したヒートポンプの導入等、省エネ栽培技術の普及拡大を図ります。

(3) 農業経営管理支援の強化

青色申告による経営分析を行い、記帳代行業務を通じた農業者の記帳支援を行います。

また、再生産価格の確保を支援する「野菜価格安定事業」への加入予約手続きを継続します。

(4) 安全・安心な農畜産物の確保対策

生産履歴記帳や飼養履歴記帳、残留農薬検査、園芸作物のエコシステム栽培を推進することにより、県産農畜産物の安全・安心対策を拡充します。

(5) 担い手の確保対策

青壮年部会員の育成支援活動や産地提案書による新規就農者の受入、サポート（実践）ハウスの運営等により、多様な担い手の確保対策に取り組めます。

(6) 営農指導の強化

品目担当専門営農指導員を中心とした研修を充実させ、農業者の栽培技術の向上につなげます。

また、品目課題の解決に向け、害虫対策等の試験研究に行政機関と連携して取り組めます。

(7) つながりの強化

営農指導活動は、品目部会員を中心に位置づけます。持続可能な農業の実現に向け、出向く機会の増大により組合員との意思の疎通を図り、情報提供を中心に栽培技術の高位平準化に取り組めます。

3. 販売事業

農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取り組めます。

県域JAとして、県産農畜産物の販売拠点の機能を十分に発揮し、「農業者の所得増大」「農業生産の維持・拡大」に取り組めます。

また、出荷包装資材の軽量化、出荷段ボール強度の季節分け等により、出荷コストの低減に取り組めます。

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

県域一元出荷と県共計に基づく卸売市場販売を主体に、量販店や業務需要への予約的相対取引、実需者への直接販売による販売強化に取り組めます。

また、SNSを活用した情報発信や県との連携による輸出支援を実施し、県産園芸品の販売促進に取り組めます。

②再生産価格の安定的確保

県域品目部会や品目販売会議を中心に出荷販売対策を協議・共有し、再生産価格の安定的な確保に取り組めます。

また、「株とさのさと」等と連携した外商の拡大、WEB販売サイト「とさごろ」の取扱拡大、規格外品を中心とした加工・業務需要への取引強化、買付取引の拡大に取り組めます。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

消費・需要に適合する出荷包装規格を見直すことで労力軽減・コスト低減を図るとともに、ガイドライン準拠・集出荷場版GAPの実践により、出荷品の品質・表示管理の徹底に取り組めます。

④精算業務の効率化対策

園芸販売システムの見直しを進め、精算業務の効率化に取り組めます。

(2) 米穀集荷販売

①生産対策

全国的に主食用米の在庫量が高水準となっていることを踏まえ、飼料用米等への転作を一層推進します。

②集荷量の確保・拡大

出荷確約契約を基本に県外への「早期米（高知米）」の販売拡大に取り組めます。

(3) 精米・玄米販売

①取扱量の確保・拡大

集約した精米事業を効率的に行うよう銘柄の集約に取り組むとともに、食品表示やトレーサビリティ制度管理を徹底し、消費者等から信頼される販売を行います。

②精米販売の強化

量販店や学校給食、ふるさと納税などの県内実需者に対し、地産地消と精米

ブランド「パールライス」の営業商談と宣伝・販促活動を行い、県産米の販売強化に取り組めます。

(4) 畜産販売

①ブランドカの強化と販路開拓

施設・機械等の近代化により「土佐あかうし」「四万十ポーク」などブランド商品の生産力を高めるとともに、「土佐あかうし」独自の「赤身肉(TRB)格付制度」を活用したブランド強化に取り組めます。

また、「土佐和牛(黒毛)」は地産地消、「土佐あかうし」は地産外商を軸に販路開拓を目指します。

②生乳の計画生産と乳質の高位平準化

酪農は、生産基盤を維持し計画的な生乳生産に努め、生産管理チェックシートでの記帳管理により、乳質の高位平準化を図ります。

また、CS(※)業務を令和5年度から受託するよう委託先と検討を進めます。

※CS(クーラーステーション)とは、酪農家と乳業メーカーの流通過程で、生乳を一時的に冷却貯留する施設。

③新食肉センターの建設

令和5年度の新食肉センターの稼働に向け、高知県食肉処理施設整備推進事業による第2期工事(本体棟等の整備)を進めます。

また、運営シミュレーションを更新するなどし、引き続き行政等関係機関と連携して操業準備を行います。

(5) 農産販売

①土佐茶の生産振興

製品茶の企画開発と販売拡大を図り、土佐茶ブランドの強化、荒茶価格の維持、茶産地の維持と生産量の確保に努めます。

また、輸出に向けた茶栽培、加工・販売の検討を継続します。

②ゆず加工販売の強化

ゆず果汁を原料とする加工品の企画開発や新規取引先の開拓により、安定的な販売体制を整備するとともに、輸出拡大に向けた取組を強化します。

(6) 食品表示・衛生管理

①行政指導等への対応

業務改善計画および再発防止策に基づき食品表示・衛生管理を徹底し、食品に関する業務全般の健全化を図ります。

また、令和3年度に発覚した製品ラベルの原産地誤表記等の事案について、継続的に点検指導を実施します。

②関係法令の周知

役職員に各種法令等の研修を行い、法令等の知識の定着を図ります。

また、食品取扱部署職員については、行政等の主催する研修会を受講し関係

法令の周知徹底を図ります。

③点検・指導

食品関連施設を定期的に点検するとともに、食品販売施設の自主点検の月次検証、新規商品取扱前の点検・承認、食品表示・衛生管理の照会対応を行い、食品表示の適正化を図ります。

【販売高目標】（内部取引を含む）

<受託販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米穀	1,643,268	畜産物	4,286,516
野菜	47,060,617	林産物	486,461
果実	2,917,736	特産物等	1,282,271
花き	3,521,385	合計	61,198,254

<買取販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米穀	491,445	畜産物	1,082,000
野菜等	3,451,600	特産物等	309,150
		合計	5,334,195

<加工販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
加工米（精米・玄米）	2,424,335	その他	233,656
ゆず果汁	983,130	合計	3,641,121

4. 購買事業

世界的な食料需要の増加や燃料高騰等により、ロシアのウクライナ侵攻前から生産資材の原料相場は上昇するとともに、物資の供給が不透明感を増してきています。

このような情勢に対応するため、営農部門と連携した土壌分析に基づく適正施肥の提案、生産者予約の積上げ強化に取組み生産資材の安定供給に努めます。

また、多様化する組合員ニーズに対応するため出向く体制を強化するとともに、営農部門との連携強化を図り生産資材コストの低減、あわせて「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けて継続した取組を行います。

(1) 出向く体制の強化

生産部会や大規模法人、集落営農組織など幅広いニーズに応えられるよう職員の資質向上を図り、渉外活動を強化します。

また、各営農経済センターと購買事業本部と連携して未・低利用生産者に対するアプローチを強め、事業利用の促進を図ります。

(2) 生産資材コストの低減

肥料の銘柄集約や被覆資材の規格統一を進めるとともに、予約購買の拡大を図り、生産資材の安定的な確保と供給に努めます。

また、肥料農薬 50 品目を「作物別特別推進銘柄・地区独自推進銘柄」として見直し、幅広い生産者にメリットが還元できる仕組みづくりを進めます。

(3) 農業機械

全農との一体運営による積極的な訪問活動を通じ、農機の適正導入や効率利用等について提案を行います。

また、「共同購入トラクター」の斡旋に注力するとともに、中古農機の流通拡大やレンタル農機の利用を促進し、組合員の生産コストの低減を支援します。

(4) 燃料

生産関連では、営農用 A 重油における仕入先との価格交渉を強化するとともに、物量確保と安定供給に努め、組合員等の生産資材コストの低減に向けて取組みます。

また、供給先の燃料少量タンクの漏洩対策を講じられるよう、行政の「燃料タンク対策整備事業」を活用して流出防止装置付き燃料タンクの普及拡大に努めます。

生活関連では、(株)JA エナジーこうちとの連携による S S キャンペーンの実施や、ガスへの燃料転換と「JA でんき」の普及を促進し、組合員・利用者から評価される総合エネルギー事業を目指し行動します。

(5) 生活店舗

女性部組織と連携を強化し、組合員、地域利用者のニーズに応える事業とし

て「JAくらしの宅配便」の利用を促進するとともに会員登録の拡大を図ります。

また、各営農経済センターと連携し、組合員・利用者に向けてチラシによる電気製品の推進や「はるやま」の特別販売会に積極的に取組み、利用促進に努めます。

店舗事業では、Aコープ店舗での食品管理表示等関係法令を遵守し、組合員・利用者が来店しやすい「満足度の高い魅力ある店舗づくり」を目指します。

(6) 経営基盤強化に向けた取組

㈱JAエナジーこうちと連携し、脱炭素社会に向けて対応できる将来のSS事業の構築に向けて協議を進めます。

また、Aコープ店舗については、収支状況を踏まえ運営形態を見直し、店舗の業務委託等代替方策の検討（廃止も含む）を行います。

【購買品供給高目標】（内部取引控除後）

（単位：千円）

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	3,078,950	燃料	3,189,650
農薬	2,689,810	食品	2,947,500
飼料	392,700	生活用品	451,470
農業機械	1,198,330	家庭用燃料	5,000
生産資材	2,878,930	その他	
自動車	264,160	合計	17,096,500

※内部取引以外にも収益認識基準における会計変更に伴う代理人取引、農機の全農との分量取消等により10,681,893千円を控除しています。

5. 信用事業

地域に寄り添い、身近な存在として「農業・くらし・地域」の各領域において金融仲介機能を発揮し、組合員や地域住民からの信頼を受け一層必要とされる存在を目指します。

(1) 融資業務の強化

農業者の経営安定・成長に向けてニーズに応じた資金提供を行い、農業者の所得と満足度の向上に取り組めます。

また、新たな業者営業の展開によりさらなる生活資金ニーズに応えるよう、渉外活動を中心とした出向く体制の強化にも取り組めます。

(2) 事務指導・管理体制の構築

組合員・顧客からの早期信頼回復と不祥事再発防止における事務指導強化の観点から、信用事業本部に「信用事務指導課」を新設し、事務指導の一層の強化と事務の効率化を行うとともに事務ミスの軽減と事務の堅確性向上を図ります。

また、リスク管理・監査部門との連携を強化し、不祥事再発防止に全力で取り組めます。

(3) 非対面取引・メイン化の強化

キャッシュレス化の進展を踏まえ、J A ネットバンクの利用促進等、あらゆる利用者ニーズに沿ったサービスを提案するとともに、J A カード・J A バンクアプリの推進により非対面取引の強化に取り組めます。

また、WEB 広告による若年層等へのPRを行い、利用者層の拡大と取引メイン化を促進していきます。

【貯金・貸出金残高目標】 (単位：千円)

貯金	716,673,000
貸出金	108,470,000

6. 共済事業

不祥事の再発防止を徹底し、組合員、利用者への一層の「安心」と「満足」を提供していきます。

「相互扶助（助け合い）」の精神を原点として事業活動を展開し、「3Q訪問活動」を軸に「近況・ご加入内容・請求漏れの確認」などを通じて契約者に寄り添った保障点検を行うとともに、未保障・低保障世帯に対して地震や豪雨災害、新型コロナウイルスなど様々なリスクへの備えを促し、組合員、利用者サービスの向上を図ります。

また、「Webマイページ」や「JA共済アプリ」をはじめとするデジタル化施策の拡大のほか、交通安全教室の開催や小学校新入生への黄色い傘の寄贈などによる地域貢献活動にも引き続き取り組みます。

【新契約高目標】

<長期共済>

(単位：千円)

生命万一・建更	保障金額	102,860,000
生存系 ^{※1}	共済金額	5,340,000
年金	年金原資 ^{※2}	2,005,000

※1 医療、がん・特定重度、介護系共済

※2 年金開始時における積立金

<短期共済>

自動車	84,920 件
自賠責	44,770 件

7. 組織・経営基盤

(1) 経営基盤の強化

向こう5年間の経営収支シミュレーションを実施し、今後の将来動向を見据えた経営基盤の強化に取り組めます。

将来的な費用対コスト削減効果への対応として、金融店舗への営業店システムの導入を精査し施設再編の必要性を検討します。

また、業務の効率化に向けて、(株)電算センターと連携してシステム開発を継続し、関係部署でのシステム導入を促進します。

(2) J A 経営の健全性の確保

① 拠点別・部門別収支管理の徹底と経営分析の実施

拠点別損益の把握を徹底するとともに全拠点の価値（正味売却価額）を精査し、減損リスクの洗い出しを行います。

また、部門別損益による生産性分析を実施し、経営状況のモニタリングを通じて事業の収支改善を図ります。

② 固定資産の取得の厳格化と進捗管理の徹底

固定資産の取得を抑制し、事業管理費の削減を図ります。

また、既存の設備投資については投資した資金の回収状況や費用対効果を検証し、固定資産の有効活用につなげます。

③ 不稼働資産の流動化

遊休状態の施設については、今後の必要性を検討し処分も含めて流動化を図ります。

④ コンプライアンス態勢の強化

新たな不祥事再発防止策に基づきコンプライアンス研修や、連続職場離脱・人事ローテーション等を実施することにより、さらなるコンプライアンス意識の向上と態勢の強化を図ります。

また、会計監査人監査への対応のため内部統制を確立するとともに、監事監査・内部監査の指摘等についてリスク管理課・各事業本部の事務指導部署が連携して事務指導を実施し、不祥事の発生につながるリスクの発見と予防策を実践します。

(3) 組合員の加入促進・メンバーシップの強化

① 「J A 高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性組織と連携した様々な活動を通じて組織の活性化を図るとともに、女性の意思反映・運営参画を高めるため学習運動や対話運動に取り組めます。

また、くらしの活動や広報誌モニター制度を通じて、准組合員の意思反映・運営参画を図ります。

② J A 運営への組合員の意思反映

地域の意見を細かく採り入れ組合員の協同活動や事業運営に生かすため、支所運営委員会、地区運営委員会、本所運営委員会を定期的に開催します。

また、各運営委員会において、J A の組織運営への意見・要望等を取りまと

め、JA運営に反映していきます。

(4) 暮らしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①暮らしの活動の取組

新型コロナウイルス感染対策を取りながら、食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動、防災活動などの活動を再開し、地域コミュニティの維持・拡大に取り組めます。

また、「家の光三誌」の普及目標部数を、『家の光』2,077部、『地上』212部、『ちゃぐりん』695部として普及活用を進めます。

②広報活動の実践

広報誌「こうぐり」を中心とした組織内広報、トップ広報やニュースリリース、HPやSNSなどを通じて地域社会に向けた組織外広報を行うことで、「食」「農」「協同組合」にかかる県民理解の醸成を図ります。

また、日本農業新聞の普及目標部数を3,258部とし、組合員・役職員の情報共有運動を進めます。

(5) 人材育成・職場づくり

「人材育成基本方針」に基づく「活力ある職場づくり」の実現のほか、管理職のマネジメント力や職員の基本的能力・専門性の向上、協同組合らしい人づくりになお一層取り組めます。

【総合収支計画】

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度実績 (A)	令和4年度計画 (B)	計画-実績 (B-A)
1. 事業総利益	13,359,741	14,283,103	923,362
(1)信用事業収益	4,699,089	4,482,016	△ 217,073
(2)信用事業費用	1,562,828	674,851	△ 887,977
信用事業総利益	3,136,260	3,807,165	670,904
(3)共済事業収益	4,042,440	3,650,590	△ 391,850
(4)共済事業費用	207,136	242,300	35,163
共済事業総利益	3,835,303	3,408,290	△ 427,013
(5)購買事業収益	19,153,517	18,766,775	△ 386,742
(6)購買事業費用	16,032,651	15,312,582	△ 720,069
購買事業総利益	3,120,865	3,454,193	333,327
(7)販売事業収益	7,868,151	8,408,187	540,036
(8)販売事業費用	5,195,014	5,556,701	361,687
販売事業総利益	2,673,137	2,851,486	178,349
(9)保管事業収益	834	2,750	1,915
(10)保管事業費用	96	400	304
保管事業総利益	738	2,350	1,611
(11)加工事業収益	3,228,473	3,646,621	418,147
(12)加工事業費用	3,066,192	3,285,950	219,757
加工事業総利益	162,281	360,671	198,389
(13)直販事業収益	112,277	119,660	7,383
(14)直販事業費用	57,218	68,908	11,690
直販事業総利益	55,059	50,752	△ 4,306
(15)利用事業収益	757,744	742,821	△ 14,923
(16)利用事業費用	364,979	350,904	△ 14,075
利用事業総利益	392,764	391,917	△ 847
(17)福祉事業収益	18,855	13,112	△ 5,743
(18)福祉事業費用	18,139	11,880	△ 6,259
福祉事業総利益	716	1,232	515
(19)その他事業収益	129,675	106,308	△ 23,367
(20)その他事業費用	106,936	100,504	△ 6,432
その他事業総利益	22,739	5,804	△ 16,935
(21)指導事業収入	137,378	134,453	△ 2,925
(22)指導事業費用	177,503	185,210	7,706
指導事業収支差額	△ 40,124	△ 50,757	△ 10,632
2. 事業管理費	14,969,659	14,253,242	△ 716,417
(1)人件費	10,290,394	9,907,246	△ 383,148
(2)業務費	1,655,710	1,542,453	△ 113,257
(3)諸税負担金	435,805	439,249	3,443
(4)施設費	2,527,553	2,298,334	△ 229,219
(5)その他費用	60,195	65,960	5,764
事業利益 1-2	△ 1,609,918	29,861	1,639,779
3. 事業外収益	772,243	648,235	△ 124,008
(1)受取雑利息	32,204	9,070	△ 23,134
(2)受取出資配当金	455,458	450,000	△ 5,458
(3)賃貸料	113,086	101,388	△ 11,698
(4)受取保険金	10,165	500	△ 9,664
(5)償却債権取立益	1,462	435	△ 1,027
(6)雑収入	159,867	86,842	△ 73,025
4. 事業外費用	75,736	47,020	△ 28,716
(1)寄付金	9,009	990	△ 8,019
(2)雑損失	61,783	46,030	△ 15,753
(3) その他	4,944	-	△ 4,944
経常利益	△ 913,411	631,076	1,544,487
5. 特別利益	1,498,450	1,055,978	△ 442,471
(1)固定資産処分益	83,449	3,496	△ 79,953
(2)一般補助金	1,161,632	1,052,482	△ 109,150
(3)臨時収入	174,919	-	△ 174,919
(4)その他戻入	78,450	-	△ 78,450
6. 特別損失	4,566,608	1,126,037	△ 3,440,571
(1)固定資産処分損	49,319	20,857	△ 28,462
(2)固定資産圧縮損	1,160,729	1,052,482	△ 108,246
(3)減損損失	2,985,912	-	△ 2,985,912
(4)臨時損失	238,097	52,698	△ 185,398
(5)その他繰入	132,550	-	△ 132,550
税引前当期利益	△ 3,981,570	561,017	4,542,587

総合財務計画

(単位：千円)

資 産 の 部		負債・純資産の部	
科 目	令和5年3月末	科 目	令和5年3月末
1. 信用事業資産	708,862,040	1. 信用事業負債	721,221,133
①現金	4,408,584	①貯金	716,673,000
②預金	574,560,574	②借入金	48,133
③有価証券	21,012,882	③その他の信用事業負債	4,500,000
④貸出金	108,470,000		
⑤その他の信用事業資産	410,000		
2. 共済事業資産	3,000	2. 共済事業負債	2,122,486
①その他の共済事業資産	3,000	①共済資金	1,057,081
		②その他の共済事業負債	1,065,405
3. 経済事業資産	20,075,892	3. 経済事業負債	11,878,519
①経済事業未収金	7,573,265	①経済事業未払金	1,977,519
②経済受託債権	1,685,000	②経済受託債務	3,900,000
③棚卸資産	4,790,000	③その他の経済事業負債	6,001,000
④その他の経済事業資産	6,027,627		
4. 雑資産	2,946,541	4. 雑負債	2,335,312
5. 固定資産	15,492,251	5. 諸引当金	2,899,942
①減価償却資産	43,946,777	①賞与引当金	425,909
(償却累計額 控除)	36,956,116	②退職給付引当金	747,356
②土地	8,413,603	③役員退職慰労引当金	78,331
③無形固定資産	87,987	④その他引当金	1,648,346
6. 外部出資	30,809,000	負債合計	740,457,392
7. 繰延税金資産	182,153	純 資 産	37,913,485
		①出資金	10,370,564
		②再評価積立金	7,902
		③資本準備金	12,746
		④利益準備金	12,645,455
		⑤特別積立金	7,336,961
		⑥目的積立金	5,651,021
		⑦評価差額金	1,634,996
		⑧未処分剰余金	253,840
		当期剰余金	253,840
資 産 計	778,370,877	負債・純資産計	778,370,877

第3号議案 理事報酬について

次のとおり承認を求める。

昨年度の支給実績および事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和4年度の理事の報酬は総額20,700万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任する。

なお、理事は48名である。

第4号議案 監事報酬について

次のとおり承認を求める。

昨年度の支給実績および事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和4年度の監事の報酬は総額2,000万円以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において監事会に一任する。

なお、監事は5名である。

第5号議案 定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

1. 主な変更理由

(1) 過怠金の利率に関する変更（第26条）

定款で定める出資および経費分担の過怠金の利率は年36.5%である。この利率は現在の諸金利と比べて高率になっていると思われるため、利息制限法に定める遅延損害金の利率の元本100万円以上の場合と同率とするための変更を行う。

(2) リスク管理債権の用語・定義に関する変更（第52条）

農協法施行規則の改正によりリスク管理債権の用語・定義変更が行われたことをふまえ、所要の変更を行う。

(3) 理事会の決議事項に関する変更（第52条）

令和元年会社法整備法による農協法改正により、JAと役員等との間の補償契約および役員賠償責任保険契約の内容の決定をする際には、理事会の決議によらなければならないこととされた。また、補償契約に基づく補償をした理事および当該補償を受けた理事は、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととされた。

以上をふまえ、所要の変更を行う。

(4) 預金施設見直しに関する変更（第57条）

令和5年3月1日より、JAから信連の預け入れの枠組み（預金施設）の見直しが予定されている。このため、預け金に運用する総額（信連への預入義務額）を「余裕金基準」（余裕金総額の2/3以上）から「貯金基準」（総貯金の1/2以上）に変更するため、所要の変更を行う。

2. 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第4章 出資及び経費分担</p> <p>(過怠金)</p> <p>第26条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納入の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年 <u>20</u> パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>不良債権(農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。)</u>の処理の方針に関する事項</p> <p>(14)～(24) [略]</p> <p>(25) <u>法第35条の7第1項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項</u></p> <p>(26) <u>法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項</u></p> <p>(27) <u>前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>第1項第25号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 会計</p> <p>(余裕金の運用)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 出資及び経費分担</p> <p>(過怠金)</p> <p>第26条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納入の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年 <u>36.5</u> パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>不良債権(農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)に定める破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。)</u>の処理の方針に関する事項</p> <p>(14)～(24) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(25) <u>前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>[新設]</p> <p style="text-align: center;">第8章 会計</p> <p>(余裕金の運用)</p>

新	旧
<p>第 57 条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>(1) ～ (5) 〔略〕</p> <p>2 ～ 3 〔略〕</p> <p>4 この組合が第 1 項第 1 号の規定により高知県信用農業協同組合連合会への預け金に運用する総額は、この組合の<u>受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の 2 分の 1</u>を下ってはならない。<u>ただし、その合計額の 2 分の 1 に相当する金額が、高知県信用農業協同組合連合会との間で個別に取り決めた金額を超えることとなる場合においては、上記の割合を 4 分の 1 まで引き下げることができる。</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p>附則 〔令和 4 年 6 月 28 日変更〕</p> <p>1 この定款の変更は、<u>行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p> <p>〔令和 4 年〇月〇日認可〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>変更後の第 57 条第 4 項の規定は、令和 5 年 3 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>第 57 条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。</p> <p>(1) ～ (5) 〔略〕</p> <p>2 ～ 3 〔略〕</p> <p>4 この組合が第 1 項第 1 号の規定により高知県信用農業協同組合連合会又は<u>農林中央金庫</u>への預け金に運用する<u>余裕金の総額</u>は、この組合の<u>余裕金総額の 3 分の 2</u>を下ってはならない。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

報告事項（２） 不祥事件報告について

1. 不祥事件の概要

（１）購買代金横領

高知地区春野営農経済センター経済渉外課の職員が、平成 29 年 1 月～令和 3 年 8 月（4 年 7 か月）までの間、返品を装った架空取引、POS レジ用領収書を悪用し、売上金を横領していました。

被害額は 8,750,488 円で全額返済されております。

（２）共済契約返戻金等横領

仁淀川地区信用共済部共済普及課の職員が、平成 21 年 5 月～令和 3 年 8 月（12 年 3 か月）までの間、不正に開設した貯金口座を利用して、共済約款貸付の無断契約による貸付金の横領、共済契約の無断解約・異動による返戻金等を横領していました。また、共済掛金の流用、解約を依頼されたカードローンの解約申込を処理せず無断で使用していました。

被害額は 68,016,201 円（調査継続中）で、当組合は金銭的な被害を受けることとなり、また、契約者へ大変ご迷惑をおかけすることとなりました。

（３）共済代理店届出

幡多地区大月支所にて、平成 25 年 9 月～令和 3 年 10 月（8 年 1 か月）までの間、自賠責共済代理店の届出において、本来は行政庁の届出が必要な手続きを誤った変更手続きのみで長期にわたり正規の手続きと異なる状態になっていました。代理店業務継承事務の不備に起因し、法令違反（農協法第 97 条第 1 号）となりました。

なお、当該代理店の自賠責共済は有効ですので、契約者の皆様に不利益が及ぶことはございません。

2. 「レベル格付 1」「業務改善命令」について

今回の不祥事発生により「JAバンク健全化要綱」のレベル格付指定基準※に該当し、令和 3 年 10 月 21 日「レベル 1」指定となり、資金運用制限および集金業務の廃止の措置となりました。

また、高知県から令和 4 年 2 月 28 日「業務改善命令」を受けました。

※「要改善 JA」指定に該当する不祥事が多発した場合。

3. 再発防止策について

（１）役職員の法令遵守に対する意識の改革と法令遵守態勢の確立

- ・役員責任の明確化
- ・執行体制の再構築
- ・コンプライアンス担当部署の設置

- ・再発防止策の進捗管理の強化
- ・コンプライアンス研修の強化
- ・ヘルプライン制度の強化

(2) 監事監査と内部監査の強化および再発防止に向けた取組

- ・監事監査、内部監査、監査法人の3者間連携強化
- ・不正防止、抑制機能の監査態勢の強化
- ・内部監査人員体制の強化

(3) 適正な人事管理の実施

- ・人事ローテーションルールの確立
- ・広域人事異動の実施

(4) 厳正な事務処理の徹底と内部けん制機能の充実・強化

- ・事務指導部署の強化
- ・集金業務の廃止
- ・連続職場離脱制度の適正運用

(5) その他特別調査委員会の提言等を踏まえての事項

- ・経営幹部のコミットメント
- ・職場環境の改善
- ・食品関係にかかる業務の構築

現行の再発防止策および特別調査委員会等の提言をふまえ、上記主要項目の具体的内容を理事会で設定し実施しています。

なお、農林中央金庫および県へ進捗状況を毎月報告し、関係機関の指導のもと、早期にレベル格付指定解除に向け不退転の決意で取組めます。

報告事項（３） 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1. 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2. 令和4年3月17日変更の主な内容

令和4年3月17日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 早期警戒制度見直しへの対応

JAバンク全体として、金融機関に求められる将来にわたる健全性を確保し、行政による早期警戒制度に適切に対応するため、以下a～cについてJAバンク基本方針に定める。

- a JAバンクシステムの基本的方向として、「将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む」旨を定める。
- b JAバンク会員の役割として、「農林中金は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する」旨、「信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する」旨を定める。
- c レベル格付指定基準（財務）に、「行政庁から早期警戒制度に基づく業務改善命令を受けた場合」を追加する。

(2) 不祥事防止に向けた対応

- a 将来にわたる健全性を確保するため、不祥事を起こさない内部管理態勢を確立する観点から、経営管理を高度化する旨を定める（上記（1） a の措置を含む）。

(添付資料)

J Aバンク基本方針（変更後）

以上

平成 14 年 1 月 1 日	制定
平成 14 年 9 月 18 日	変更
平成 15 年 6 月 26 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 24 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 19 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 25 日	変更
平成 22 年 3 月 26 日	変更
平成 23 年 9 月 16 日	変更
平成 25 年 3 月 22 日	変更
平成 26 年 6 月 25 日	変更
平成 28 年 3 月 16 日	変更
平成 30 年 3 月 16 日	変更
平成 31 年 3 月 14 日	変更
令和 3 年 3 月 18 日	変更
令和 4 年 3 月 17 日	変更

J Aバンク 基本方針

〔 系統信用事業の再編と強化にかか
基本方針 〕

農林中央金庫

JAバンク基本方針：目次

JAバンク基本方針	1
基本方針別紙体系図	7
別紙1-1 JA・信連の経営状況に関する報告等	8
2 JA・信連の業務執行体制に関する報告等	9
別紙2-1 指定基準と経営改善取組内容（財務）	10
2 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	11
別紙3 資金運用制限の内容	12
別紙4 指定支援法人によるレベル格付JA・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	13
別紙5-1 会計監査人監査に代わる調査	15
2 事業再編選択JAにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	16
別紙6 指定支援法人による再編成希望JAにかかる支援策と支援 の前提条件	17
別紙7 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）	18
別表 特定承継会社にかかる本方針の適用	19

JAバンク基本方針

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJAと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「JA」には1県1JAを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 JAバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「JAバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、JAバンクの総合的戦略を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JAに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、JAバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、JA・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (5) 農林中金は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する。

2 JA・信連の役割

- (1) JA・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「JAバンク県本部」を設置し、管内JAが本方針を遵守するように指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、管内JAの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJAに対し必要な指導を行う。
（注）信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1JA県域においてはJA。）は、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- (4) 信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する。

3 中央会との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) JA・信連は、法令等を遵守した適切な金融商品・サービスを提供するため、別途定める国債窓販業務取扱要綱および系統投信窓販業務取扱要綱を遵守する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

（注）(1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

（注）資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールへの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当する J A・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当する J A・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
(注) (1) の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールへの遵守

- (1) J Aバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、J A・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った J Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
(注) (1) の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべき J A・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1) に該当しない J Aは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J Aは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。
(注) (2) の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望する J A（以下「再編成希望 J A」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
- (2) この場合、J Aが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った J Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
(注) (2) の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) J A・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「J Aバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「J Aバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「J Aバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。

- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙7**に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙3-1**、**3-3**の自力再建型資本注入を受けたJAにかかる基準、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。

- 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の要改善 J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2-1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J Aには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1-1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1-2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2-2**の指定基準ならびに**別紙 5-1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J Aには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J Aを除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5-2**による。
- 17 **別紙 2-2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1-1**、**別紙 1-2**の中央会等との連携および J A全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った日より適用する。
- 19 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1-2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2-2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成 31 事業年度より適用する。

20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-1**の資産精査の実施基準、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2-2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

J A・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A） ○ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告	
J A・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。	

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

▶ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合		
○別紙2-1に定める要改善J Aの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率8%未満」に該当する場合		
○以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 (J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める)
	(4) 大口与信先への与信 (J Aに限り適用)	
	(5) 非保全債権 (大口与信先のうち要管理先以下) 考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率 (J Aに限り適用)	15%以上 (J Aバンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる)
	固定資産等	(1) 事業利益赤字
(2) 他部門運用 (J Aに限り適用)		
○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合		
▶ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合		
▶ 行政検査を拒否した場合		

J A・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	<p>○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。</p> <p>※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。</p>
行政検査・会計監査人の指摘事項等	<p>行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	<p>不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善J A制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。</p> <p>※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。</p>
会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

(1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべきJ A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
--

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

(2) J Aは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

＜経営改善取組内容＞

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレストテスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレストテストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1 ・ 2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A ・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1 - 2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J A （不祥事点検基準）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 J A （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1 - 2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJA・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 JA

		運用対象
レベル1	貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル2 レベル3	貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

		運用対象
レベル1		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル2 レベル3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規与信行為の停止。

(共通)

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、JAにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、JAバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

指定支援法人によるレベル格付 J A ・ 信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と 活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎 に中央本部で審議)	支援の前提条件	
利子補給 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ: 貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間: 10 年以内 ○利子補給率: 1 %以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること 	
債務保証 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ: 利子補給と同じ ○期間: 10 年以内 ○保証割合: 100%以内 ○保証料率: 0.1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○利子補給と同じ 	
資本 注入	事業再編型 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○レベル 1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル 2)	<ul style="list-style-type: none"> ○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合: <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・ 自己責任を果たすこと ・ 10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・ 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル 1~2)	<ul style="list-style-type: none"> ○自己資本比率 4 % 超 10% までの範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・ 注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8 % 以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1~3)	○助成対象: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用(継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限)	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1~3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則(減資、経営責任の追及、組織の消滅)に準じた対応を行うこと(貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守) ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1~3)	○対象債権: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額: 譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間: 10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1~2)		

※ 一部事業譲渡型: J Aにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(J AについてはJ Aバンク健全化要綱において定める。)
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入(事業再編型)、資金贈与(財務支援・事業再編型)を活用することができる。
- ・ J Aバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、J A バンク健全化要綱において定める。

別紙 5 - 2

事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7 (2) および別紙 5 - 1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙 5 - 1	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 内部管理態勢の有効性の検証 ▶ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議	<調査の内容> ▶ 計算書類等の正確性の検証 ▶ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2 - 2 にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1 - 2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 3 年間を上限）	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

2 支援の前提条件等

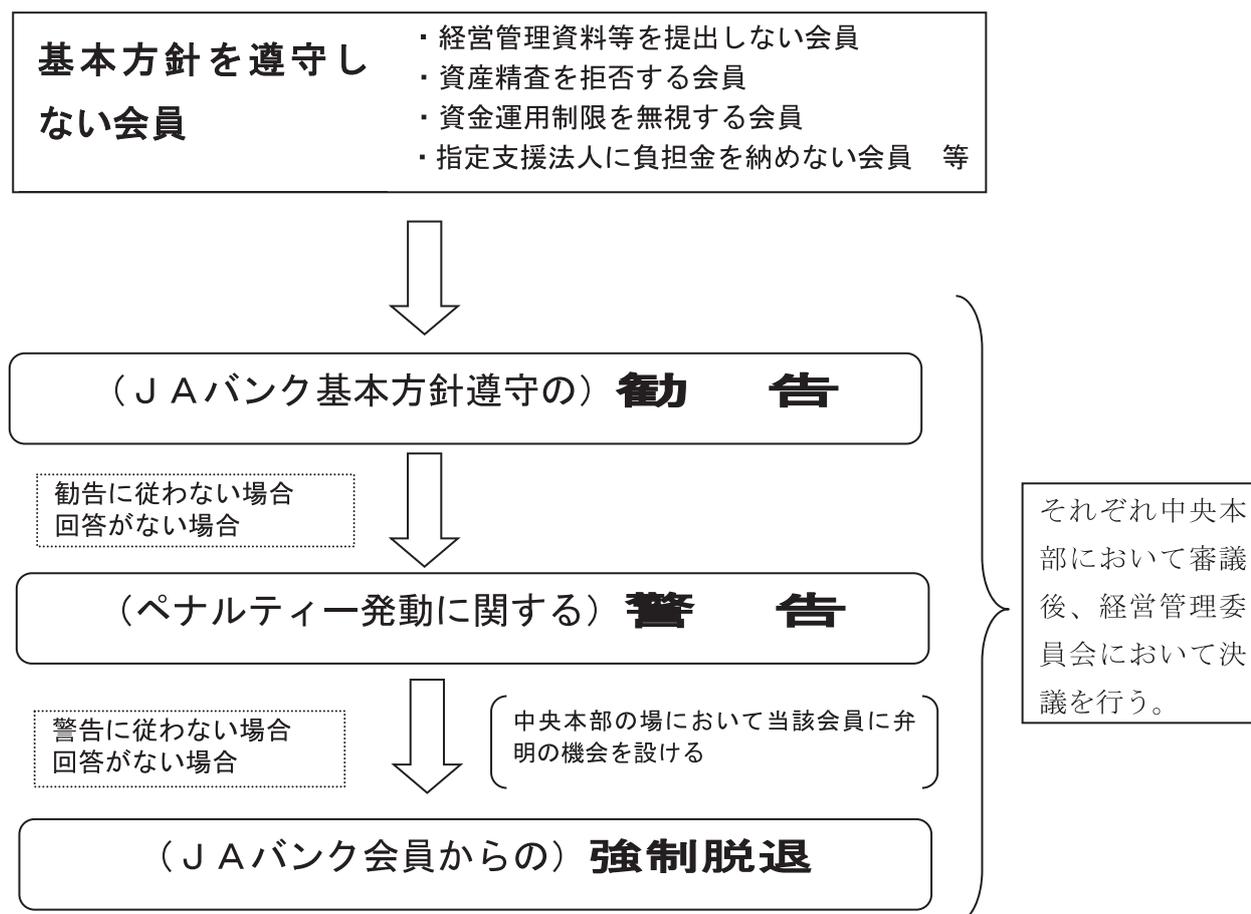
支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 %以内 	○営農・経済事業に注力することを目的とした J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内 	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	
損害担保	<ul style="list-style-type: none"> ○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内 	

・支援の具体的な内容については、J A バンク 健全化要綱において定める。

別紙 7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
<ul style="list-style-type: none"> ○ Iの1、2、4、5および6 ○ IIIの1 ○ IIIの5および6、別紙2-1、別紙2-2 ならびに別紙4 ○ IIIの8および別紙6 ○ IIIの9 ○ 附則16および別紙5-2 	農林中金とみなして適用する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ Iの3 ○ IIIの2（(3)を除く） 	信連とみなして適用する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ IV 	JAバンク会員とみなして適用する。

J A高知県 自己改革の取組

J A高知県は、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革を実現するためのひとつの手段として発足しました。

当組合では、これまでに自己改革として、J Aグループ高知県域担い手サポート連絡協議会による各種補助事業を活用した環境制御関連機器や省力化機器の導入支援、実需者への直接販売、集出荷場の配置見直しや肥料銘柄集約等による出荷コストの低減などをすすめてまいりました。

今後とも、J A高知県は地域になくってはならないJ Aであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

I. 自己改革を実践するための具体的な方針

「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握することを基本とし、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向け、主要な品目ごとに営農指導として取組むほか、販売部門として取組むことを明確化し、部門連携により所得向上につながるよう取組みます。また、自己改革の基本目標である「地域の活性化」に取り組んでまいります。

II. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、正組合員をはじめとした役職員の担い手訪問による対話や集落座談会等により、自己改革の評価を把握していきます。

また、地域に根差したJ Aを目指し、准組合員を「正組合員とともに農業や地域経済の発展を支える組合員」と位置づけ、准組合員モニター制度を通じて、准組合員の声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJ A経営を実現します。

さらに、農業振興の応援団である准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、自己改革の基本目標につながるよう取組みます。

III. 自己改革を支える「経営基盤の確立・強化」に向けた取組について

マイナス金利の影響等によって今後数年間は今までにない厳しい経営状態となり、これまでとは事業のやり方を見直さざるを得ない状況となっています。こうした状況のなか、令和3年度から経営基盤強化に着手しているものの、昨年3か年計画で示した令和5年度の成行きを経営シミュレーションでは、2,621百万円の赤字の見通しとなりました。赤字の主な要因は、J Aのこれまでの事業モデルである営農経済事業の赤字を信用・共済事業で補うという構造が成り立たなくなっていることによります。

当組合では、このような事業モデルからの転換をはかるため、大規模J Aである強みを生かした販売力の強化や効率的な施設運営を通じた費用削減により、健全で持続性のある経営を確保することを目的として、昨年6月の通常総代会において「3か年計画」を承認いただき取り組んでいます。

J A 高知県 自己改革の取組 (数値編)

(全国様式)

重点目標

成果指標・目標値

農業者の所得増大・農業生産の拡大

青果物出荷単位の大型化・JRコンテナなどの利用による運賃削減			令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者:集出荷場の出荷者		(想定)コスト削減効果	取組結果	目標	目標
令和5年度	1,000台 県域目標設定	1台当たり30千円	982台	1,000台	1,000台

青果物薄い個包装フィルムへの変更による低コスト化			令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者:集出荷場の出荷者		(想定)コスト削減効果	取組結果	目標	目標
令和5年度	7,000ト 県域目標設定	1kg当たり1.3円	700ト	6,000ト	7,000ト

低コスト生産資材(全農集中銘柄)の普及拡大			令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者:組合員		(想定)コスト削減効果	取組結果	目標	目標
令和5年度	普及率80%	慣行銘柄対比3~29%	75%	75%	80%

地域の活性化		令和3年度	令和4年度	令和5年度
食と農の体験の場の提供(あぐりスクール)		取組結果	目標	目標
令和5年度	5地区	1地区	3地区	5地区

経営基盤の強化		令和3年度	令和4年度	令和5年度
集出荷場等施設配置の見直しによる出荷コストの削減		取組結果	目標	目標
令和5年度	集出荷場再編計画策定・計画の実施、施設等整備、広域体制	2集出荷場	2集出荷場	2集出荷場
集出荷場の運営方式の改善による出荷コストの低減		取組結果	目標	目標
令和5年度	運営方式の改善の実践	8か所	7集出荷場	7集出荷場
国内地域資源の活用		取組結果	目標	目標
令和5年度	土壌分析件数	5,808件	5,900件	5,900件

対話・意思反映			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組結果	目標	目標
担い手訪問・対話(営農件数)	54,164件	54,200件	54,400件
集落座談会等(回数・人数)	119回・2,826人	120回・3,000人	120回・3,000人
青壮年部・女性部との意見交換会(回数)	7回	7回	7回
准組合員(広報誌)モニター(意見提出人数)	11人	20人	30人

J A高知県 自己改革工程表（農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域

1. 営農指導

戦略	戦術	具体的な施策
生産量の拡大・品質の向上対策	反収・品質の向上	研修会の開催
		主要6品目の反当出荷量の拡大
	つながり強化	出向く機会の増大
	経営管理支援	青色申告会の拡大
		個別経営指導の実施
	土壌診断の実施	土壌分析実施農家数の拡大
データを活用した営農指導強化	品目数の拡大	
労働力の確保	無料職業紹介所の運営強化	求人・求職者の募集対応強化
	外国人材の活用	関連業者の調査、情報収集

2. 園芸販売

戦略	戦術	具体的な施策
品目部会員の所得向上	販売力の強化	顧客と販売単価の確保・向上をはかる計画的な事前値決め販売の実施
		取引先・実需者との営業商談の実施
		実需者との商談による規格外品等の買取販売の実施
	宣伝・販促活動の実施	生産者およびマネキン派遣に替わる高知県産品の認知向上への取組実施
		量販店でのJ Aグループ高知フェアの実施
		輸出の定着・拡大に向けた営業・商談の実施
	出荷品の安全・品質の確保、信頼の向上	適切な作業管理と異物混入等の防止をはかるガイドライン準拠・集出荷場版G A Pの実施
	労力・出荷コストの低減	出荷包装規格の見直し検討
出荷単位の大型化		
青果物薄い個包装フィルムへの変更による低コスト化		
販売代金の精算・決済期間の短縮	計精算システムの整備	照合・確認業務等の見直しによる新システムの構築
出荷コストの低減	集出荷場等施設配置の見直し	集出荷場の再編・出荷作業の集約等による見直しによる出荷コストの削減
	集出荷場の運営方式の見直し	運営方式の見直しによるコストの削減

3. 米穀販売

戦略	戦術	具体的な施策
地域共同計算を主とした集荷販売	主食用米と非主食米のバランスの取れた生産の推進	県内外の需要に合った生産と集荷販売 県と連携した新品種、新規需要米の生産拡大 県外卸向けの産地指定米や特裁米の集荷販売
	酒米の生産・供給の実施	酒造組合、県など関連組織との連携による酒米需給のマッチングの取組
パールライスブランドの販売強化	県産米の地産地消および県外への推進	米穀卸および量販店への積極的な推進、県内外への販売実施
	食と農の体験の場の提供	大手量販店と生産地をつなぐ田植え、稲刈りイベントの実施

の活性化)

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
研修会開催数	1,431回	1,440回	1,450回
主要6品目の反当出荷量がR3園芸年度に対して、R4(2%増)R5(4%増)の目標に達した品目数	—	3品目	4品目
訪問件数	54,164件	54,200件	54,400件
会員数	1,546人	1,550人	1,560人
実施件数	308件	310件	312件
土壌分析実施農家数	2,235件	2,240件	2,245件
活用できる品目数	—	3品目	10品目
マッチング数	322件	360件	380件
集出荷場での導入	3地区4出荷場	4か所	5か所

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
値決め販売量の割合	26%	25%	25%
県外6事務所を主体とした個別商談回数	248回	200回	200回
実需者との交流商談会による新規取引件数	5件	3件	3件
取扱高	22.2億円	22億円	22.5億円
量販店等へのモニターの設置店舗数	1店舗	2店舗	2店舗
フェアの実施店舗数	5,300店	4,000店	4,300店
新規取引件数	0件	2件	2件
出荷場版GAPの実施状況の巡回点検回数	地区40回・本所7回	地区本部・本所各2回以上	地区本部・本所各2回以上
実施件数	2件	2件	2件
JRコンテナ・貸切トラック台数	982台	1,000台	1,000台
実施数量	700トン	6,000トン	7,000トン
新システムの構築と移行	システム構築	詳細設計、システム構築	システム構築・単体テスト
再編計画に基づく、施設等の整備、広域出荷体制の実践	2集出荷場	2集出荷場	2集出荷場
集出荷場の運営見直し実践集出荷場数	8か所	7集出荷場	7集出荷場

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
主食米(酒米除く)の集荷販売数量	9,713トン	8,200トン	8,300トン
非主食米の集荷販売数量	4,050トン	4,600トン	4,800トン
酒米の集荷販売計画数量	372トン	370トン	400トン
精米搗精数量	3,476トン	3,700トン	3,800トン
参加人数 精米販売数量	コロナ禍で開催できず	20人 1,000袋/5kg	20人 1,100袋/5kg

4. 畜産販売

戦略	戦術	具体的な施策
畜産・酪農生産者の所得向上 担い手農業者の所得向上	販売力強化による高知県ブランドの確立・強化 酪農生産基盤の維持	地域団体商標の有効活用による土佐あかうしの更なるブランド力の強化と有利販売
		行政や生産者、四国生乳販連との連携強化による酪農生産基盤の維持と計画的な生乳生産
新食肉センターの整備による食肉事業の総合的な取組強化	川上から川下まで一気通貫の取組みによる収支改善	新たに取込む事業（セリ・部分肉加工・内臓販売など）、新規に取込む事業（廃用牛の集荷・JA直売所への供給）で安定的な経営

5. 農産販売

戦略	戦術	具体的な施策
高付加価値商品	高付加価値商品の販売による所得増大	高付加価値商品を製造することによる荒茶単価の維持
営業力強化	営業力強化による所得増大	茶・ゆず製品の新商品開発による販売拡大 加工品の営業訪問活動による販売高拡大

6. 生産資材購買

戦略	戦術	具体的な施策
生産資材コストの低減	営農指導との連携	銘柄集約によるコスト低減
	国内地域資源の活用	土壌分析に基づく適正施肥
組合員サービスの向上	出向く体制の強化	営農経済渉外担当者の配置 集落営農法人・農業生産法人への訪問活動
組合員ニーズへの対応	円滑な情報連携	情報端末機の普及

7. 農業機械購買

戦略	戦術	具体的な施策
組合員サービスの向上	出向く体制の強化	調子伺い推進訪問実施
	共同利用によるコスト低減	農機レンタル、作業請負の件数拡大

8. 燃料購買

戦略	戦術	具体的な施策
生産資材コストの低減	農業者の営農支援	仕入機能強化および安定供給
石油中継基地の防災対策	石油中継基地の適正な配置	石油中継基地の移設および集約
戸配送コストの引下げ	戸配送の効率化	残油計システムの普及拡大

9. 農業融資

戦略	戦術	具体的な施策
農業の成長支援	事業関連携により出向く体制の整備	事業間連携による資金需要調査の実施
	農業者の課題に対する相談機能の構築	メイン強化先及び新規就農者への訪問

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
市場出荷の平均枝肉単価の向上・集荷頭数の確保	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,221円/kg	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,250円/kg	—
	集荷頭数 461頭	集荷頭数 500頭	—
生乳生産量の確保と後継牛確保の取組	18,696ト _ン	計画生産 19,000ト _ン	計画生産 20,000ト _ン
	388本	性判別精液取扱 500本	性判別精液取扱 500本
整備に向けての計画の進捗	I期工事完了 II期工事中	整備工事	令和5年4月より操業開始

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
二番茶の平均単価820円/kgと比較した、高付加価値商品（紅茶、半発酵茶、釜炒茶）の販売単価	二番茶平均販売価格 859円/kg	高付加価値商品の販売 単価1,500円/kg	高付加価値商品の販売 単価1,500円/kg
新商品開発	6アイテム	2アイテム	2アイテム
訪問件数	6,222件/年	6,200件/年	6,225件/年

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
肥料銘柄集約	4銘柄	5銘柄	5銘柄
低コスト資材（全農集中銘柄）の普及拡大	75%	75%	80%
土壌分析件数	5,808件	5,900件	5,900件
専任担当者配置数	24人	29人	35人
訪問件数	4件	45件	50件
携帯タブレット導入	47台	47台	50台

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
訪問推進件数	7,909件	8,500件	9,000件
利用件数	712件	750件	800件

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
重油取扱数量拡大	35,415kℓ	35,500kℓ	36,000kℓ
浸水区域における基地廃止数	検討	検討	検討
残油計システムの設置数	86基	113基	400基

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
地区別実施件数	639件	恒常化	恒常化
訪問件数	493件(実件数)	320件	320件

戦略	戦術	具体的な施策
地域コミュニティの活性化	食と農の体験の場の提供	食農教育活動(あぐりスクール)
組合員のメンバーシップの強化	組織の活性化	集落座談会等の実施
		青壮年部・女性部との意見交換会
		広報誌モニター制の実施

業績評価指標	令和3年度取組結果	令和4年度目標	令和5年度目標
実施地区数	1地区	3地区	5地区
実施回数・人数	119回・2,826人	120回・3,000人	120回・3,000人
実施回数	7回	7回	7回
意見提出人数	11人	20人	30人



令和3年度「ごはん・お米とわたし」
作文・図画高知県コンクール
図画の部



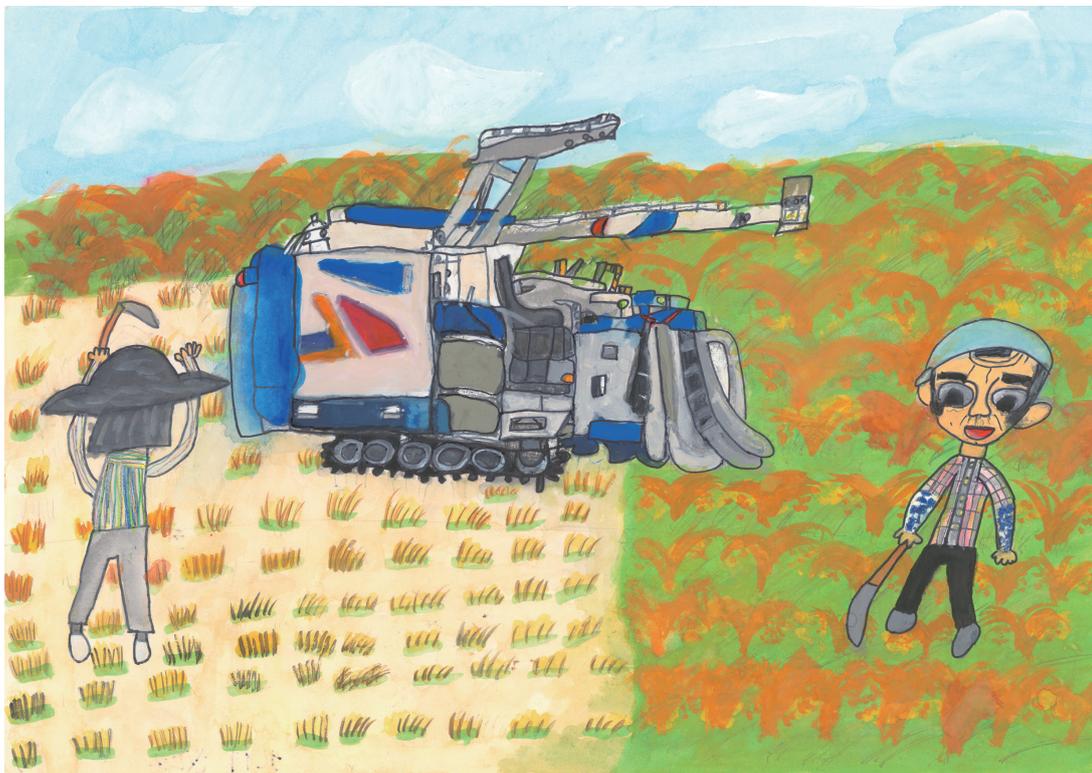
© みんなのよい食プロジェクト



特選

『いねかりをしたよ』

南国市立長岡小学校 北村 さくら子さん (2年生)

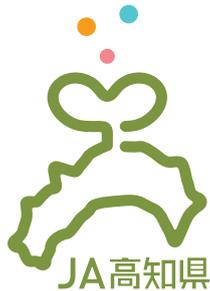


特選

『お兄ちゃんのごはん大もり！すごーい！！』

安芸市立土居小学校 北川 紗彩さん (5年生)





高知県内の JA 職員と農家がともに支え合い、農家・消費者の暮らしを豊かにし、高知の農業を発展させることを目的として制作したロゴマークです。

マークは、高知県のみどりの大地から新しい芽（作物・情報）が成長している状態を表し、またその芽は、全国・未来へと繋げる「発信の象徴」でもあります。水色のドットは清らかで豊かな高知の水を、オレンジのドットは大地に降りそそぐ太陽、ピンクのドットは人々のつながりを育む愛情を表しています。これら3つのドットは新しい芽に栄養を与え育てる養分の役割を持っています。

高知県農業協同組合

〒781-8510 高知県高知市五台山5015番地1
TEL 088-821-6091 FAX 088-856-6980
<https://ja-kochi.or.jp/>



マスコットキャラクター
コチット

JA 高知県の広報宣伝部長で、種の妖精。
モチーフは「種」と「ウサギ」。
JA 高知県のロゴマークと同様、3色のドットが示す「水」・「太陽」・「愛情」から作られており、高知のめぐり（農業）の神様に仕え、県内各地の農業と暮らしが豊かになる「幸せの種」として駆け巡ります。
「コチット」はウサギのように駆け巡る高知（コウチ）のラビットから名付けられました。